九州横断自動車道関係
埋蔵文化財調査報告

— 52 —

甘木市所在宮原遺跡Ⅴ

1998

福岡県教育委員会

序

昭和54年度に開始しました、九州横断自動車道の建設に伴う埋蔵文化財の調査は、平成２年度の朝倉町外之隈（そとのくま）遺跡の補足調査で無事に終了しました。

福岡県教育委員会では、この12年の間に、西端の小郡市から東端の杷木町までのおよそ37キロメートルの間において62ケ所の調査対象地点について発掘調査を行い、本年度までに、52冊の報告書を刊行するはこびとなりました。

すでに、九州横断自動車道は完通していますが、地中に埋もれた、古代人の生活の痕跡を資料として報告する重要な仕事がまだ残されています。

福岡県教育委員会の今後に残された重要な仕事は、調査により発見された資料の有効な活用を図ることであります。

さて、この報告は、昭和57年度に第１冊目の報告書を刊行して以来、15年の年月を経て、立野遺跡・宮原遺跡の最終報告であります。十分な報告ではありませんが、地域史研究及び文化財保護に対する一助になれば幸甚に存じます。

発掘調査及び整理報告作業にあたり、御協力賜りました方々や諸機関に深く感謝いたします。

平成10年３月31日

福岡県教育委員会

教育長　光　安　常　喜

例　　言

1　本書は、九州横断自動車道建設路線内に位置する遺跡について、福岡県教育委員会が日本道路公団から委託されて発掘調査を実施した甘木(あまぎ)市に所在する立(たての)野遺跡・宮原(みやばる)遺跡（第11地点）の最終報告書である。

2　本書は九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告の52冊目にあたる。

3　この報告は、立野遺跡・宮原遺跡全体を対象とする。両遺跡の全体図を作成するにあたり、宮原遺跡の南側を調査した、甘木市教育委員会文化課隈部俊明・松尾宏の両氏から、図面を提供していただき、合成図を作成することができた。

4　出土遺物の写真撮影は、福岡県文化課整理指導員北岡伸一氏に依頼した。

5　出土遺物の実測は、福岡県文化課甘木事務所の渡辺輝子、大野愛里、岡泰子、辻啓子、原富子氏による。なお、特殊遺物の実測は、伊崎俊秋氏による。

6　製図は、福岡県文化課甘木事務所の江上佳子氏による。

7　報告した出土品は、福岡県文化課甘木事務所において保管している。

8　本書の執筆は、文末に執筆者名を明記し文責を明らかにしている。

9　本書の編集は、伊崎利秋及び武田光正氏の協力を得て児玉が担当した。

本 文 目 次

第１章　はじめに…… 1

第１節　はじめに…… 1

第２章　遺構と遺物…… 5

第１節　遺構…… 5

・134号掘立柱建物跡 …… 5

・135号掘立柱建物跡 …… 5

・112号掘立柱建物跡主柱穴P3 …… 7

第２節　遺　物…… 8

・帯金具…… 8

・138号竪穴住居跡出土土器 …… 8

・151号竪穴住居跡出土土器 …… 8

・190号竪穴住居跡出土土器 …… 8

・213号竪穴住居跡出土土器 …… 8

・焼塩土器……11

・墨書土器……12

第３章　まとめ要約……13

・九州横断自動車道埋蔵文化財調査報告　－２－（立野遺跡 1）……13

・九州横断自動車道埋蔵文化財調査報告　－５－（立野遺跡 2）……17

・九州横断自動車道埋蔵文化財調査報告　－８－（立野遺跡 3）……23

・九州横断自動車道埋蔵文化財調査報告　－14－（宮原遺跡 Ⅰ）……31

・九州横断自動車道埋蔵文化財調査報告　－17－（宮原遺跡 Ⅱ）……35

第４章　総　括……45

・刻印土器と焼塩土器……45

・竪穴住居跡の諸問題……49

・方形竪穴遺構について……69

・宮原遺跡の一側面……71

・立野・宮原遺跡の竪穴部……83

あとがき……86

新旧遺構番号対照表……87

図 版 目 次

図版 1　宮原遺跡・立野遺跡全景
図版 2　（上）帯金具・墨書土器
　　（下）134・135号掘立柱建物跡
図版 3　（上）焼塩土器外面
　　（下）焼塩土器内面

挿 図 目 次

第 1 図　宮原遺跡Ｄ区134・135号掘立柱建物跡実測図(1/80)…… 6
第 2 図　112号掘立柱建物跡Ｐ３土器出土状態図(1/30) …… 7
第 3 図　帯金具実測図(1/2) …… 8
第 4 図　138・151・190・213号竪穴住居跡出土土器実測図(1/4) …… 9
第 5 図　焼塩土器実測図(1/3) ……10
第 6 図　墨書土器実測図(1/3) ……12
第 7 図　竪穴住居跡模式図と各部の名称……15
第 8 図　立野遺跡16号竪穴住居跡階段状遺構実測図(1/30)……16
第 9 図　立野遺跡Ａ地区方形周溝墓・円墳の面積……20
第10図　10号方形周溝墓出土遺物(1/2・1/4)……21
第11図　立野・宮原遺跡の集落と墓地の関係想定図……22
第12図　立野遺跡56号竪穴住居跡カマド対面の施設(1/60)……25
第13図　出入口施設の模式図(1/60)……26
第14図　住居空間使用の一私案(1/80)……27
第15図　異方向を示す住居……28
第16図　立野遺跡における住居の群と掘立柱建物……29
第17図　宮原遺跡１号方形竪穴……33
第18図　竪穴住居跡模式図と各部の名称……37
第19図　竪穴住居の群構成と規模・床面下層土壙の形態・掘立柱建物の構成……38
第20図　82・83号竪穴住居跡・杭痕(1/40・1/80)……40

第21図　ネズミの爪痕・門歯痕(1/3・1/4)……41
第22図　ネズミのチュー太郎……42
第23図　竪穴住居跡の諸形態(1/120)……50
第24図　薬師堂東遺跡集落変遷図……51
第25図　高原遺跡古墳時代以降住居群変遷図……52
第26図　塔ノ上遺跡住居群変遷図……53
第27図　中道遺跡古墳～奈良時代遺構配置図……54
第28図　鎌塚遺跡住居群変遷図……55
第29図　外之隈遺跡Ⅶ区19号住居跡(1/120)……56
第30図　カマド跡の諸形態……58
第31図　宮原遺跡258号住居カマド横の小土坑(1/30)……59
第32図　外之隈遺跡Ⅴ区８号住居跡(1/120)……62
第33図　団後遺跡１号住居跡(1/120)……63
第34図　原田遺跡Ⅳ－１、２号住居跡(1/120)……64
第35図　沖附(1) 遺跡21号住居跡……65
第36図　小型竪穴住居推定復原図(1/60)……67
第37図　方形竪穴遺構の分布……69
第38図　宮原遺跡の円面硯と墨書土器(1/4)……72
第39図　下浦宮原遺跡の墨書土器(1/4)・帯金具(1/2)……73
第40図　宮原遺跡の刻印土器(1/4)……74
第41図　宮原遺跡の土製品(1/2、9・10は1/3)……75
第42図　井戸・主要土坑・区画遺構等配置図(1/800)……77
第43図　宮原遺跡99・112号掘立柱建物跡出土土器(1/4)……78
第44図　宮原遺跡179 号竪穴住居跡土層図(1/60)……78
第45図　Ａグループ建物群主要建物配置図(1/800)……80
第46図　竪穴部概念図……83
第47図　立野遺跡135号竪穴住居跡（上）・宮原遺跡３号竪穴住居跡（下）……84

表　目　次

第１表　新旧遺構番号対照表……87

付　　図

付図１　立野遺跡・宮原遺跡、下浦宮原遺跡全体図(1/800)
付図２　宮原遺跡掘立柱建物跡の分類図

第１章　はじめに

第１節　はじめに

（１）総集編刊行にあたって

九州横断自動車道第11地点（東半部；宮原遺跡、西半部；立野遺跡）の調査は、昭和56年５月18日に宮原遺跡ＡＩ区から開始した。以降、３年にわたり、工事工程の都合から両遺跡を往復しながら断続的に調査を行った。立野遺跡は、昭和58年10月２日に現地調査を完了し、宮原遺跡は、昭和59年４月30日に、ＡII・Ｄ地区の調査終了をもって完了した。この間、立野遺跡からは、隣接する旧陸軍大刀洗飛行場で使用された機関銃一丁が出土し、福岡県警や甘木警察署の係官が現地を再三訪れる等のハプニングもあったが、事故もなく、無事に調査を終了することができた。

この３年間で、路線幅60m、長さ約900m、調査面積約40,000m²にのぼる範囲を調査し、おびただしい数量の遺構・遺物が出土した。調査中に、立野遺跡分から報告書を作成しはじめたが、膨大な数量の遺構・遺物であるため、最終報告書の刊行が今年度まで延びてしまった。

このような状況により、不注意による報告漏れの資料や、間違って報告した遺構等があり、この報告書において補足、訂正する。また、これまでの報告書の中で、その都度「まとめ」という形で各担当者により若干の考察を行っており、それらの要約を掲載し、新たに、立野遺跡・宮原遺跡が含む問題点のいくつかについて、まとめを行うこととする。さらに、今後の資料整理・保管の便のため、両遺跡の新・旧遺構番号一覧表を掲載している。

以上が、総集編刊行の目的である。

（２）検出した遺構について

検出した遺構は、縄文時代、弥生時代のものを若干含むが、主体は古墳時代後期～奈良時代の集落・村落関係の遺構である。両遺跡の遺構数は以下に示すとおりである。なお、この報告書で訂正した後の遺構数であることを断っておく。

	立野遺跡	宮原遺跡	総　数
竪穴住居跡	１３４※1	２６０※2	３９４
方形竪穴	0	3	3
掘立柱建物跡	７９	１３５※3	２１４
土　坑	８※4	６８	７６

おとし穴	22	4	26
井　戸	0	1	1
溝	5	20	25
方形周溝墓	16	0	16
円　墳	9	0	9
土壙墓	68※5	7※6	75
石蓋土壙墓	6	0	6

※1 建替え2件を含むので住居の最終番号132号よりも多くなる。

※2 建替え2件を含むので住居の最終番号258号よりも多くなる。

※3 土壙墓(C2～C9)を2棟の建物としたので建物の最終番号133号よりも多くなる。

※4 土坑として通し番号を付したおとし穴を除いた数である。

※5 方形周溝墓の随葬墓を2基含む。

※6 C2～C8を2棟の建物としたので、最終番号15号より7基分減った。

以上が、これまでに報告した各遺構ごとの数である。すべての遺構の総数は845である。しかし、方形周溝墓や円墳の埋葬施設、竪穴住居跡の個別遺構はこの中に含んでおらず、その数を合算すれば1,000を超える遺構を報告したことになる。いずれにせよ、調査時点における遺構の密集度は異常であり、調査区内に一定の空間を有する部分があるにはあったが、竪穴住居跡の密集する切り合い関係の調査経験は、昭和50年代末期までにおける当教育委員会の調査では例のないものであった。

また、貼床を遺構として確認し図化することによる資料化の達成、それゆえに可能であった貼床下層遺構の確認と認識の過程は、徐々にではあるが竪穴住居跡建築に係るマツリの存在や前代の遺構を貼床下層に遺制として取り込んでいく過程を検討する機会を得ることができた。さらには、竪穴住居跡や掘立柱建物跡を中心に、それに付随する個別遺構の細かな調査の積み重ねは、わずか1軒の竪穴住居跡であるにせよ、土に遺存する資料から新たな知識と認識を得ることができ、次の調査方法を検討すべき新たな問題を提示してくれることとなった。

このように、この遺跡の調査は、調査関係者の道場であり、現場における体験は他遺跡での調査に生かされることとなった。

地下、一寸は闇夜であり、何が出土するかは分からない。

立野遺跡・宮原遺跡とのつきあいは、この報告書で終わることとなる。しかし、この両遺跡はしぶとい遺跡であり、恐ろしい遺跡でもあった。

（2）調査関係者一覧

発掘調査から報告書刊行に至るまでの関係者は以下のとおりである。なお、総括に関しては平成9年度の関係者に限っている。

［総　括］　福岡県教育委員会教育長　光安　常喜
〃　教育次長　松枝　功
福岡県教育庁指導第二部長　竹若　幸二
〃　文化課長　石松　好雄
〃　文化課参事　柳田　康雄
〃　文化課長補佐　城戸　秀明
〃　文化課長技術補佐　井上　裕弘
〃　文化課管理係長　黒田　一治
〃　文化課調査班総括　橋口　達也

［調　査］　栗原　和彦（現九州歴史資料館参事）
石山　勲（現国博対策室参事補佐）
木下　修（現文化課調査班参事補佐）
佐々木隆彦（現九州歴史資料館学芸二課参事補佐）
新原　正典（現文化課調査班参事補佐）
児玉　真一（現文化課文化財保護係参事補佐）
馬田　弘稔（現北九州教育事務所生涯学習課参事補佐兼文化班主任）
池邊　元明（現福岡教育事務所生涯学習課参事補佐兼文化班主任）
小池　史哲（現京築教育事務所生涯学習課参事補佐兼文化班主任）
伊崎　俊秋（現甘木歴史資料館副館長）

（調査補助員）
高田　一弘
武田　光正（現遠賀町教育委員会）
狐塚　省蔵
佐土原逸男
日高　正幸（現小石村教育委員会）
向田　雅彦（現佐賀県鳥栖市教育委員会）
田中　康信（現瀬高町教育委員会）
平嶋　文博（現三輪町教育委員会）

（調査作業員）

飯田スミカ・池田和博・石橋清美・井上久美江・井上貞子・井上トシコ・井上ミドリ・大内田フサエ・高良静香・木村澄子・小島昭美・小島キミ子・小島シトシ・小島スミ子・小島初子・小島ヒナ子・佐藤六女香・高木キトシ・高瀬睦子・高山浩一・田中澄子・棚町その・中島トシ子・中村妙子・原田キミ子・原田ミヨ子・人見シズカ・堀内恵子・堀内シツカ・堀内マサオ・安丸シノブ・安丸ハル子・安丸ユタカ・山下慶子・山口トシ子・山口政子・吉橋秀美

［整　理］　横田　義章（鉄器処理；九州歴史資料館学芸二課長）

岩瀬　正信（復原指導；文化課整理指導員）

中塩屋リツ子・西奇子・小島佐枝子・石井紀美子・窪山頼子・秋山美恵子・窪田恵美子・市川利佳・平塚もなみ

［遺物写真］　石丸　　洋（九州歴史資料館学芸二課参事補佐）

北岡　伸一（文化課整理指導員）

平島美代子・須原悦子・矢野明美

［製　図］　豊福　弥生（文化課整理指導員）

塩足　里美（文化課整理補助員）

江上佳子・秋吉邦子・原カヨ子・手柴淳子・大坪文・本田ひろみ

［土器実測］　平田　春美（文化課整理指導員）

渡辺輝子・大野愛里・西田美代子・岡泰子・辻啓子・原富子・高瀬照美・原田和枝・松島邦子・丸山小夜子

［報　告］　山本　輝雄（九州大学工学部建築学教室助手）

石山　　勲（現国博対策室参事補佐）

木下　　修（現文化課調査班参事補佐）

佐々木隆彦（現九州歴史資料館学芸二課参事補佐）

児玉　真一（現文化課文化財保護係参事補佐）

伊崎　俊秋（現甘木歴史資料館副館長）

武田　光正（現遠賀町教育委員会）

日高　正幸（現小石原村教育委員会）

渡辺輝子・大野愛里・大場佐世子・井上久美子・窪山頼子

（児玉）

第２章　遺構と遺物

この章では、これまでに報告した中で、遺構の性格の見直しによる報告のし直しや、報告漏れの出土遺物について説明する。

第１節　遺　構

立野遺跡では、遺構の性格の見直しによる再報告の遺構はない。

宮原遺跡では昨年報告した２～９号土壙墓（Ｃ２～Ｃ9；註1）の見直しを行い、２棟の掘立柱建物跡に変更する。すなわち、Ｃ5～Ｃ8が134号掘立柱建物跡に、Ｃ2～Ｃ4･Ｃ9が135号掘立柱建物跡となる。これらの建物は横断道と市道が交差する部分に位置する。

また、111号建物柱穴Ｐ3土器出土状態図を掲載した。

134号掘立柱建物跡　Ｂ134（第１図）

昨年報告の５～８号土壙墓（Ｃ5～Ｃ8）及び二つのピットを使用して１棟の建物とした。図のように、柱穴番号と旧土壙墓との対応関係は、Ｐ1＝Ｃ8、Ｐ3＝Ｃ７、Ｐ4＝Ｃ6、Ｐ6＝Ｃ8であり、Ｐ2及びＰ5は普通のピットを柱穴と考えた次第である。

１×２間の建物で、主軸をＮ-45°-Ｅにおく。柱間寸法は梁間８尺（2.4m）、桁行７尺（2.1m）等間である。東西隅の柱穴（Ｐ2･Ｐ5）のみ通常のピットで、他の柱穴は布掘りで、柱を立てる部分は一段深い。Ｐ2・Ｐ5は、単なるピットとして検出しているが、本遺跡では遺構の切り込み面が遺構検出面よりも少なくとも60cm程上層にあることが土層的に確認されており（第44図－78頁）、この二つのピットも浅い布掘り状のものであった可能性もある。しかし、この東西隅の相対する柱穴（Ｐ2・Ｐ5）のみが、深く掘られた布掘りの柱穴ではなく、これは本建物を建ち上げる際に何らかの意識的な配慮が働いた結果であろう。

135号掘立柱建物跡　Ｂ135（第１図）

134号建物と同様に、Ｃ2～Ｃ4・Ｃ9及び三つのピットを使用して１棟の建物とした。柱穴番号と旧土壙墓との対応関係は、Ｐ1・Ｐ2・Ｐ3＝Ｃ9、Ｐ4＝Ｃ4、Ｐ6＝Ｃ3、Ｐ8＝Ｃ2であり、Ｐ5・Ｐ7・Ｐ9・Ｐ10は普通のピットを柱穴と考えた。本建物は、156号住居を切っている。

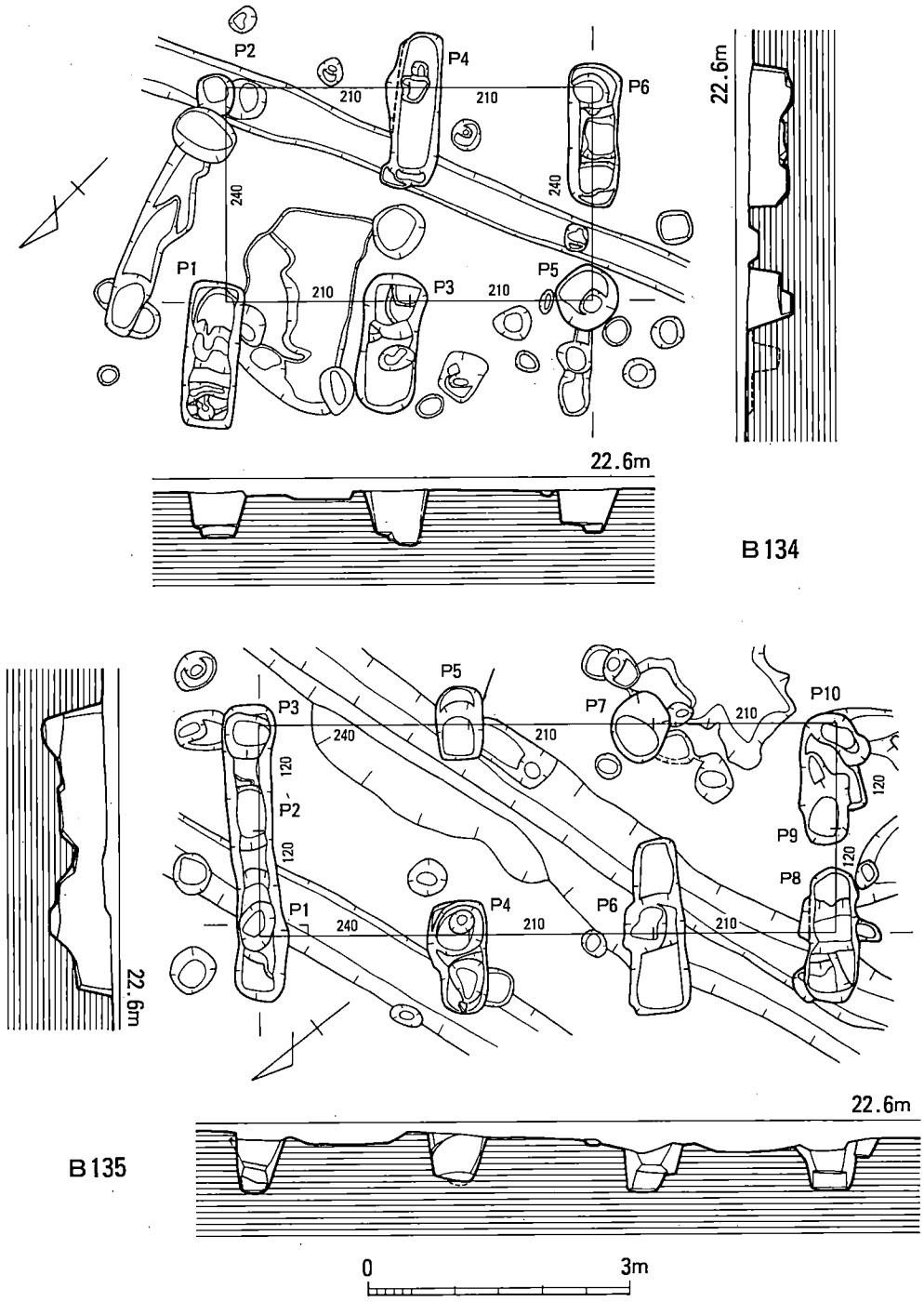

第1図　宮原遺跡D区134・135号掘立柱建物跡実測図(1/80)

2×3間の建物で、主軸をN-38°-Eにおく。柱間寸法は、梁間4尺（1.2m）等間、桁行は東から、8尺（2.4m）・7尺（2.1m）・7尺で、東の柱間が1尺（30cm）広い。北東の妻側の柱穴は長い布掘りで、3本の柱が立つ部分だけを特に深く掘っている。北西側の柱穴はすべて布掘りで、柱が立つ部分のみ深く掘っている。南西の妻側の柱穴P9・P10は、浅い布掘りの柱穴が削平されたように見受けられる。P5・P7は、134号建物のP2・P5と同様に、浅い布掘り状のもであった可能性がある。

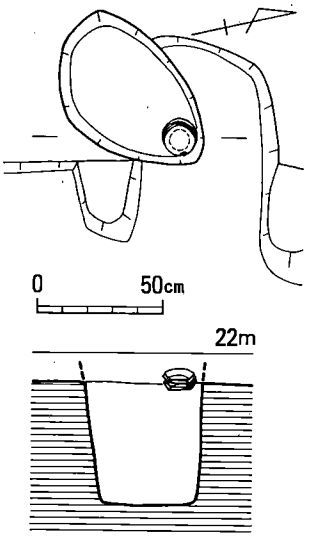

第2図　112号掘立柱建物跡P3土器出土状態図(1/30)

112号掘立柱建物跡主柱穴P3（第2図）

2×3間の建物で、北東隅のP3は、213号竪穴住居跡のカマドを切っている。遺構検出時は、カマドを廃棄するに際してのマツリに関するものであろう、と速断したが、カマドの土層断面の両遺構の切り合い関係から、112号建物の柱穴と判明した次第である。図のように、柱穴埋土最上層に、4個の坏を重ねた状態で検出した。坏は、口径の小さいものから、上から順に丁寧に重ねていた。柱穴内の土層には、柱痕が残らず、柱を引き抜いた後に、坏を埋置したものである。なお、出土土器については、別途説明している（註3）。

（児玉）

註1 福岡県教育委員会　『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告』－46－　1997

註2 福岡県教育委員会　『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告』－46－　1997

※179号竪穴住居跡土層図（第44図；78頁）参照。

註3 福岡県教育委員会　『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告』－51－　1998

第2節　遺　物

宮原遺跡の出土品について、補追する。掲載する出土品は、帯金具及び焼塩土器を含む土器である。土器番号は、既報の掲載図からの連番である。

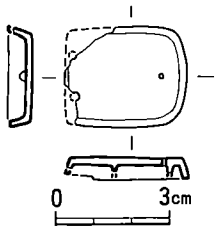

第3図
帯金具実測図(1/2)

帯金具（図版2、第3図）

190・191号住居のＡII区に存在する部分の調査中に、覆土から検出したものである。青銅製の鉈尾で、一部を欠損するが、全形を窺うことができる。寸法は、長さ32.5㎜、幅26.5㎜、高さ6㎜、厚さ2㎜である。尾部の中央に径1㎜弱の円孔がひとつ、反対側には径2㎜弱の一対の円孔が認められる。裏面の中央には、径1㎜程の足がつき、先端は欠損するが、長さは帯地の厚さを加算して、5㎜程度であろう。

宮原遺跡では、円面硯・墨書土器や質の高い土器等、政治的・社会的に身分の高い人物の存在を示す出土品がかなり見受けられ、この鉈尾もそのひとつに加えられる資料であり、奈良時代の本村落の性格を考える上で重要な資料である。

138号竪穴住居跡出土土器（第4図）

29は床面に検出した甑で、口径18.3cm、器高23.7cmに復原される。焼成良好で暗灰黄褐色を呈する。

151号竪穴住居跡出土土器（第4図）

4は床面に検出した甕で、口縁部を欠損するが、胴部最大径25.2cm、残存高26.8cmを測る。焼成良好で、内面は茶褐色を呈し、外面は煤が付着し黒～暗茶褐色を呈する。

190号竪穴住居跡出土土器（第4図）

6・9は床面、10・11はカマド内、7・8は貼床下層から出土した。6～9須恵器の各々の口径・器高は、6;15.1cm・3.4cm、7;18.7cm、8;16.5cm・4.8cm、9;18cm・3.2cmに復原される。また、10・11の口径は各々、30cm、28cmに復原される。須恵器6～9は、焼成で灰色～緑灰色を呈し、土師器10・11は、焼成良好で橙褐色を呈する。

213号竪穴住居跡出土土器（第4図）

23は、床面に検出した須恵器の完形の坏身である。白黄茶色を呈する。

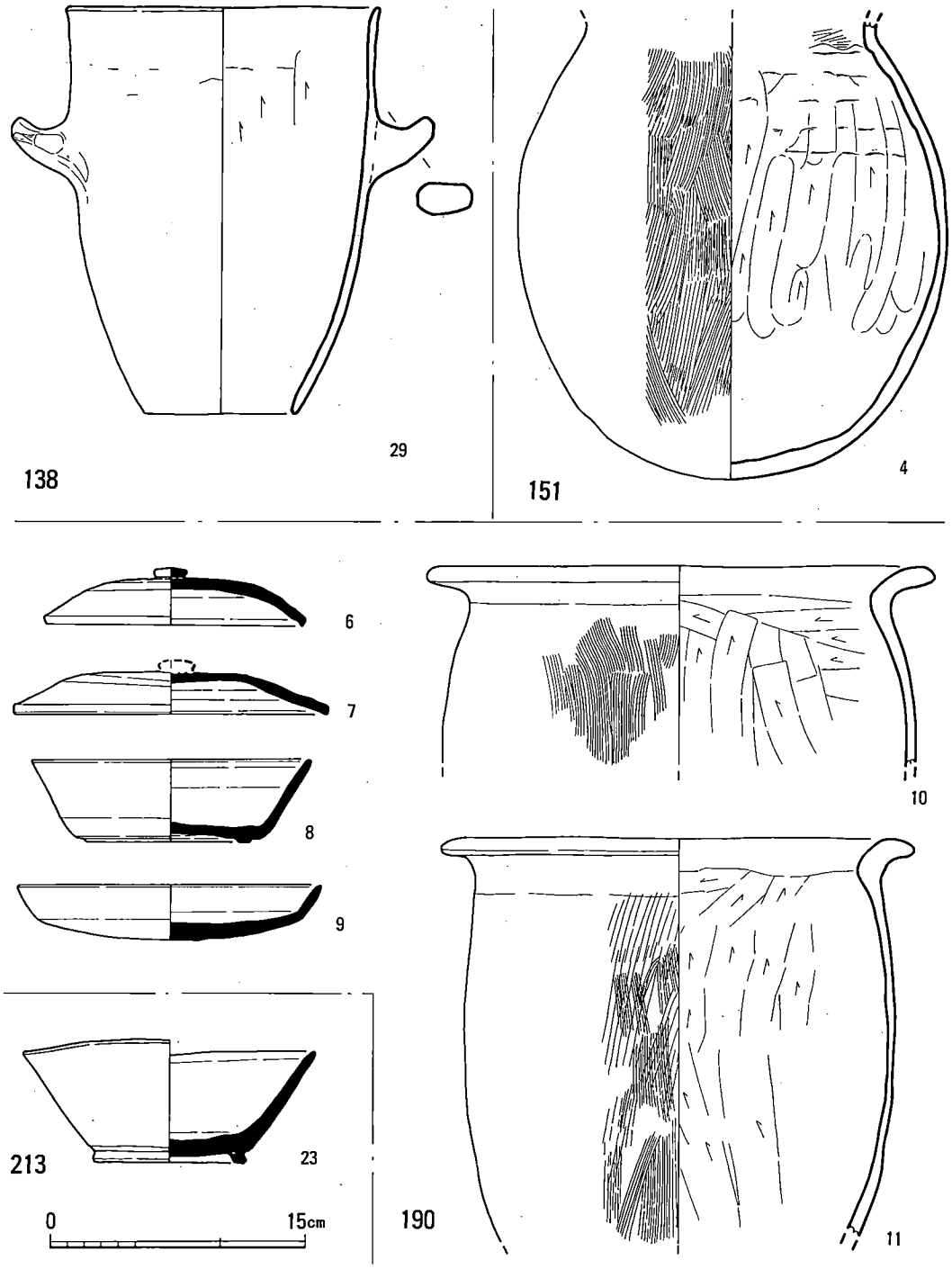

第4図　138・151・190・213号竪穴住居跡出土土器実測図(1/4)

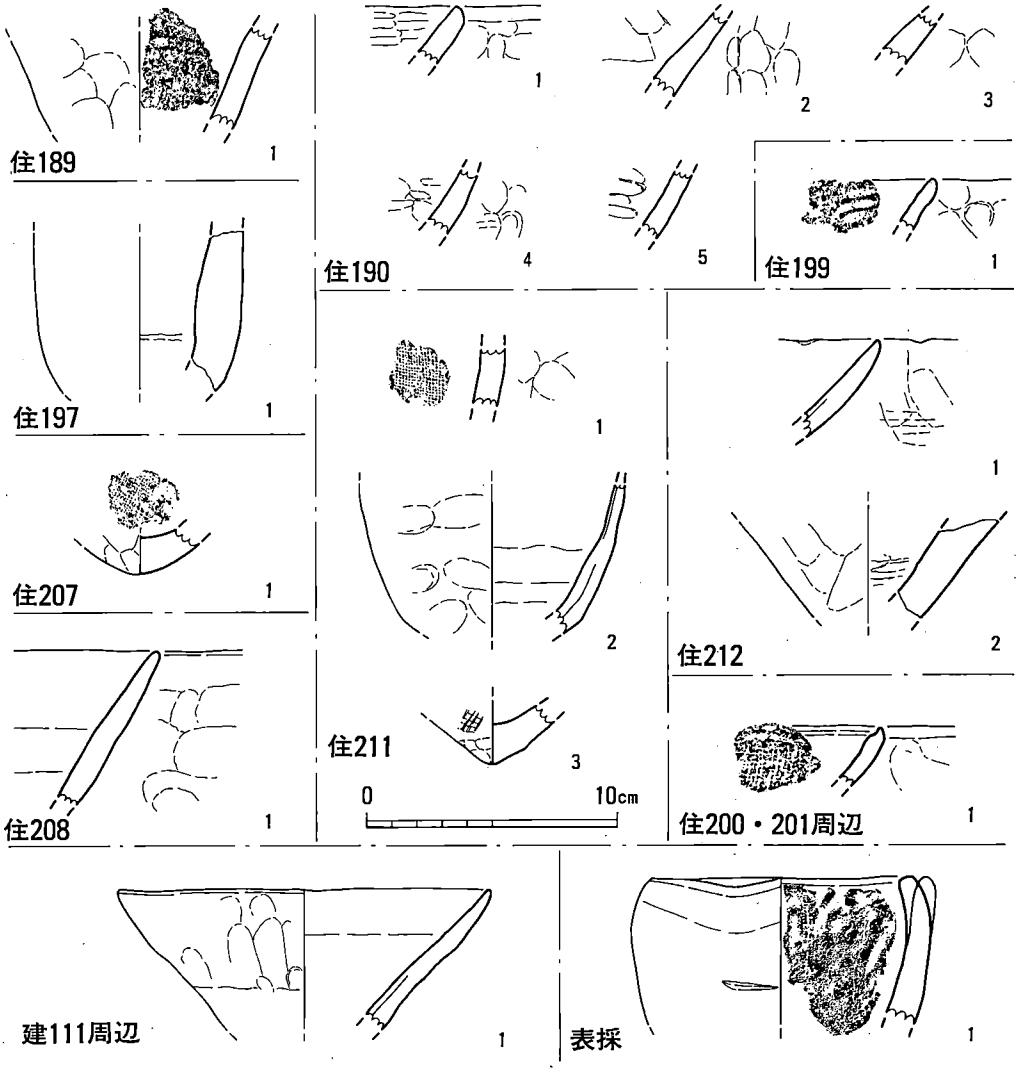

第5図　焼塩土器実測図(1/3)

塩焼土器（図版３、５図）

平成８年度の『宮原遺跡Ⅲ』で報告すべきであったのに漏れていた資料について述べる。18点を図示するが、これらは砂粒を多く含み、ほとんどが二次熱を受けている。

189号住居跡(1)　内面は二枚貝の条痕ののちナデを施している。残存する最大径は10.3cm。下層からの出土。別に図示できない破片が１点ある。

190号住居跡（１～５）　１は内面に二枚貝の条痕を施したあとにナデを行っている。２～５は内外ともナデ調整である。３～５は床下層からの出土。『Ⅲ』で２点を報告していたが、別に図示できない破片が２点あるのでこの住居跡からは９点が出土していることになる。

197号住居跡(1)　円筒形になるもので、器壁がかなり厚い。最大径8.4cm。カマド周辺からの出土。他に図示できない破片が２点ある。

199号住居跡(1)　内面に二枚貝の条痕を施している。図示できない破片が１点ある。

207号住居跡(1)　内面に布目痕を有する底部片であるが、二次被熱の有無は不明である。布目は１cmあたり10本を数える。

208号住居跡(1)　内面の大半と外面口縁部直下には白い析出物が付着している。

211号住居跡（１～３）　１は円筒形になるかもしれない。内面の布目は１cmあたり９本を数える。この土器は二次被熱は不明。２は傾きにやや不安があるが、残存最大径は10.6cmを測る。強い二次熱で底部近くは灰青色に変色している。３は尖底になる。外面にはタタキ風の擦過痕が見える。

212号住居跡（１・２）　１は強い二次熱で口縁周辺が紫灰褐色に変色している。２は傾きが強く器壁が厚い。残存する最大径は10.2cm。別に図示できない破片が２点ある。

200・201号住居跡周辺(1)　内面に粗い布目を有する破片である。別にもう１点あるが図示できない。

111号掘立柱建物跡周辺(1)　強い二次熱を受けて器表が荒れている。復原口径15cm。

表採資料(1)　調査区北半部の表土中から採集された資料である。口縁は片口状になるところがある。内面の布目は粗い。復原口径10.4cm。

以上のほかに188号住居跡から１点、191号住居跡から１点、218号住居跡から２点、190・191・195号住居跡近辺から１点、１号井戸から２点の破片が出土しているが、いずれも図示するに堪えない資料である。　（伊崎）

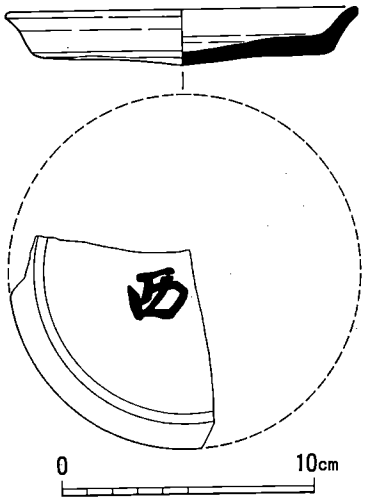

第6図　墨書土器実測図(1/3)

墨書土器（図版2、第6図）

176号住居の覆土から出土した。1/4程遺存する須恵器皿の破片で、外底面の中心からやや外れた部分に、行書体で「西」と墨書されている。肉太の堂々とした書き振りである。この皿は図上で、口径14cm、器高2.2cmに復原される。胎土には、微砂粒を多量に含み、焼成良好で、灰色を呈する。（児玉）

第３章　まとめ要約

■　第３章は、立野遺跡・宮原遺跡のこれまでの報告書に掲載された、「まとめ」や「総括」のうち、主要なものについて要約したものである。

■　用語は、執筆時の用語を使用し、その後改称した用語は（　）書きにより示した。

■　要約は、児玉の責任において行っており、各執筆者の本意が伝わらない部分があるとすれば、それは要約者の責任である。

九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告 —2—

甘木市所在下原遺跡・立野遺跡の調査

本 文 目 次

I　調査の経過……1

II　遺跡の位置と環境……4

III　各遺跡の調査……7

1　下原遺跡の調査

1）調査の概要……7

2）遺構と遺物……8

(1)　竪穴住居跡……8

(2)　掘立柱建物……19

(3)　竪穴状遺構……29

(4)　土　　壙……31

(5)　土　壙　墓……49

(6)　溝 状 遺 構……50

3）結　　語……51

(1)　下原集落遺跡について……51

(2)　出土遺物からみた屋内土壙の機能について……52

(3)　下原遺跡出土土壙群の用途について……56

(4)　下原遺跡出土土器の様相……59

2　立野遺跡の調査

1）調査の概要……61

2）遺構と遺物……63

(1)　竪穴住居跡……66

(2)　掘立柱建物……112

3）結　　語……131

(1)　竪穴住居跡について……131

(2)　掘立柱建物について……133

(3)　むすびにかえて……134

IV　福岡県立野遺跡B・C地区発掘遺跡に見る正方形
平面掘立柱建物の可能性とその機能……139

（1）はじめに

第11地点（立野遺跡・宮原遺跡）の第１冊目の報告書で、立野遺跡Ｂ・Ｄ・Ｅ地区の集落遺構を報告した。内容は、竪穴住居跡19軒（1～19号）、掘立柱建物跡20棟（1～20号）であり、「竪穴住居跡模式図と各部の名称」という竪穴部の概念図を掲載した。竪穴住居の貼床面とその下層遺構を区別して図化したこの図は、以降の竪穴住居跡の調査及び報告の基礎的な役割を果たし、徐々に改図していった。

この報告書では、武田光正氏が、上記のこととや竪穴住居跡の細部遺構について、当時抱いていた問題点と課題について整理し、まとめている。

武田光正氏が整理されたことは、その後の調査の指針的な役割を果たしており、以下に要約する。

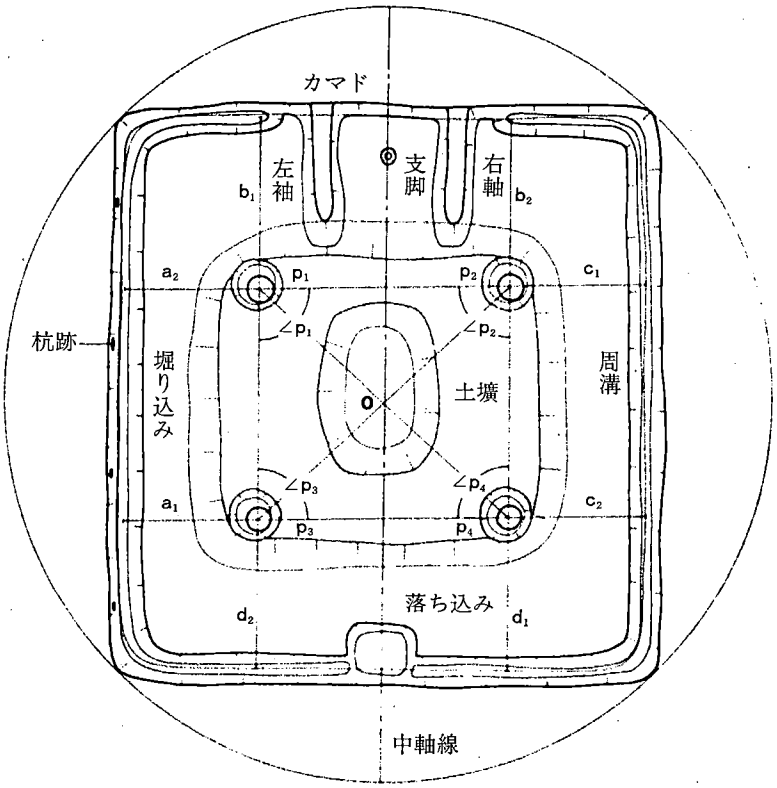

第７図　竪穴住居跡模式図と各部の名称

（2）竪穴住居跡について

立野遺跡の竪穴住居跡の竪穴部のプランは隅円方形を呈し、壁のほぼ中央にカマドを設置し、主柱は４本で、床は貼床が基本である。カマドの支脚には小型の甕を多用する。

貼床の下部構造については、土坑や掘り込みの報告例はごく僅かである。掘り込みは、周溝

と壁の構造にも関係すると考えられ、報告した竪穴住居跡（竪穴部）の大半に見られた。性格は不明な点があり、湿気抜きとも考えられるが、類例の増加を待ちながら、埋土及び掘削状況を検討しなければならない。土坑は、築造時の遺構かそれ以後（生活時の修復行為の所産か）の遺構かは不明である。それは、埋土の状況が貼床のそれと判別しづらいことにもよる。また、報告した内の4軒の住居には存しないことから、土坑が普遍性を持つ性格の遺構なのか、必要性に起因する遺構なのかが、今後の課題である。土坑や掘り込みが本遺跡に特異な遺構であるのか、6世紀から奈良時代まで（現時点において）と限定されるのか、また、風土・地理・地質に影響されるものなのか、検討せねばならない問題である。

カマドは、突出型と粘土積み上げ型の2種類がある。突出型は、13・17号住居の2例だけで、13号は袖部が遺存するが、17号は遺存しない。また、内壁に粘土を使用した痕跡がないので、構造は不明である。支脚には、小型の甕を倒立して使用することが多く、支脚が設置された状態で検出された例が多い。

周溝（その後、壁小溝と改称）については、溝底に杭状痕を検出している。これと、16・17号住居の壁に検出した杭状痕を勘案すると、道添遺跡（註1）の「壁」に類似したものが想定される。立野遺跡の場合は、断定はできないが、現時点では、掘り込みと何らかの関係があると思われる。

落ち込みと粘土だまりは、家屋の上部構造が不明であるが、出入り口（竪穴部昇降施設）に関する遺構と考えられる。落ち込みに関しては、周溝（壁小溝）との関連性を検討しなければならない。16号住居の階段状遺構は、蹴上げが低く、踏み面が狭いが、カマド右袖、主柱穴P2・P4、上記遺構北側が直線上に位置することから、出入り口（竪穴部昇降施設）に関する遺構と考えられる。

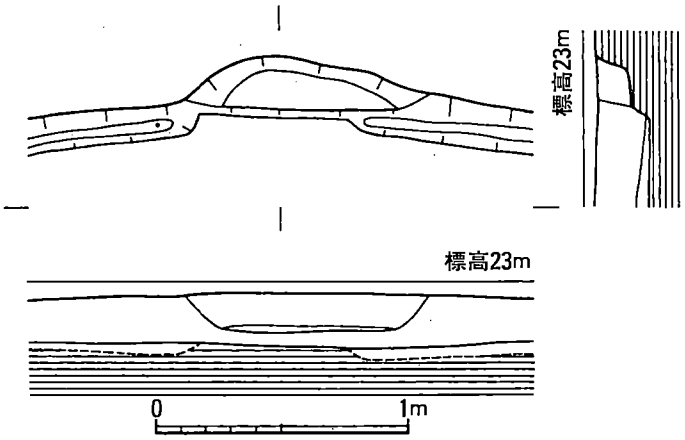

第8図　立野遺跡16号竪穴住居跡階段状遺構実測図(1/30)

主柱間内の面積は、床面積の19～30.3%しか占めず、主柱穴外の空間が生活時に大きな比重を持つと考えられる。

以上が、その後、竪穴住居跡調査の問題及び課題となった要点の整理である。

註1 福岡県教育委員会　『九州縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告』－XIX－　1977

九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告 —5—

甘木市所在立野遺跡の調査

本 文 目 次

I　はじめに……1
II　位置と環境……4
III　立野遺跡A地区の調査……7
　1　調査の経過……7
　2　遺構の配列……8
　3　土　　壙……10
　4　方形周溝墓……19
　5　円　　墳……82
　6　随　葬　墓……87
　7　土壙墓……94
　8　その他の遺構と遺物……124
IV　立野遺跡D地区の調査……127
　1　調査の経過……127
　2　遺構の配列……127
　3　土　　壙……129
　4　円　　墳……132
　5　土　壙　墓……142
V　まとめ……155
　1　土壙群について……155
　2　方形周溝墓と円墳……157
　3　飛鳥・奈良時代の土壙墓……168

（1）はじめに

この報告書では、立野遺跡A・D地区の埋葬遺構を中心に報告した。すなわち、A地区では方形周溝墓16基（東支群7基、西支群9基）、円墳3基、随葬墓として石蓋土壙墓6基、土壙墓3基の他に、7～8世紀の土壙墓53基、土壙（おとし穴）19基を報告した。D地区では、円墳6基、随葬墓1基の他に、7～8世紀の土壙墓12基を報告した。

（2）土壙群について

この種の土壙は、貯蔵穴、土壙墓、落し穴、方形竪穴などさまざまな性格の遺構として報告されているが、甘木市下原遺跡(註1)では22基報告され、落し穴とされている。この種の遺構は単独で検出される例はない。当遺跡でも形態が共通し、長軸方位がほぼ同じで、数基づつがまとまり群を構成している。当遺跡では4群に分けられ、霧ケ丘遺跡(註2)で指摘されたように、「けもの道」との関係で、土壙の長軸と等高線が直行するか、平行するように配置されている。

土壙の底面に小穴を有するものが多い（19基中12基）。柱痕や杭痕は発見されていないが、掘削された後に埋め戻された様相を呈している。他の遺跡では、棒痕、杭痕等が検出された例がある。小穴を有しない例、小穴内に杭痕等が検出されない例については、以後、類例を再検討する必要があるが、小穴内に杭痕等が検出されるものは、「落し穴」と考えられる。

時期は、関東地方では縄文時代早期～前期とされるものが多い。立野遺跡の土壙は、方形周溝墓から切られ、下限は布留式古段階以前であるが、正確な時期決定はできない。

（3）方形周溝墓と円墳（付図1）

古墳時代前期の埋葬遺構として、A地区では方形周溝墓16基（東支群7基、西支群9基）、円墳3基、随葬墓として石蓋土壙墓6基、土壙墓3基、D地区では、円墳6基、随葬墓1基を検出した。方形周溝墓、円墳は封土をすべて削平され、平面的にしか規模は分からない。

第9図（20頁）は、規模を面積で示したものである。図の斜線は、占有全面積：台状部（周溝内側）面積＝2：1を示す線である。これによると、占有全面積に対する周溝の占める割合が意外に大きいということ、占有全面積から4段階の規模の差が認められることである。図に示してないが、5・8・12・13・15号周溝墓も小型の部類に含まれそうである。整理すると、

	大　型	中　型	小　型
特小型			
方形周溝墓東支群　**9号**（379m²）	11号（187m²）	10・12～15号	
方形周溝墓西支群	**6号**（191m²）	1・3～5・7・8号	2号（52m²）
A地区円墳群　**3号**（296m²）	1号	2号	
D地区円墳群　**1号**（395m²）	5号（172m²）	2～4・6号	

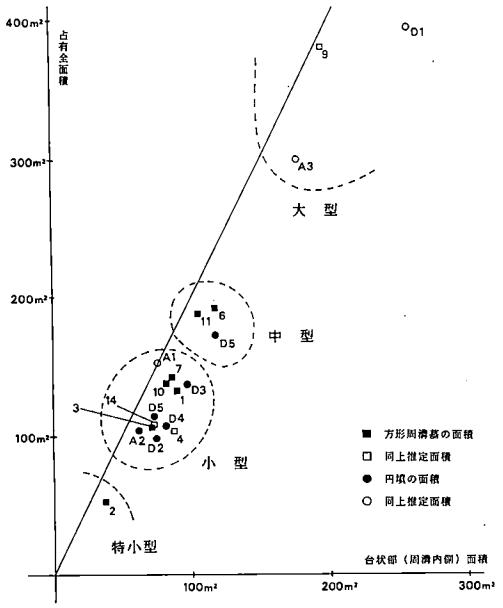

第 9 図　立野遺跡A地区方形周溝墓・円墳の面積

となり、次のことが言える。

① 各支群で3段階の規模の差があり、方形周溝墓西支群は、中型→小型→特小型という差を示すが、他の3支群は大型→中型→小型という差を示す。

② 各支群には、必ず他を圧する大型（西支群は中型）のものが1基だけ存在し、それに続く中型も1基のみである。

③ 各支群内で、規模の面から明確なヒエラルキーが窺える。方形周溝墓は、東支群が西支群に優越し、東支群10号墓は鏡や筒形銅器を持つなど副葬品の面からも首肯されよう。

内部主体には箱式石棺が多用され、A地区2号墳は竪穴式石室であるが、主体部が判明したものはすべて箱式石棺である。箱式石棺で統一された観がある。

方形周溝墓の構築順序は、①周溝の切り合い関係、②出土土器、③周溝の掘られ方（先行する周溝墓の周溝を意識してよけて掘る）、④周溝墓の配列状態等から、以下のように推定する。

東支群				西支群		
(旧)	(新)	(旧)	(新)	(旧)		(新)
10号↘				↗ 1号		
13号→11号		**9号**→12号→13号		2号↘	3号→**6号**→5号	
14号↗					↑	↘7号
					4号	

（ゴチックは盟主墓を示す）

各周溝墓の出土土器の時期幅はごく僅かであり、上記の新旧関係は単に作業工程上の順番を示しているに過ぎないようで、被葬者の墓域と規模はあらかじめ決定されていたと思われる。また、東支群では、9・10号の新旧関係が明確ではないが、9号は最古の10号を意識するかのように、両者の西溝は一直線上に並び、9号は、11・12・13号よりも古いと推定されること等から、9·10号の構築時期はごく接近していると考えられ、東支群では盟主墓が初期段階に構築されたようである。これに対して、西支群の盟主墓の構築は遅れており、特小型・小型から造墓活動を開始したようである。

さて、本遺跡からは、たぐいまれな**筒形銅器**が出土している（第10図；21頁）。2 基の埋葬施設のうち第一主体の棺外副葬品として、鎗1・鉄刀1とともに出土した。方形周溝墓等からの

出土は初見であり、福岡県内でも初の出土例であった。本体・舌ともに銅錆が全体にふいていた。10号周溝墓は、東支群では最古段階のものであり、棺内副葬の鏡の存在と勘案すると、内部主体が遺存しないが、隣接する盟主墓9号の副葬品の質・量がしのばれる。

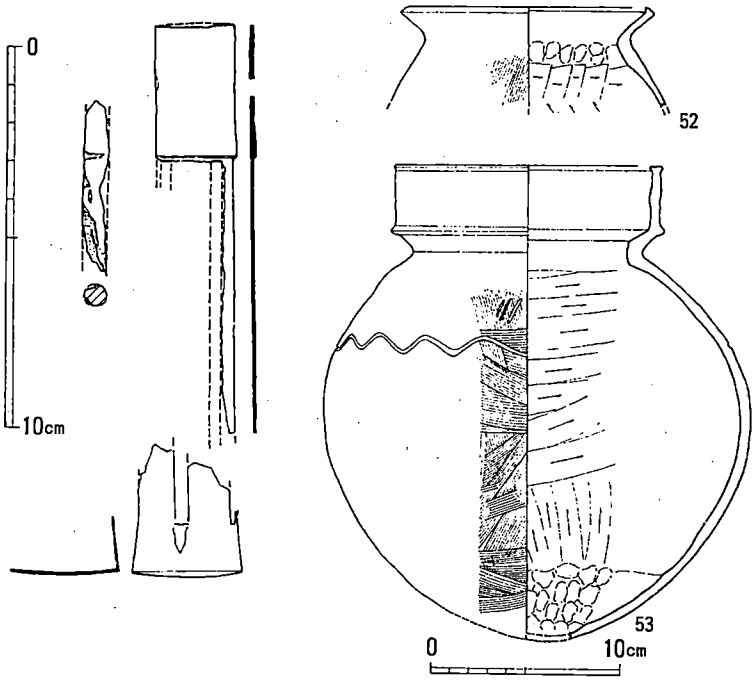

第10図　10号方形周溝墓出土遺物(1/2・1/4)

以上のことから、立野遺跡A地区の方形周溝墓群については、次のようなことが言えよう。

① 東・西支群とも、規模に3段階の差がある。東支群では盟主墓9号の内部主体が盛り土中に設置されていたようで、削平を受け遺存しないが、構築順がほぼ同時と思われる10号は小型に属しながら、豊富な出土品がある。西支群では、副葬品が貧弱であるが、東支群では、周溝墓の規模・構築順序の差に対応する副葬品の質・量に差があったと想定する。

② 周溝墓は極めて短期間のうちに構築され、規模と構築場所はあらかじめ決められていたようである。さらに、埋葬施設が箱式石棺に統一され、方形周溝墓という北部九州では異質な墓の構築に際し、埋葬施設と占地及び規模について相当な規制があったと思われる。規制については、ほぼ同時期で、3.5km東方の神蔵(かんのくら)古墳（註3）と無関係ではあるまい。

③ 箱式石棺は弥生時代以来の伝統的埋葬施設であるが、非九州的な方形周溝墓に、外来土器を供献する行為は、その当時の政治・社会的状況の反映であろうし、人間集団の大規模な移動を考慮せねばならない。立野遺跡の方形周溝墓が極めて短期間のうちに構築された背景には、上述の神蔵古墳の成立と密接な関係があるだろうし、政治・社会的には、立野遺跡の被葬者集団は神蔵古墳の被葬者の下部系列に連なるものであろう。

以上、立野遺跡の方形周溝墓のはらむ問題点は多岐にわたり、内容も深いものであるが、それは、今後、機会を見て考えることにしたい。

（4）飛鳥・奈良時代の土壙墓

立野遺跡では、A地区53基、D地区12基、合計65基の土壙墓を報告した。

群構成は、A地区では中央の谷部を介して、大きく東西二群に別れるが、各群内で小群を設定することは恣意的になり、難しい。D地区では、周溝墓群の間に大きくは一群として存し、その中で4小群に分けられる。

形態及び規模については、箱形のものはなく、床面主軸長が150cmを超すものは成人の伸展葬が可能とすれば、成人葬の土壙墓は全体の66%を占め、小児用の小型土壙墓が少ない。また、主軸方位は一定していない。

遺物の出土状態については、土器は棺外に置かれ、鉄製品（刀子・鉄鏃）は棺内副葬された状態で出土している。鉄製武器は、被葬者の身体に刺さっていたものか否か不明であった。土器は木棺の蓋の上に置かれて落下した状態で検出した。内部に食物を入れて供献され、木蓋の腐食により落下している。蓋と身が出土しているが、必ず身が伴っている。

土壙墓の時期は、7世紀初頭頃～8世紀中頃で、①7世紀初頭；A5号、②7世紀中葉；A11・25・46号、③7世紀末～後半；A21・23・27・48・49号、D6号、④8世紀初頭～前半；A4・6・15・18・22・26・44・50・51・52・53号、D4・5・7号、⑤8世紀中葉；A19号、D9号である。

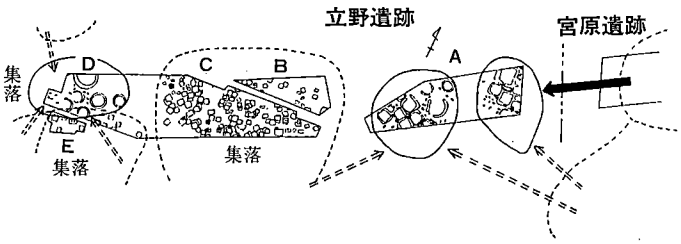

第11図　立野・宮原遺跡の集落と墓地の関係想定図

この年代観は従来の土器編年に依っている。

最後に、集落との関係については、立野遺跡及び宮原遺跡等との関係があり、時期的にも併存関係にある。律令体制下の宮原遺跡の出土遺物で、墨書土器・円面硯・青銅製帯金具等単なる一集落の性格を越えるものがある。

群集墳では、7～8世紀代の追葬遺物あるが、単次葬の定着と並行して、古墳に葬られる人と「土壙墓」に埋葬される人々の差が生じてくるには、種々の問題があったでろう。

註1 福岡県教育委員会　『九州横断自動車道埋蔵文化財調査報告』　－2－　1983

註2 石川和男「土壙群について」（『霧ケ丘』所収）霧ケ丘遺跡調査団　1973

註3 甘木市教育委員会　『神蔵古墳』　1978

九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告 —8—

甘木市所在立野遺跡の調査(3)

本 文 目 次

〈上　巻〉

Ⅰ．調査の経過……1
Ⅱ．位置と環境……7
Ⅲ．調査の内容……9
　A．概　要……9
　B．古墳時代後期の遺構と遺物……11
　　〈遺構・遺物の説明のまえに―〈凡例〉―……11
　　1．竪穴住居跡……23

〈中　巻〉

　　2．掘立柱建物……225
　　3．その他……274
　　i．土　壙……274
　　ii．溝……283
　　iii．土壙墓……283
　　iv．その他の遺物……285
　　4．接合資料・同一個体資料……289
　　5．土製品……296
　　6．鉄製品……321
　　7．銅製品……324
　　8．石製品……324
　　9．植物遺物……329

（1）はじめに

この報告書は、立野遺跡の最終報告であり、竪穴住居跡116軒（内、弥生時代後期４軒）、掘立柱建物跡59棟（内、弥生時代後期19棟）、土壙７基（内、弥生時代後期２基）の他に溝、井戸等を報告し、集落遺構についての総括がされた。

総括にあたり、伊崎俊秋氏は問題とすべき大きなテーマを三つあげた。

第一点は、竪穴住居の出入り口に関する施設であり、検討対象として、弥生時代末期の135 号住居６世紀後半以降の住居の昇降施設や、カマド対面粘土の存在をあげた。

第二点は、カマド祭祀を含めた“まつり”のあり方とそれに関する遺物であり、27・60・106号住居のカマドが特に示唆に富んでいる、とされた。

第三点は、古墳時代後期の集落構成論であり、竪穴住居群と掘立柱建物群との関連等を含めて、集落の性格に関わる重大な課題である、とされた。

このような、問題意識に基づいてなされた総括について、重要な部分を以下に要約する。

（2）古墳時代後期の竪穴住居と遺物に関する問題

カマド対面粘土・土壙について―出入口施設に関して―

立野遺跡では、カマドの対面に粘土が多く認められ、６割程の住居跡から検出している。注目されるのは、粘土が各住居跡で共通した検出状態を示すことである。すなわち、貼床面との間に数ミリの黒色土の間層を挟み、壁際が高くて厚く、住居の内側は薄く、ベッチャリとした状態で検出した。粘土が、６割程の住居跡から検出され、かつ、住居内のほぼ同じ場所に同様の出土状態を示すことから、住居廃棄後に投棄された物ではなく、出入口（昇降施設、以下同）に関するものであろうと考えられる。

カマド対面粘土以外の遺構

56号住居跡では、カマド対面粘土は存しなかったが、カマド対面の壁際に並列する一対の浅い窪みを検出した。両者の長軸線間の距離は72cmである。この周囲の床面は硬化しており、出入口に関する何らかの施設が存在した痕跡であろう。

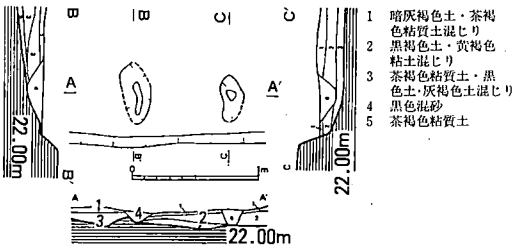

第12図　立野遺跡56号竪穴住居跡カマド対面の施設(1/60)

カマド対面粘土と出入口封じ

カマド祭祀（廃棄時のカマド封じ）と同じように、出入口施設においても住居廃棄時に祭祀行為（壊すこと）が営まれたのではないかと考え、粘土の量を算出することが、出入口施設復原のひとつの方法になると思われる。実測図から算出した粘土量なので、大まかではあるが、一般

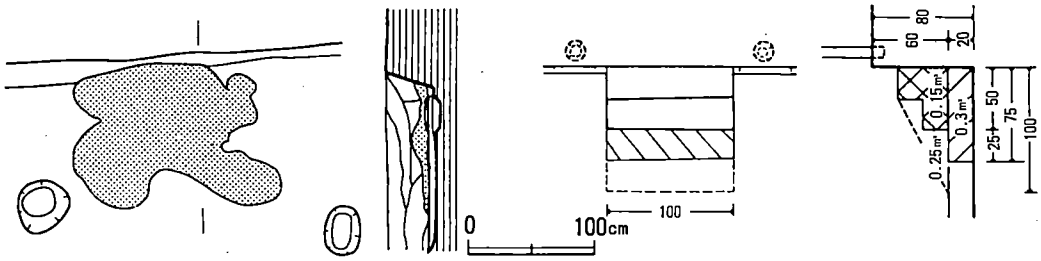

第13図　出入口施設の模式図(1/60)

的には、0.15m³であり、99号住居跡では、0.3m³弱と推測される。この粘土量で、どのような施設を造れるかを上図に示した。この模式図の、蹴上げ・踏面は任意的な復原であり、幅は前頁の56号住居跡の施設、22住居跡のカマド対面土壙の長径から復原している。この図により、必要な土量を計算すると、2段で0.15m³、3段で0.3m³であり、先の粘土量にほぼ合致する。また、上図の破線のようにスロープ状の施設を想定すれば、土量は0.25m³で足りる。

さて、カマド対面粘土の堆積状態は先述のとおりであるが、この粘土周辺の床面に、置かれた状態で土器が出土する。この土器の出土状態と粘土の拡散状態には人為的な行為の存在が窺え、カマド祭祀と同じように、出入口に対しても祭祀行為が行われたであろうと推測する。

カマド対面土壙

検出例は11例あり、多くは住居廃棄時以前に掘られており、土師器甕や高坏、須恵器坏、手捏土器、土玉等が出土し、祭祀的色彩が強い。すなわち、多くは住居廃棄時以前の所産で、祭祀的性格の強い遺構だと考えられる。

カマドについて

立野遺跡では２型式のカマド（造り付け型・突出型）がある。突出型カマドは燃焼部等が竪穴部外にあるので、竪穴部の居住空間占有率を高めるという特徴がある。

築造法は、粘土を積み上げる手法が行われ、まれに、補強材として甕等を割って使用している。支脚は、小型の甕が多く、まれに円柱状土製品を使用している。なお、甕は倒立させて使用する。支脚器高は、15～20cmである。

煙道は50号住居跡（造り付け型カマド）の１例しか検出してないが、突出型と同様に1～2mの長さを有していただろう。造り付け型カマドの煙道は、壁が火床面から急勾配に立ち上がった後、20cm程の高さで煙道口が始まり、緩やかな傾斜の煙道が延びる。突出型カマドの煙道は、ほぼ垂直に立ち上がる壁の20～30cmの高さに煙道口が付設され、煙道はほぼ水平である。突出型カマドの煙道口は、従来の造り付け型カマドよりも高い位置に付設されることにより、熱効率や風通しが良く、居住空間の有効利用が図られる利点があるため、以降、多用されることとなる。

カマド祭祀

立野遺跡で見られるカマド祭祀は、築造時（改修時）・日常生活時・廃棄時の三時期に及んでいた。

築造時（改修時）のカマド祭祀は、27号住居跡において、カマドの焼土中及び壁体の粘土から祭祀具が出土していることから、その存在を確認できる。この祭祀は、地鎮祭と同様な比重を占めると思われ、家屋の安全（畏怖心）と食の確保（崇拝心）を祈願したものであろう。

日常生活時のカマド祭祀は、60号住居跡において、カマドの灰の下層から祭祀具と思われる不明土製品が出土している。資料的に貧弱であるが、他遺跡の事例から、祭祀の存在を推定する次第である。

廃棄時のカマド祭祀は、31号住居跡において、カマドを完膚なきまでに壊し広く粘土で被覆した状態を検出した。支脚は原位置を保ち、祭祀具が出土している。祭祀具は「火落し」の祭事に用い、その後、カマドを破壊（カマド機能停止）し、祭事は終了したのであろう。83号住居跡では、支脚が遺存しなかった。支脚を除去することで、一応、カマドの機能が停止したと考えられ、31号住居跡と同様に“類カマド封じ”行為が行われたと考えられる。45号住居跡では、土製模造鏡を「火落し」の祭事に用いている。また、51号住居跡では、カマド内に円柱状土製品の支脚が立ち、右袖外に著しく二次加熱を受けた小型の甕（通常、支脚に使用）が置かれていた。このことは、旧家屋から新家屋への移行に際する「火移し」の祭事を示唆していると思われる。

住居空間の使用法

60号住居跡において、良好な資料が検出され、武田光正氏により下図の私案が提示されている。詳細は、本報告に依られたい。

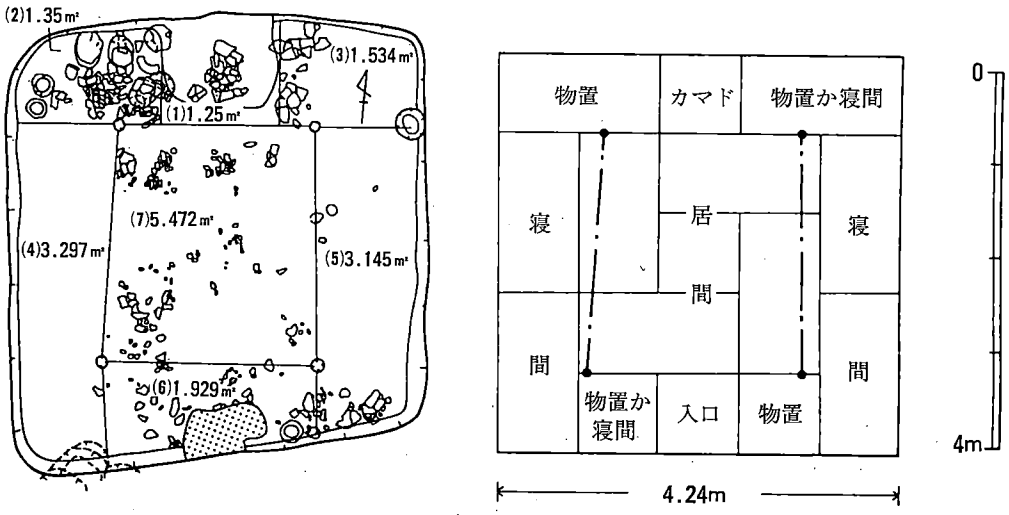

第14図　住居空間使用の一私案(1/80)

（3）古墳時代後期の立野集落について

B～E地区の竪穴住居跡は、B・C地区に密に、D・E地区は比較的疎な分布状態を示す。これらを、時間的関係を無視して占地だけから見ると第16図のように、大きくV群にまとめることができる。I群は住居の重複がなく、II群は大型の住居が多い。

竪穴住居跡の主軸の問題

同一の主軸を示す住居群については、A～X群別に見ると、N・O・P群はほぼ南北、H・J・L・S群は北からやや西に振れ、E・F・I・R群は北西に近い主軸を示している。主軸方向の同一性は、建替えの際の規制の存在を示唆していると考えられる。主軸方向を別の観点から見ると、E～H・N群の主軸は、I・J群の方向に焦点を結ぶ。すなわち、ある時期にお

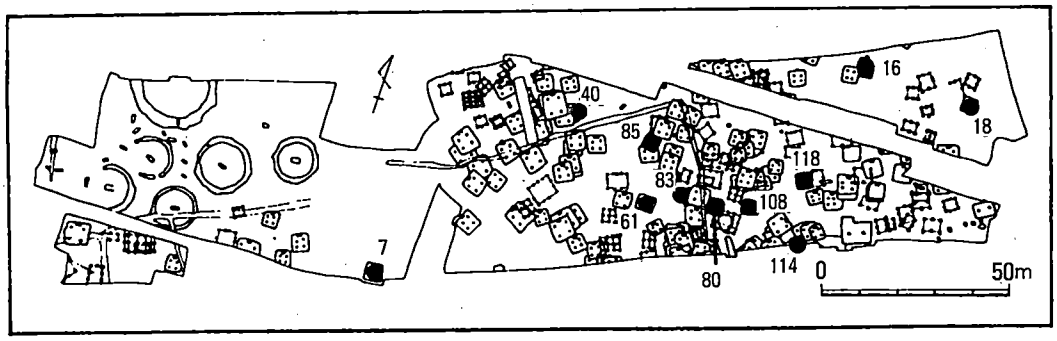

第15図　異方向を示す住居

いて、I・J群を核としてE～H・N群に1～2軒づつ住居が建てられていたかもしれない。

また、主軸が異方向を示す中規模な住居が11軒あり、カマドが西壁または西南壁に付設されている。互いに重複することなく、散漫な分布状態をしている。中でも、7·18号住居は他の住居から一定の距離を保っている。ともに紡錘車が出土し、集団内で異質な性格を有する住居、すなわち、大人になった女性が月に一度は篭るための住居ではなかろうかと考えられる。

建物・建物群のあり方

不確かなものを含めて60棟あり、4・9・35・36・43号は居屋と考えられ、他はほとんど倉庫か納屋であろう。平面分布では、I群に1ケ所、II群に1ケ所、III群に2ケ所、IV群に1ケ所の計5群である。時期は、住居出土土器と接合したり、同一工人の作となる土器が、住居と建物の柱掘り方から出土しており、両者の時期は同一時期のものもあったであろうし、極めて接近した時期のものであろう。建物群と住居群はともに4～5の群を見ることができ、各単位集団ごとに、倉庫群を有していたのであろう。

立野集落の位置づけ

こんにち、6世紀中葉には家父長的世帯共同体が全国的に成立した、とされる。

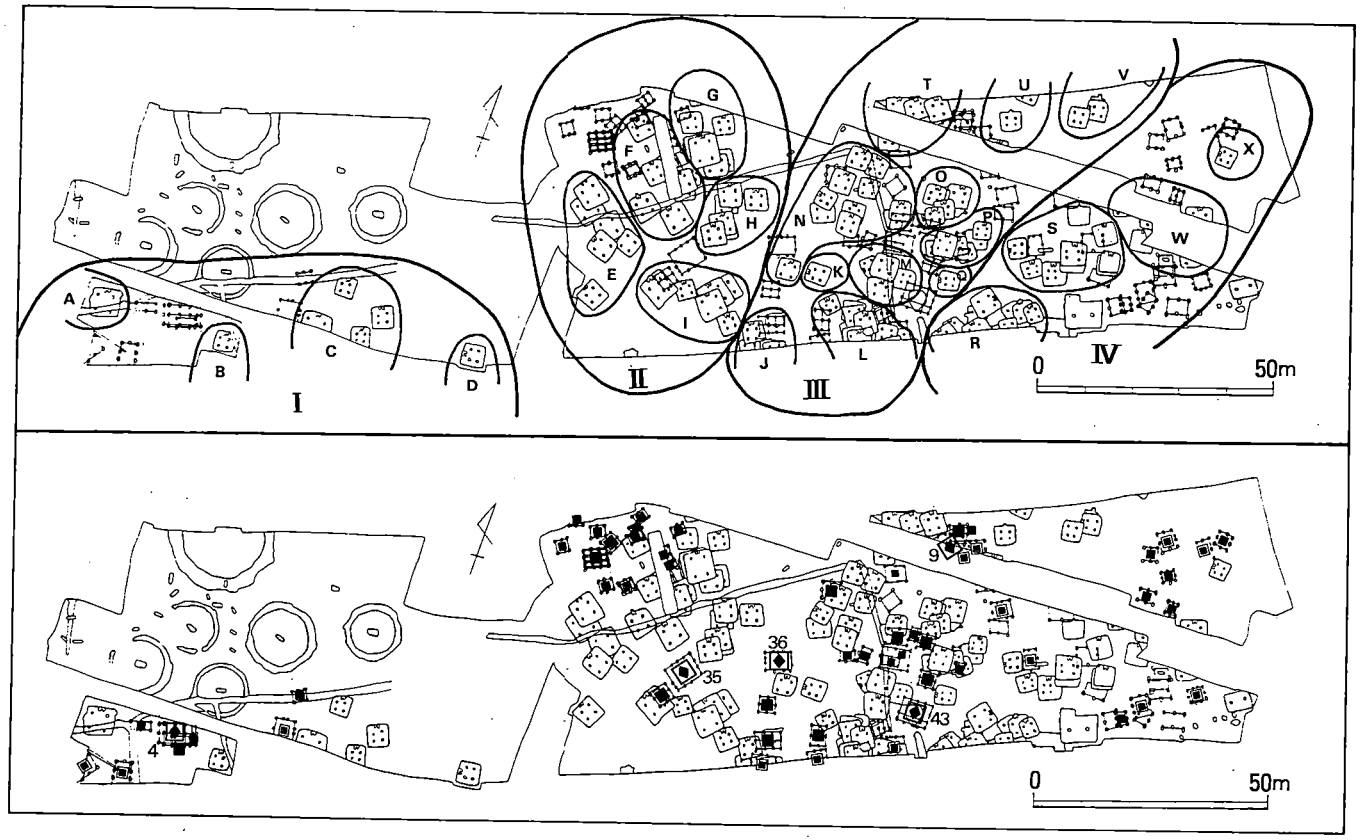

第16図　立野遺跡における住居の群と掘立柱建物

家父長的世帯共同体については、古くから諸氏が詳しく論を展開されている。

さて、この立野遺跡は6世紀後半～7世紀前半の集落である。集落の具体像は不明であるが、単位集団が4～5個ほど存在したであろうこと、それらは倉庫群を共有していたらしい、というあり方は、いわゆる「家父長的世帯共同体」のあり方に符号するものではあるまいか。

居屋とした建物が併存するとすれば、これこそ、大型住居の住人の中から、さらに析出された家父長層の居宅であったのかも知れない。

もし、家父長的世帯共同体のあり方を示していたとして、その実態は如何ようであったか。

鉄器の出土量は多くはないが、砥石の存在と勘案して、その普及率はかなりのものであったろう。また、スラッグ11点の存在は、小鍛冶を集落内で行っていたかも知れない。

各住居で行われる祭祀とは別に、溝や土壙等からも祭祀具が出土しており、このことから、単位集団ごとに、あるいは集落全体の“まつり”を行った可能性がある。天地安寧や豊穣を祈る“まつり”とも考えられる。

以上、須恵器と他の一部を除いた生活物資は、自給しえた可能性が高く、集落自体が自立性の高い性格を有していたと思われる。米にしても、倉庫群を見る限りにおいて、生産量はかなりのものであったろう。

このような、かなりの自立性を窺わせる集落が、調査区内では7世紀中葉以降へは継起していない。まさしく、短期廃絶型の集落である。廃絶の原因は、疫病の流行か、大干ばつか、逆に大洪水かでもあって集落を捨てたものか。

集落内の問題を超えた、もっと上部の共同体に関わる事象があったとも考えうるが、この点については、機会を改めて考えてみることとしたい。

九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告 —14—

甘木市所在宮原遺跡の調査　I

（B・C地区）

本 文 目 次

第１章　はじめに……1
　第１節　昭和62年度の調査の経過……1
　第２節　昭和56・58年度の調査の経過……8
　第３節　遺構の説明の前に……13
第２章　位置と環境……15
第３章　宮原遺跡の調査……17
　第１節　遺跡と遺構の概要……17
　第２節　遺構と遺物……17
　　1　竪穴住居跡……17
　　2　掘立柱建物跡……70
　　3　方形竪穴……81
　　4　土　　壙……83
　　5　溝……89
　　6　その他の出土遺物……91
第４章　おわりに……96
　　1　方形竪穴について……96
　　2　カマド祭祀……98
　　3　むすび……99

（1）はじめに

宮原遺跡の１冊目の報告書であり、Ｂ・Ｃ地区の竪穴住居跡30軒、掘立柱建物跡30棟を主体に、珍しく５世紀代の遺構（竪穴住居跡3 軒、 溝１条）を報告した。

この報告で特に注意されるのは、５世紀代の３号住居（第47図；84頁）の床面構造である。詳細は、本報告に依られたい。

（2）方形竪穴について－１－

Ｂ地区に１基（3号）、Ｃ地区に２基（1･2号）の計３基を検出している。７世紀後半以後の所産と考えられ、宮原遺跡の東端部付近に位置する。この種の遺構は、集落の縁辺部に位置する傾向にあり、Ａ・Ｄ地区に８世紀代と推定される住居群があり、最終的な結論は両地区の報告を待って行いたい（第４章に詳述されている）。

形態上の諸問題

Ｃ地区の２基に共通する特徴は次の３点である。

① 床面積は３～４㎡。壁面はほぼ垂直に掘られ、壁高は30～40cm程の深目の掘り方である。プランはほぼ隅円方形を呈する。

② 床面は柔軟で、竪穴住居の如く硬化した貼床ではない。

③ 壙内に生活関連遺構が全く存しない。明確に伴う柱穴も存しない。

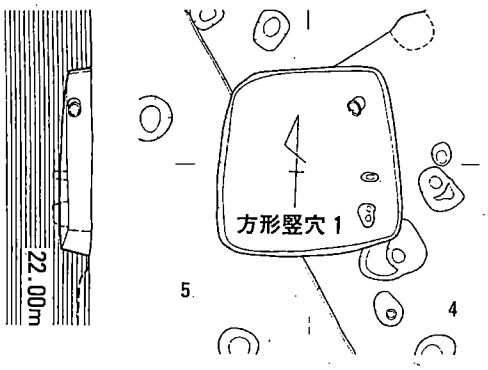

第17図 宮原遺跡1号方形竪穴

①～③の特徴は、土壙等とは大きな形態的差異を呈しており、鮮明に施工者の意図がくみ取れるが、通常の生活遺構と断定するまでに至っていない。小郡市大板井遺跡Ⅳ（註1）において、12世紀前半頃の方形竪穴が検出され、出土土器にワラがびっしりと貼り付いており、床面にワラを敷きつめていたと想定している。

性格について

最近調査例が増えつつある、カマドを付設した超小型無主柱穴住居（註2）とは、カマドが存するか否かで大きな差異が生じる。超小型無主柱穴住居は、硬化した貼床面が認められ、カマドも常時使用されている。一方、方形竪穴は常時、生活の営みがなされた状態ではなく、食生活においても屋外炉等を使用されたと考えられなくもないが、食物の差し入れを受けることも考慮しなければなるまい。

この方形竪穴は、小郡市大崎小園遺跡（註3）や苅田町黒添・赤木遺跡（註4）等でも、宮原遺跡と同様に集落の縁辺部に位置している。

以上のことから、この方形竪穴は、常時営まれたものではなく、簡易的な小屋であった可能性が強い。また、集落より隔絶された場所に設営されることから、集落外へ一時的に追いやられた人物が仮住まいしていたと推定される。この特殊な性格の仮小屋も時代と社会状況に左右されるが、産屋（月篭りの部屋）、仮盧と簡易の獄舎等が考えられる。後者については、他村からの逃亡者を集落内にとどめ置かず、また自村からの逃亡者を幽閉したのかも知れない。

（3）カマド祭祀—17号住居カマド出土の土玉—

すでに報告済の立野遺跡では、廃棄時のカマド祭祀が多く見られた。立野遺跡は6世紀後半～7世紀前半が主体の集落で、隣接する宮原遺跡が若干後続するが、両遺跡は巨視的に見ると同一集落と言えないまでも、併存する期間においては密接な関係を有していたと思われる。したがって、カマドの祭祀行為も連綿として、立野遺跡から受け継がれたと考えられる。

立野遺跡では、築造時・日常生活時・廃棄時の3時期の祭祀が行われ、その内容も数種類の祭祀行為が認められた。

宮原遺跡17号住居では、立野遺跡では資料不足であった築造時のカマド祭祀が認められた。カマド内の支脚は遺存せず、「火落し」の祭事がなされたようである。また、天井部と袖部も破壊されたと考えら、廃棄時の一連の祭事であろう。

第一の問題点は、カマド壁体内及び崩落した粘土中から、土玉3個、不明土製品が出土したことである。このカマドは改修された痕跡が無く、これらの祭祀具は築造時に埋納された品と判断される。かかる祭祀行為が、竪穴住居建設時にいかなる比重を占めるか推測の域を出ないが、一連のカマド祭祀行為より判断して、地鎮祭と同じ比重を占める重要な行為であったであろう。しかし、重要な役割を担う行為にもかかわらず、祭祀形態の変化に起因するのか、築造時の祭祀行為が認められる例は少ない。

第二の問題点は、立野遺跡で600点近く出土している不明土製品が土玉とともに出土したことである。祭祀具の性格を付与できる可能性が強くなった。

今後、カマド祭祀の変化や終焉等が課題となる。

註1 小郡市教育委員会　『大板井遺跡IV』　小郡市文化財調査報告書　第22集　1984
註2 福岡県教育委員会　『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告』　－8－　1986
註3 小郡市教育委員会　『大崎小園遺跡』　小郡市文化財調査報告書　第24集　1985
註4 苅田町教育委員会　『黒添・法正寺地区遺跡群』　福岡県苅田町文化財調査報告書　第6集　1987

九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告 —17—

甘木市所在宮原遺跡の調査　II

（ＡＩ地区）

本 文 目 次

I．はじめに　（頁）

A．宮原遺跡の調査の経過……（伊崎俊秋）1

B．遺跡の位置と環境……（伊崎）3

II．調査の内容

A．概要……（伊崎）5

B．遺構と遺物……（武田光正・児玉真一・伊崎）9

1．竪穴住居跡……9

2．掘立柱建物跡……106

3．土　壙……123

4．溝……138

5．その他の遺構・ピット……139

6．遺物各説

a．接合・同一個体資料……143

b．土製品……148

c．石製品……157

d．鉄製品……157

e．特殊遺物……162

7．陶質系土器と古式土師器……168

C．縄文時代の遺物……171

III．おわりに

1．集落について……（武田）173

2．土壙について……（武田）180

3．竪穴住居の壁際に見られる杭状痕……（武田）183

4．黒色土器について……（伊崎）186

5．ネズミ狂騒曲……（伊崎）188

あとがき……（伊崎）196

（1）はじめに

宮原遺跡の２冊目の報告書で、ＡＩ地区について報告している。これまでの調査経験を生かして調査した遺構と、本遺跡の調査開始期の遺構を併せて報告することとなり、調査及び図面に精粗の差が歴然としたものがあり、編集した伊崎俊秋氏は苦慮したことと思われる。

竪穴住居跡82軒、掘立柱建物跡29棟、土壙17基他を報告し、出土遺物も多彩である。宮原遺跡の８世紀段階の性格を窺わせる出土品の報告が開始された。多量の鉄製品、鞴羽口、土馬、権、焼塩土器、瓦、多量の祭祀具等である。

また、伊崎氏により「竪穴住居跡模式図と各部の名称」が示され、竪穴部外と竪穴部に付随する貼床面及びその下層の各個別遺構の模式図がほぼ完成した状態で示された。この図を基本とし、この報告書を含め、その後の報告書はこの図に依処して竪穴住居跡を説明していくことになった重要な図である。

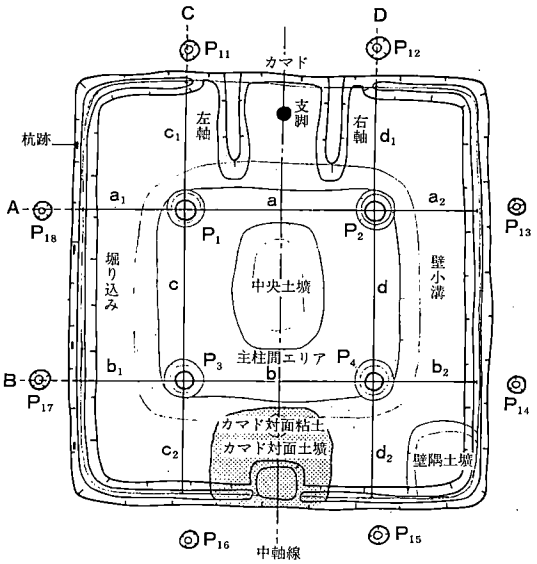

第18図　竪穴住居跡模式図と各部の名称

以下に、この報告書に掲載された、まとめを要約する。

（2）集落について

竪穴住居跡のあり方

今回報告した竪穴住居跡は82軒であり、既報のものを含めれば、報告済の竪穴住居跡は、112軒である。

竪穴住居の配置については、その占地が著しく偏向しており、最も集中する部分では、33軒が延々と切り合い連なっている。竪穴住居の占地については、明らかに他律的規制が強く働いた可能性があり、建設技法も次第に変化したと考えられる。住居の規模・主軸方位や諸条件から、Ａ～Ｋの11群の群構成が考えられた（第19図）。各群の特徴を整理すると以下の様になる。

① Ａ・Ｃ・Ｄ・Ｈ群は、住居の配置はほぼ直線的であり、それに基づいて新旧関係をなし、ほぼ同規模となり、群内では同時併存は不可能である。

② Ｂ・Ｇ・Ｉ・Ｊ群は住居の配列が円弧状を呈し、群内でも同時併存可能な配置形態を取る。Ｅ群も同様になるかも知れない。

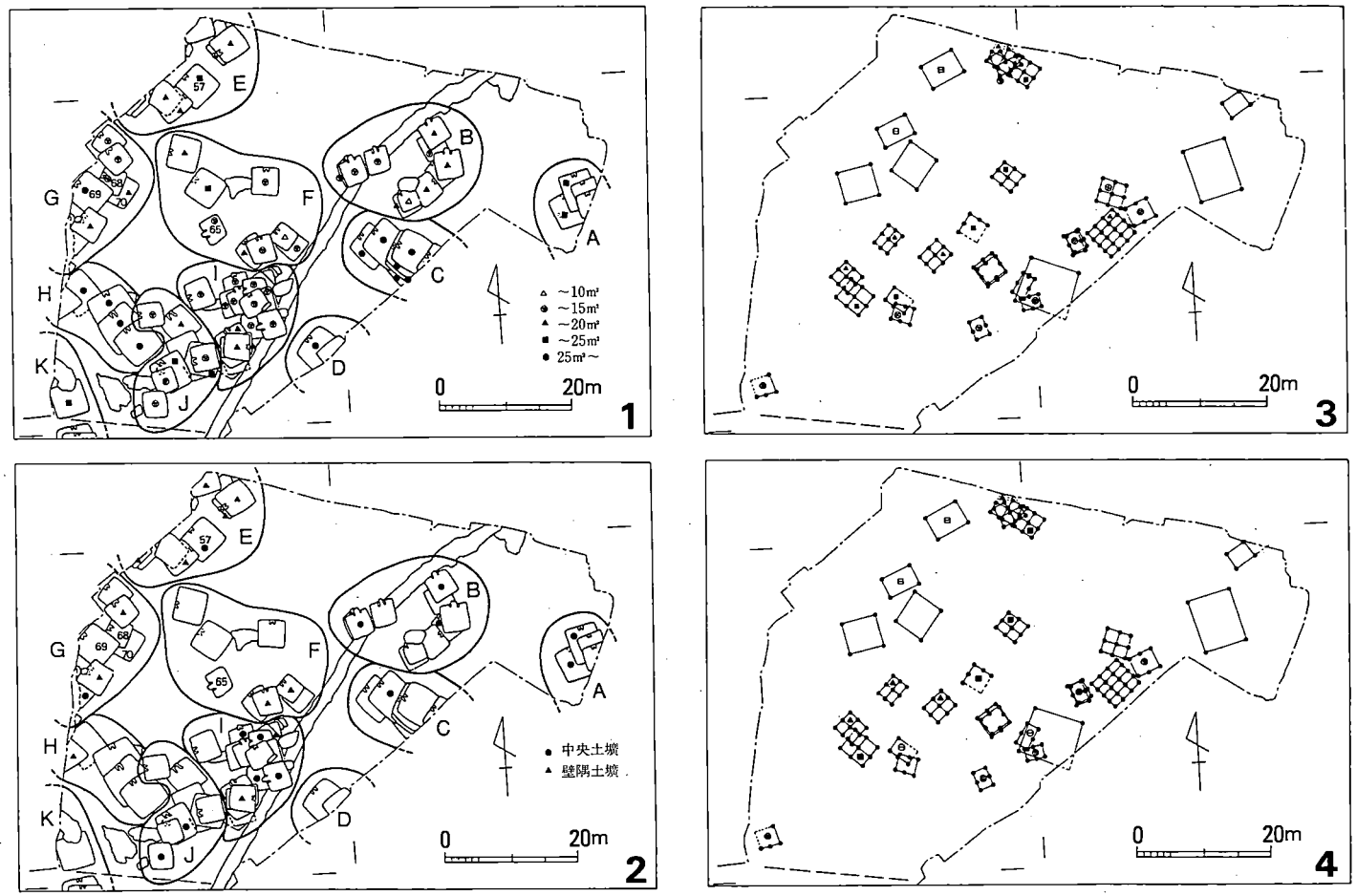

第19図　竪穴住居の群構成と規模・床面下層土壙の形態・掘立柱建物の構成

③　F群は不規則であり、南側がＩ群に吸収されるかも知れない。

④　K群はＤ地区の住居と群構成をするものと考えられる。

次に竪穴住居跡の規模から見ると、以下のことが指摘できる。

①　Ａ・Ｃ・H群はほぼ同規模の大型の住居を順次建設し、Ａ・Ｃ群は６世紀後半～７世紀初頭の出土遺物が主体を占める。H群は、やや新しい遺物が出土する。

②　Ｂ・Ｅ・Ｉ・Ｊ群ついては、Ｂ・Ｅ群は住居の規模にばらつきがあるが、基本的には小型の住居が新しくなる。Ｆ・Ｊ群も同傾向であるが住居の規模は極端な差異を示す。Ｉ群は大半が、やや小型の規模となる。

③　問題はＧ群で、基本的には小型の住居が新しくなる。

主軸方位については、北または北西に取る。

貼床面下層遺構については、立野遺跡には見られなかった壁隅土坑を確認している。中央土坑と壁隅土坑の分布については第19図に示したが、Ｅ・Ｆ・Ｇ群では中央土坑を有する竪穴住居跡が新しく、Ｉ群では逆の現象が見られる。

掘立柱建物跡のあり方

今回報告した29棟のうち22棟が倉庫棟と考えられる。倉庫棟の柱穴は、他の建物の柱穴よりも一回り径が大きくかつ深く掘られていた。

平面形態については、6本柱の建物（平均面積；7.11m²）、8本か９本柱の建物（平均面積；10.28m²）、9本柱の建物（平均面積；11.76m²）、20本柱の建物（面積；25.95m²）があり、３～４種類に大別される。一部の建物どうしの切り合い関係から、平面形態上の新旧関係を推測すると、20本柱の建物が最も古く、次に６本柱の建物が続き、9本柱の建物が最も新しくなりそうである。これらに、主軸方位及び位置関係等の共通する要素を拾い上げると、第19図－3となり、2～６棟で１グループとなる。更に同時併存を問題とし、平面形態を細かく見れば第19図－4となり、2～4棟で１単位を構成し、5グループが存する。これら倉庫棟の多くは、住居と隔たりを有して建っている。

柱数が多少と規模は相関関係にあり、柱数が多くなれば規模は拡大する。柱数の多少は収納する穀類等の増減を示唆する。集落の生産力と備蓄量に関係する問題であり、社会背景も大きく関与していると思われる。

住居棟については、かなりの数が建つと思われるが不確定要素が多く、建物と思われる７棟のみを図示した。

（３）竪穴住居跡の壁際に見られる杭状痕―83号住居を主体に“壁体”について―

83号住居には多くの木の根痕があり、これらを除去し杭状痕と確認できたのは13個である。第20図のように、先端部が尖り、深さは15～20cmである。全て、壁面下で検出され、ほぼ垂直

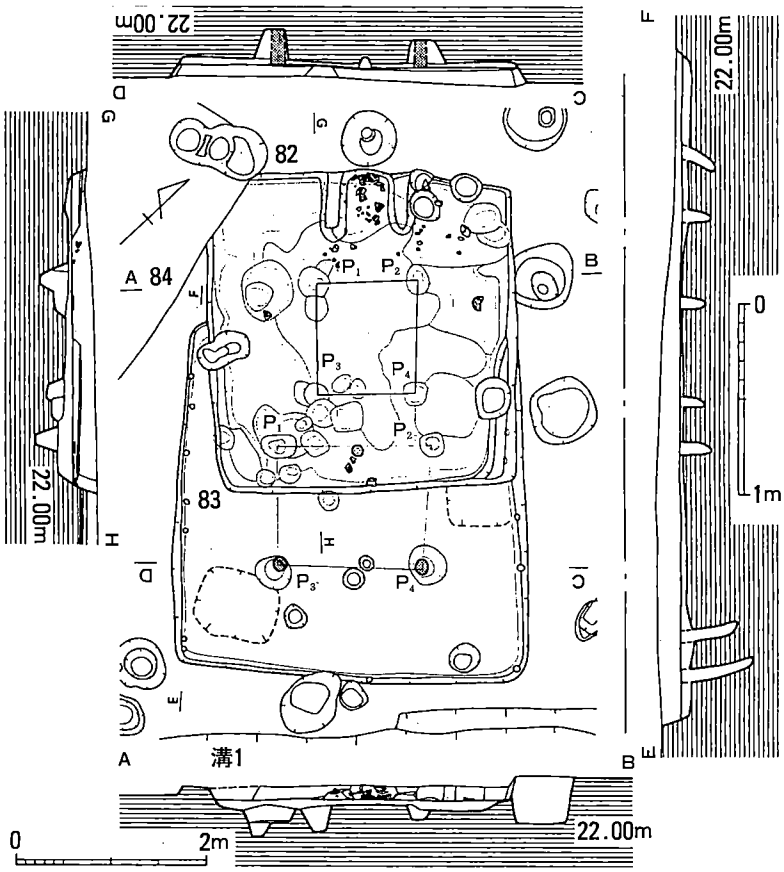

第20図　82・83号竪穴住居跡・杭痕(1/40・1/80)

に打ち込まれていた。右図の杭状痕は規則的ではないがやや整然と並んでいる。さて、45～51号住居付近の土層を観察すると、壁面に貼りついた厚さ３～５㎝の垂直の土層が見られる。このことと83号住居の杭状痕とを勘案すれば、壁面に沿って厚さ３～５㎝の壁体を想定することができよう。近年、壁際で炭化した茅類の報告が増加しており、本例も、杭と茅等を組み合わせた壁体の存在を想定できる。

宮原遺跡では、壁小溝（従来は周溝とされている遺構）内に小穴を検出した住居は多く存在している。三輪町犬竹遺跡（註1）では、周溝に溝を掘った後、杭及び羽目板を設置して埋め戻している。このことから、小穴は杭痕と考えられ、壁小溝内に壁体が存在した可能性がある。

従来から周溝とされる排水施設が、竪穴部の外にまで延びる例が増加すれば、上記のことは否定されるが、現時点においては、甘木・朝倉地方ではそのような事例は見受けない。地域性あるいは立地条件に起因するのかは、今後の課題である。

（4）ネズミ狂騒曲

宮原遺跡ＡＩ地区22号土壙出土の土師器甕にネズミのものと思われる“爪あと”が、57号住居出土の土師器坏には、やはりネズミのものと思われる“歯形”がついていた（第21図）。

22号土壙出土の土師器甕は、復原すれば器高が35cmを超える大型品であり、残存する胴部・肩部・口縁内側に、15個ほどの小動物の足跡（爪痕）が印されていた。専門的な鑑定を受けていないが、多分ネズミのものである。

爪は５本あるが、５本全部の爪が印されているのは１ヶ所だけで、他は４本分の爪痕が台形の四つのコーナーに配された格好で印されている。上段２個は３～４㎜間隔、下段２個間は７～８㎜をあける。上段と下段の間隔は３～４㎜程度。これは、普通よりもややふんばって足を（前脚）をかけた時の爪の位置と見られる。勢いっぱいふんばると、最大1.2cmの幅にまで爪が開き、ズルッとすべった時のひっかき傷がその幅になっている。爪痕の付き具合から、ひっかき傷は２～３回分ある。ネズミが甕をよじ登ろうとして、何度も滑り落ちたのだろう。ネズミはこの甕をよじ登ろうとしたらしい。

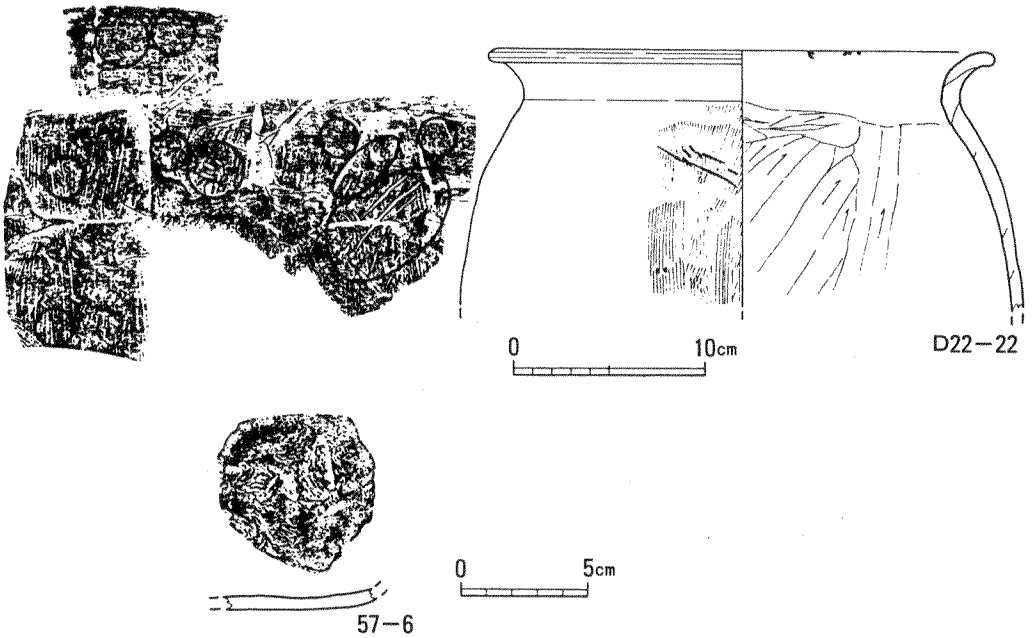

第21図　ネズミの爪痕・門歯痕(1/3・1/4)

ネズミを中心にして、この当時の集落の状況を、かなり大胆に想像されて、推定復原された伊崎俊秋氏の一文（註2）をそのまま引用してみよう

「時は7世紀の後半の頃。所はみやばるムラの一角。竪穴式の住居が5～6軒のまとまりで数か所に建っている。高床のクラも2～3棟ずつ建っている。

みやばるムラに住むタケマロは、ムラの広場でせっせと“土師器”を作っている。種籾を入れるのと、カマドにかける器が壊れて少なくなってきたのだ。今回は30個も作れば足りるだろう。

作った器は高床のクラの下の日陰で乾かすことにしていた。クラの陰には作られたばかりの器が所せましとワラの上に置き並べられている。

さて、近くの田んぼを走り回っていたネズミのチュウ太郎は、自分のねぐらへ帰ってきた。ムラをでてもあまり食べ物に恵まれない。きょうこそはあのクラに潜り込めないものか。でも、人間どもが鼠返しなるものを取り付けているのでどうしても中まで入っていけない。

今まで走り回っていた疲れも忘れて、チュウ太郎はクラの柱にとびつこうとした。おや、クラの下には器がいっぱいあるではないか。中には籾が入っているかも……。チュウ太郎は甕のひとつに飛びついた。ズル、ズルッ。爪を立てたがすべり落ちた。今度はもう少し勢いをつけて、それっ、と甕の肩につかまって、口のところまで手（前脚）を伸ばして中を覗く。チエツ、何も入ってないのか。そのとき、コラーツ、と大きな声。チュウ太郎は急いでとびおりて一目散に逃げていった。

またあん（の）ネズミばい。クラはまだやられとらんけんよかけど、イへの中の物に悪そうばされよる。はよ、退治せんとひげん（いかん）……。

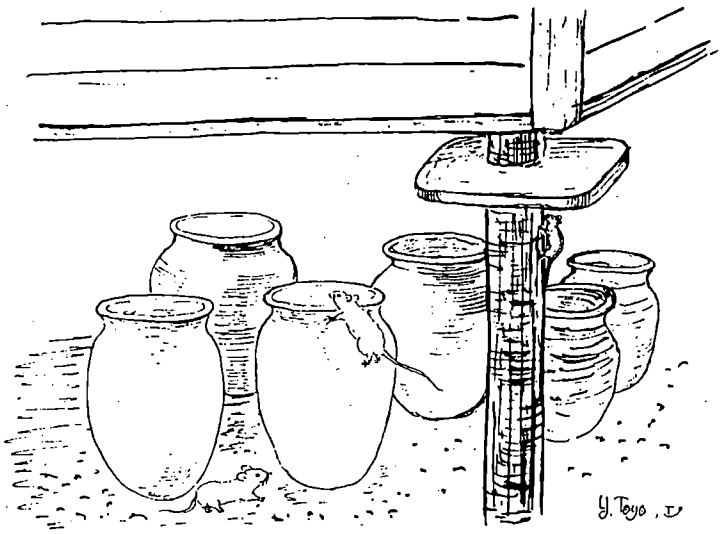

第22図　ネズミのチュー太郎

タケマロは、器にチュウ太郎の足跡が付いていることを忘れてしまっていた。チュウ太郎の足跡が付いままその甕はムラの中で焼き上がった。

その甕はしばらく使われていたが、運ぶ途中で落として割れてしまった。いくつかの破片は近くのゴミ穴に捨てられた。……」

かつて、直良信夫氏は「家鼠の渡来と伝播」（註3）の中で、大形ネズミは「日本ではまず後期の弥生式文化期に、対馬のシタル貝塚にあらわれたのが最初であろう。」として、朝鮮半島からの渡来を想定された。志多留貝塚ではその後の調査でドブネズミの骨が多数出土し、食用に供されたのではないかとされている（註4）。

北部九州における最古の例は、北九州市楠橋貝塚と思われ、縄文時代前期（轟式）の貝層からハタネズミ・カヤネズミ等の骨や歯が出土している（註5）。

ネズミを食料とする時代もあっただろうが、弥生時代以降、食料生産段階になると生産物をネズミの害から守ることが重要な課題となってくる。

人間たちは、ネズミの害を最小限に食い止めるため、いろいろと知恵をしぼった。穀物を高床倉庫に貯蔵しだす弥生時代には、柱に鼠返しを取り付けて、柱をよじ登るネズミが倉庫の中に入れなくした。奈良時代においても、同じような、ネズミ対策をしている（註6）。

このように、人間たちは長い間、ネズミという偉大な小動物から、イノチのみなもとである穀物を守るため、鼠返しという器具を発明し、これを何百年にもわたって使用し、ネズミと対峙してきたわけである。

ネズミの爪痕、あるいはひっかき傷と見られるものでは、筑後市森ノ本遺跡（註7）の弥生時代後期前葉～中葉の土器にみられるものが現在では最古の段階のものと考えている。

ネズミの存在は、周辺に食料があることの裏返しともいえる。

註1 三輪町教育委員会　『犬竹遺跡』　三輪町文化財調査報告書　第4集　1985

註2 福岡県教育委員貝　『九州横断自動車道埋蔵文化財調査報告』　－17－　1990

註3 直良信夫　『古代人の生活と環境』　校倉書房　1965　P251・252

註4 林田重幸　「志多留貝塚の動物骨について」（坂田邦洋『対馬の考古学』　縄文文化研究会　所収）　1954

註5 花村肇・岡崎美彦　「獣骨」〈北九州市教育文化事業団埋蔵文化財調査室『楠橋貝塚』（北九州市埋蔵文化財調査室報告書　第69集）〉　1988

註6 福岡県教育委員貝　『九州横断自動車道埋蔵文化財調査報告』　－38－　1996
小郡市井上薬師堂谷部出土の奈良時代の所産と思われる鼠返しを報告している。

註7 1988年筑後市教育委員会調査。佐々木隆彦氏御教示。

第4章　総　　括

刻印土器と焼塩土器

刻印土器について

［出土点数］　金属製もしくは木製の印によって土器の表面に押印されたものであるが、当宮原遺跡出土例は「日益私印」「封」「谷」？の３種類がある。これらはその印面の様子から方形の銅印によるものと思われる。宮原遺跡での出土品は「日益私印」が9点、「封」が3点、「谷」？が1点の計13点である。

［出土遺構］　各出土遺構は下記のとおりであるが、200号住居跡の1点と、29号土坑の1点はともに50号土坑出土品と接合している。住居跡が埋土中からであることと、土坑出土品が多いことをふまえると、これらの土器は廃棄されたものとして捉えることができる。

遺構の時期は住居跡・土坑とも8世紀後半代を中心とし、井戸については9世紀前半期まで下るものであろう。

・200号住居跡	「日益私印」3		(1は50号土坑と接合)
・50号土坑	「日益私印」7		
・226～235号住居跡間			
・29号土坑	「日益私印」1	「封」1	(1は50号土坑と接合)
・156号住居跡		「封」1	
・D地区表採		「封」1	
・１号井戸		「谷」？1	

［土器の種類］　全て土師器の坏もしくは皿の内底面に押印されている。土師器は硬質の精製品で、外底面から体部下半には回転ヘラケズリ、体部から口縁部内外は回転ナデ、内底面はナデが施される。刻印はほとんどが内底面の中央からややはずれた位置に押印されており、その後にナデを行っているので文字が判読しにくいものもある。これらの土器は在地産ではなく搬入されたものかもしれない。

［印の大きさ］　３種類の刻印は14点の全てについて印面の大きさを知りえないが、一辺の長さが「日益私印」は29～32㎜、「封」は27㎜、「谷」？は28㎜である。「日益私印」が方1寸、他の二者が方9分の印面ということになろう。

［他遺跡の例］　国立歴史民俗博物館が刊行した『日本古代印集成』（註1）によれば、伝世・採集・出土品として「□□私印」は推定も含めて日本国内で宮原例を除くと27例を数える。印材としてはほとんどが青銅であり、石印が1点、印そのものでなく施印瓦と施印粘土板がそれぞれ1点ずつである。先に宮原例を銅印であろうとしたのも当を得ているものと考える。印面は方35㎜までとそれ以上の42㎜までのものとが約半数ずつとなっている。

この集成に漏れているものに佐賀県佐賀郡大和町東山田一本杉遺跡出土例（註2）がある。土師器皿の内底面に「定側私印」の刻印があるもので、官人の居宅であったかと思われる建物を囲む築地塀に伴う溝からの出土である。印面の寸法が記載されていないが、方24mmほどと思われる。8世紀後半を中心とした時期が与えられており、嘉瀬川の対岸にある肥前国府との関連かまたは佐嘉郡衙の可能性が考慮されている。宮原遺跡の刻印土器を考えるとき、きわめて参考となる資料であろう。なお同じ溝からは「宮」か「官」と思われる刻印のある高坏も出土している。

［使用者と用途］　この刻印の原体である印は、「日益私印」についてはそのまま「日益」という人の私印であることを示しているとみてよいだろう。「日益私印」を土器の内底面に押印した意味は何であろうか。その器が個人の銘々器であることを知らしめるためであろうか。そうであるなら外底面に押印するのが最もふさわしいと思われるのに、わざわざ内底面の見える位置に押印したことがよくわからない。さらに気になるのは押印の後にナデにて文字が見えなくなっているものがあるということである。土器を製作してのち、試みに押印したというのが実状であろうか。

「封」は封緘の封であろうか。とすると封泥を想起させ、役所で使用された印とも思える。しかしそうであれば、土器の内底面に押印されていることが何を意味するのかわからなくなる。「谷」？はやはり人名であろうか。

これらの押印された土器が搬入されたものであるならば、その製作地を特定したうえでそこにおける「日益」氏の立場が問題となり、またなぜに搬入されたかの意味付けも必要となろう。これらが宮原集落で製作されたものであるならば、「日益」氏はこの集落内でどのような立場にあった人であろうか。

奈良時代に国衙があり、その下に郡衙があった。県内でこれまでに調査された郡衙と推定される遺跡のうち小郡（小郡市）や下高橋（三井郡大刀洗町）、大ノ瀬（築上郡新吉富村）といった所と比べると、宮原遺跡はその規模にまでは達していないように思われる。郡衙のさらに下位の郷衙といわれるような役所的な遺跡はこれまでにまだ判然としていない。この宮原遺跡の規模の大きい整然とした建物群が郷衙であると断定できるわけではないが、郷長あるいは里長という立場の人が住んでいた所であったかもしれない。さらには私印を使用するほどの人物であった「日益」氏をそのような立場の人とみなすことについても可能性はあろう。　（伊崎）

註1 国立歴史民俗博物館　1996『日本古代印集成』「非文献資料の基礎的研究―古印―」

2 佐賀県教育委員会　1995『東山田一本杉遺跡』

〈九州横断道関係埋蔵文化財発掘調査報告書（18）〉佐賀県文化財調査報告書　第125集

焼塩土器について

［出土点数］　宮原遺跡から出土した焼塩土器については、『宮原遺跡II』（註1）『同III』（註2）『同IV』（註3）『同V』で取り上げてきたが、いま一度出土遺構ごとに点数をまとめると以下のようになる。（　）の数値は出土点数を示す。

〔住居跡〕　65(2)、126(2)、150(1)、166(1)、188(1)、189(2)、190(9)、191(1)、195(1)、197(3)、199(2)、200(1)、207(1)、208(1)、211(3)、212(4)、218(2)、221（11）、222（17）、226(8)、228(6)、230(1)、233(3)、234(2)、235(10)、245(7)、247(6)、250(1)、251(1)、252(9)、253(1)、254(3)、255(2)、256(1)、257(4)、258(2)

〔土　坑〕　30(1)、35(2)、39(2)、50（81）、53(7)、54(3)、56(3)、57(1)、61(1)、63(5)、65(3)

〔その他〕　住200・201周辺(2)、住190・191・195近辺(1)、住226～235(7)、住228 or 229(1)、建物111周辺(1)、建物120P12(1)、井戸1(2)、14号土壙墓(2)、表採(2)

以上のように遺構としては住居跡の埋土中からの出土が多いが、1カ所からの最大量は50号土坑の81点が最高である。総数は260点を数えることになる。なお、この中には『宮原遺跡II』で報告した表採資料の「玄界灘式」と思われる破片をも含めている。

260点という点数は、260軒の竪穴住居と68基の土坑とが検出された大規模な集落からすればそれほど多いとはいえないだろう。たとえば、80軒近い数の8世紀代の住居跡が検出された甘木市塔ノ上遺跡（註4）では630点、6世紀末～8世紀末の78軒の住居跡のあった甘木市高原遺跡（註5）では417点、55軒の7～8世紀代の住居跡が検出された朝倉町才田遺跡（註6）では435点の焼塩土器が出土している。ただ奈良時代の住居跡28軒が見つかった朝倉町中道遺跡（註7）では焼塩土器22点、玄界灘式と思われる破片20点が出土しただけであり、出土量の少ない遺跡があるのもまた事実といわねばならない。

しかし、内陸部にある遺跡として小郡市井上薬師堂遺跡（註8）、朝倉町西法寺遺跡（註9）・大庭久保遺跡（註10）・上の原遺跡（註11）・狐塚南遺跡（註12）・長島遺跡（註13）・鎌塚遺跡（註14）などの横断道関係の遺跡や、小郡市干潟遺跡（註15）・乙隈天道町遺跡（註16）、甘木市小隈松山遺跡（註17）、夜須町荒畑遺跡（18）などでも数点から30点ほどが出土しており、出土量は少ないにしても遺跡数としてはかなり多くが知られてきている。

製塩土器自体については官衙や官道・寺院といった公的な機関への属性を考えられていたが、上述の遺跡を見るにおいて、むしろ官衙またはそれに類似した機関や一般集落を含めて、奈良時代における塩の流通機構を問題としなければならないように思われる。

甘木・朝倉地方という内陸部における焼塩土器のあり方については、各々の集落の分析を含めてその意義を考察する必要があろう。　（伊崎）

註 1 福岡県教育委員会　1990　『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告―17―』
2 福岡県教育委員会　1997　『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告―46―』
3 福岡県教育委員会　1998　『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告―51―』
4 福岡県教育委員会　1987　『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告― 9―』
5 福岡県教育委員会　1994　『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告―31―』
6 福岡県教育委員会　1998　『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告―48―』
7 福岡県教育委員会　1996　『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告―39―』
8 福岡県教育委員会　1996　『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告―38―』
9 福岡県教育委員会　1997　『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告―47―』
10 福岡県教育委員会　1995　『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告―36―』
11 福岡県教育委員会　1995　『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告―33―』
12 福岡県教育委員会　1994　『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告―28―』
13 福岡県教育委員会　1995　『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告―34―』
14 福岡県教育委員会　1992　『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告―22―』
15 福岡県教育委員会　1980　『干潟遺跡Ⅰ』
〈県道久留米・筑紫野線関係埋蔵文化財調査報告１〉　福岡県文化財調査報告書　第59集
16 福岡県教育委員会　1989　『乙隈天道町遺跡』
〈県道久留米・筑紫野線関係埋蔵文化財調査報告３〉　福岡県文化財調査報告書　第86集
17 甘木市教育委員会　1987　『小隈出口遺跡・小隈松山遺跡』
甘木市文化財調査報告　第18集
18 夜須町教育委員会　1991　『柳迫遺跡』〈夜須町遺跡群ⅩⅡ〉
夜須町文化財調査報告書　第23集

竪穴住居跡の諸問題

立野・宮原遺跡における竪穴住居跡は394軒にも達し、各個別住居跡はすでに報告済みである。報文中にも記しているが、古墳時代後期から奈良時代にかけての竪穴住居跡が大半以上を占めている。これらの住居跡にはカマドの構造と祭祀、カマド対面の粘土、竪穴部内の主柱穴配置や空間使用法、壁小溝内の杭状痕など多くの問題点を含んでいた。折りに触れて若干整理しながらまとめてみたが、凡愚の私には問題点が深遠すぎ、不十分な解明に終わったのが実状であります。これらの他にも、宮原遺跡III・IVの報告書において数々の問題点が指摘されており、立野・宮原遺跡の最終報告に当たり竪穴住居跡の諸問題について再検討する次第です。

1．竪穴部の形態と諸施設について

本項においては竪穴部の形態を主に述べて行くが、竪穴部内には様々な施設を備えており、施設の変化に伴って竪穴部も変わるだけでなく、竪穴住居自体も変容したとも考えられる。まず、竪穴部内に設けられている一般的な諸施設から再検討を行う。

古墳時代後期の住居跡には主柱穴、カマド、壁小溝を設けており、稀に、カマド対面粘土や小土壙が検出される住居跡も含まれる。貼床面の下層には、主柱間内や隅部に土壙が在り、溝状に近い形状の掘り込みも巡っている。一般的な竪穴住居跡にはこれらの施設を備えており、立野・宮原遺跡ではカマド対面粘土や小土壙も普遍的に見られる。

これら施設の一部については、立野遺跡C地区の報告において検討を行った。報告してから十余年が過ぎ、その間、横断道自動車道関係だけでも多くの報告書が刊行され、古墳時代後期以後の集落跡や竪穴住居跡も多数含まれている。その報文中に、新たな見解や問題点が提起されており、これらを参考資料として検討を行うが、以前に記した私の見解も見直しつつ述べて行くが、一部もしくは大修正するかもしれない。当遺跡で見られない事例には、古墳時代後期の段階で主柱穴を隅や壁面に配置して竪穴部の規模が縮小した住居跡、極めて小さな竪穴部内に主柱穴を配置しない住居跡、カマドを隅部に付設した住居跡等が挙げられる。この様な新たな資料も吟味して、古の人々が暮らした棲家の実像を少しでも明らかにしたい。以下、諸施設を小項目に分け、私なりの考えを順次述べて行く。

（i） 竪穴部の形態上の変遷

古墳時代後期頃までの竪穴住居跡には、竪穴部の形態や付随する施設に共通性が見られる。竪穴部の形状は、長方形のタイプも含め方形の平面形態をとるのが一般的であり、主柱穴も竪穴部と略相似した配置をとっている。稀に、不整形な平面形態の住居跡も見られるが、主柱穴の配置は上記と略同じ形態をとる場合が多い。共通する形態をとる竪穴住居跡から、竪穴部の

規模や形状に即応せず、隅部や壁際に主柱穴を配置した住居跡が出始じめる。現段階では、初出の時期が六世紀後半を相前後する頃と考えている。その後、竪穴部の規模は変化に富み、一辺が５ｍを超えるものから２ｍに満たぬ住居と一様ではない。また、竪穴部が小規模となる住居跡では主柱穴が竪穴部内に遺存しない例も多くなる。

この様な現象から、住居形態の変遷だけでなく、小型住居の性格についても考えてみる。まず、横断自動車道関係の各遺跡における多様な住居形態を顧みる前に、住居形態を大まかに分類し、その後に、諸形態が時期別に如何なる分布状況であるのかを各遺跡ごとに検討する。

Ａタイプ…カマドの出現期より継続した住居跡である。竪穴部は方形ないし長方形の平面形で、４～５ｍ前後の辺長になる例が多い。主柱穴は竪穴部と相似した平面形態をとり、壁面より１～1.5m付近に配置している。カマドは辺の略中央部に位置する例が大半以上を占める。稀に、隅部もしくは隅部付近に位置する例もある。

Ｂタイプ…主柱穴が隅部に配置した住居跡を当てた。主柱穴の平面形と柱間隔はＡタイプと大差ない。必然的に竪穴部の規模はＡタイプより一回り小振りとなる。同じ理由から、カマドも辺の中央部に位置する。カマドの形態は壁面より突出する例が多く見受けられる。

Ｃタイプ…竪穴部の規模が２ｍ前後で、ほとんどのカマドは突出型である。このタイプを２つに細分しているが、竪穴部内に主柱穴や主柱穴の一部が配置している住居をC_1として、主柱穴

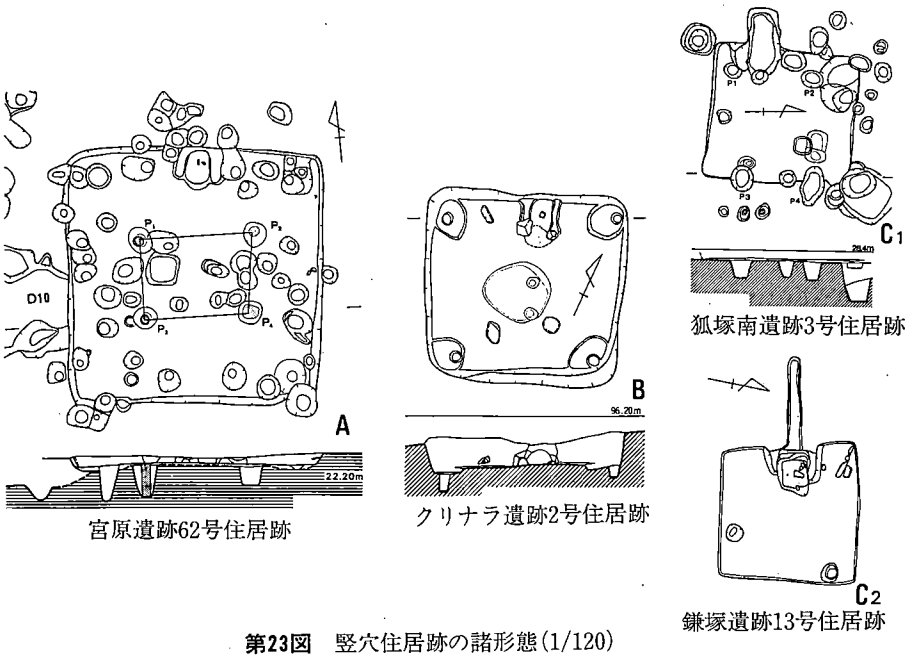

第23図　竪穴住居跡の諸形態(1/120)

が竪穴部内に無い住居をC_2とした。両タイプは基本的に同じ住居形態をとるものと考えているので、同一とするのが良いかもしれない。しかし、以前にも述べた様に、主柱穴は上屋構造と関連する他にも、住居内の空間を区割りする機能も有していると考えられる。この他にも、次章で述べる竪穴部外の施設にも関連するが、主柱穴の存否は竪穴住居を規定する上でも重要な役割りを担っており、２つのタイプに細分した。

以上の３つに大別したが、中間的な様相を呈す住居跡が存在するのも事実である。特に、Ｂタイプに類似して、隅部に近い位置に主柱穴を配置した住居跡は案外と多い。この場合には、主柱穴と竪穴部との空間が何らかの機能を果す広さが有るか否かで、ＡもしくはＢのタイプと判断すべきではなかろうか。この他にも、一辺壁際に主柱穴が近接する住居跡については、上記の理由からＡタイプに含めるべきと考えている。

次に、時期により形態上の変化が追えるのか、異なる地域で時期差が認められるのか、それらは如何なる要因で生じたのかを考えてみたい。まず、横断自動車道関係で多くの竪穴住居跡が確認された遺跡を検討する。

薬師堂東遺跡（註１）（第24図）　小郡市大字井上

筑後川と宝満川により形成された洪積世の低位段丘上に占地する集落跡で、竪穴住居跡が69軒、掘立柱建物が21棟、土坑が45基、道路状遺構２本、土壙墓や溝等の多くの遺構も確認されている。竪穴住居跡は六世紀末～八世紀末までの時期である。

69軒の竪穴住居跡を４時期に大別し、10時期に細分して、住居群としては７群に区分して報告されている。当初は大型のＡタイプが調査区西寄りに出現し、七世紀中葉まで竪穴部の規模が縮小しつつもＡタイプが存続する。占地する場所も東に拡散する傾向を持つ。七世紀後葉にはＣタイプも出現するが、小規模なＡタイプが主体を占め、壁際外に主柱穴を配置する例も報告されている。以後、八世紀末頃までＡタイプの小型とＣタイプが混在している。Ｃタイプに

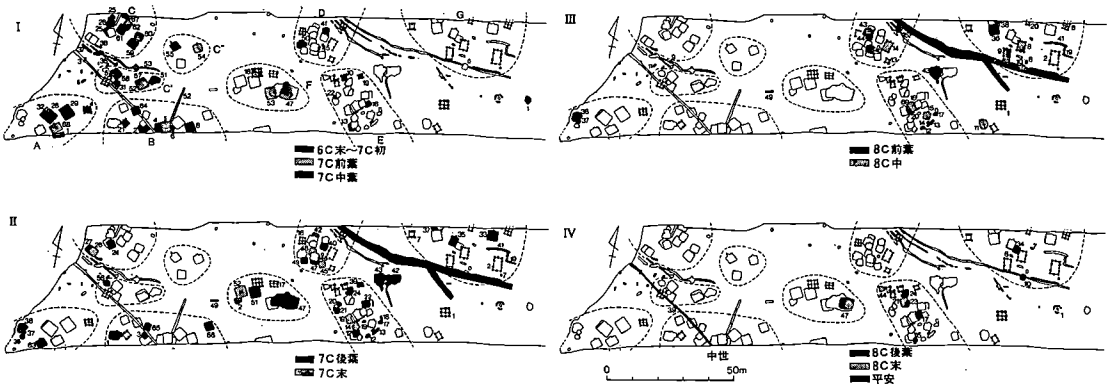

第24図　薬師堂東遺跡集落変遷図

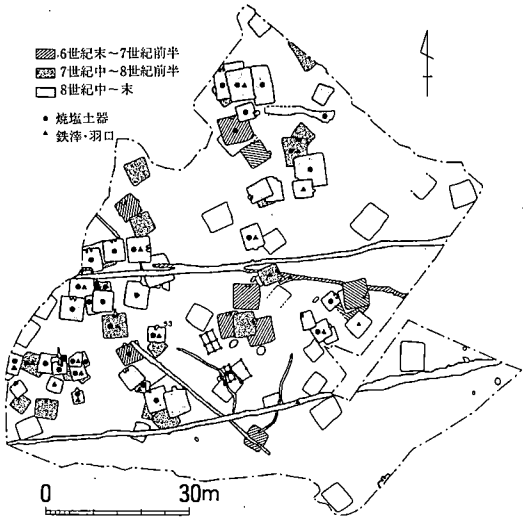

第25図　高原遺跡古墳時代以降住居群変遷図

も主柱穴２本のC_1とC_2の両タイプが含まれている。

高原遺跡(註2)(第25図)甘木市大字屋永

筑後川に注ぐ佐田川の中流左岸、標高が30mの河岸段丘上に立地する。

六世紀末～八世紀末の集落跡が主体で、弥生時代と縄文時代の遺構も重複する。竪穴住居跡が78軒、掘立柱建物跡が３棟、溝が８条、土坑や竪穴等で構成されている。二世紀に及ぶ集落跡を３時期に区分されている。Ⅰ期は10軒の竪穴住居跡と溝１条から成り、住居跡はＡタイプ。２時期以上に分けられると報告されている。

Ⅱ期は23軒の竪穴住居跡があり、前時期よりも小規模なＡタイプで構成される。住居の重複や近接度から２時期に細分される可能性があると指摘されている。

Ⅲ期は45軒の竪穴住居跡と掘立柱建物跡、溝で構成されている。C_2タイプも出現するが、小型Ａタイプが主体である。Ｂタイプに近い住居跡や不整形な竪穴部を持つ住居跡も含まれる。注目すべき住居跡には69号住居跡が挙げられる。隅部にカマドが付設したC_2タイプの住居跡であり、単的に竪穴住居内の広さ（空間）が拡大する可能性を示す事例かもしれない。

製塩土器や墨書土器、鉄関連遺物についても言及され、集落の性格等を知る上でも貴重な遺跡である。一方、竪穴住居の構成は朝倉地方の遺跡と多くの点で共通している。

塔ノ上遺跡（註３）（第26図）　甘木市大字牛鶴

筑後川に注ぐ佐田川と荷原川に挟まれた低位段丘上に占地して、標高は30～32m位いの平坦部に位置する。

奈良時代の竪穴住居跡が74軒、掘立柱建物跡が９棟、土坑や溝で構成する集落跡であり、４時期と９区域に区分されている。区分した各時期の住居跡を通観しても、C_2タイプの住居跡は見当たらず、Ａタイプの単独となる。単一タイプで構成しているものの、古いⅠ期の段階では竪穴部の規模が５m前後の住居跡も含まれる。逆に、３m前後の竪穴部に縮小した住居を主体としたのがⅣ期となり、各時期を通観しても、新しくなるに従い竪穴部の規模も縮小する傾向が窺える。この他にも、主柱穴の配置が竪穴部の形状に相似しない例が多々あり、主柱穴が２本の住居跡も若干含まれており、Ａタイプの範を越えた住居跡と言えるかもしれない。その代表例が37号住居跡で、溝の東側に唯一存在して、平面的に見ても他の住居跡と趣を異にする。

以上から、遺跡総体はAタイプの変則型で構成していると言えるかもしれない。

上の原遺跡（註４）　朝倉郡朝倉町大字大庭

塔ノ上遺跡と同じ低位段丘上の東端部に位置する。標高が28～30m前後となり、平坦部に立地した遺跡である。弥生時代の竪穴住居跡や貯蔵穴の生活関連遺構と甕棺墓等の墓を主とした遺跡として注目されているが、古墳時代から奈良時代の集落跡としても重要な遺跡である。

六世紀後半よりの古墳時代には、竪穴住居跡が36軒、掘立柱建物跡が８棟、その他に土坑や溝で構成されている。２時期に大別してされ、Aタイプの竪穴住居跡が主体となっている。報文中には、時期が下るにつれ住居壁側に柱が寄り、七世紀後半頃には竪穴部の規模が縮小し、Bタイプの住居跡も出現するとされている。その中でも注目すべきは、カマドを付設する壁際に主柱穴を配する例や、逆に、カマド対面の壁際に主柱穴が寄り、カマドと主柱穴間に空間が広がる例もあり、これらは竪穴部の形態の変遷を辿る上でも特異例として挙げたい。

奈良時代には、竪穴住居跡が76軒、掘立柱建物跡が20棟、土坑が16基で構成されている。小型のAタイプやBタイプにC_1タイプも若干含まれているが、C_2タイプの住居跡が多いのも印象深く、各タイプの混在する様相となっている。けれども、重複する住居群でも前段階の傾向が続き、後出する住居の規模は縮小化している。また、C_2タイプの住居が群集せずに、分散した分布を示しているのも注目すべき現象である。

狐塚南遺跡（註５）　朝倉郡朝倉町大字入地

荷厚川の東の低位段丘上に位置して、標高が29m前後の平坦部に立地する。

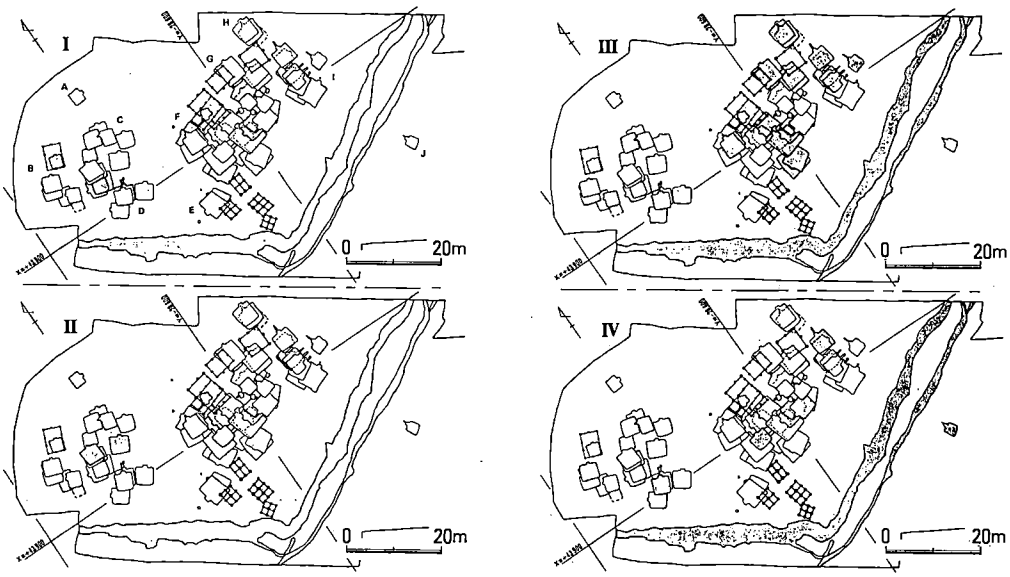

第26図　塔ノ上遺跡住居群変遷図

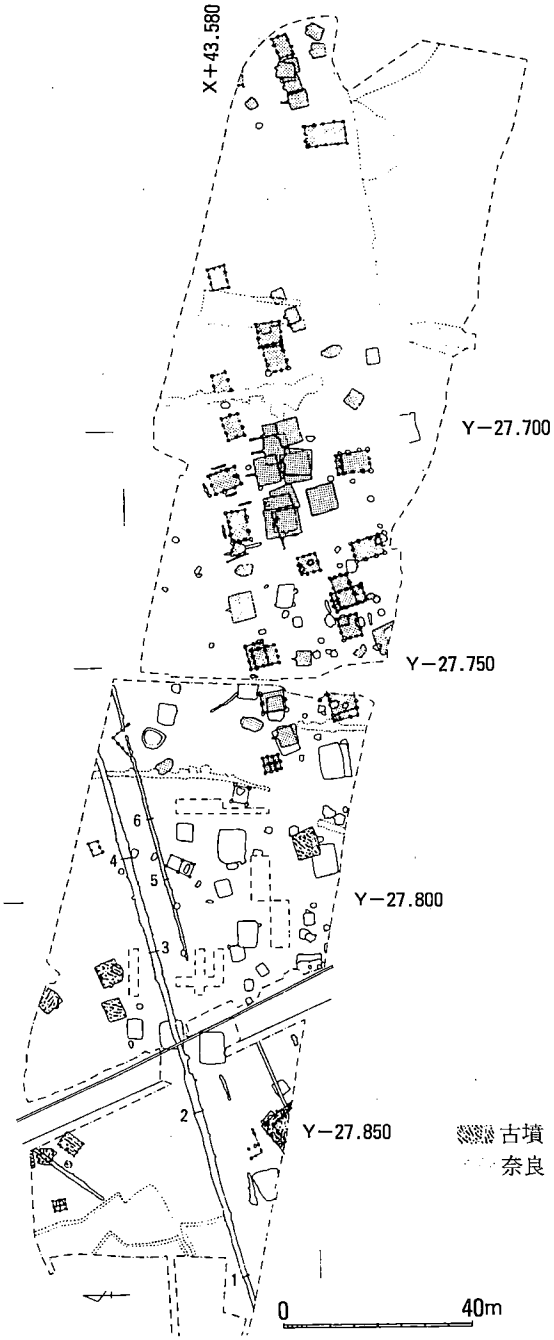

第27図　中道遺跡古墳～奈良時代遺構配置図

六世紀後半から九世紀前後までの時期に、竪穴住居跡が41軒検出されている。Aタイプは七世紀後半頃まで存続するが、八世紀代にはBタイプも出現し始め、その後はC_1とC_2の両タイプが主となる。調査区内の3ケ所で集中的に重複する状況は、上の原遺跡と類似しており、集落構成上に因を求められよう。

中道遺跡(註6)(第27図)朝倉郡朝倉町大字大庭

塔ノ上遺跡と上の原遺跡の中程に位置して、標高が33m前後の平坦な低丘陵上に立地する。

古墳時代の遺構は、竪穴住居跡が6軒、掘立柱建物跡が3棟確認されている。Aタイプが主となり、若干後出する101号住居では主柱穴が確認されていない。奈良時代の遺構は前代よりも東偏して所在するが、竪穴住居跡が28軒、掘立柱建物群が21棟、土坑が16基で構成されている。目立つ遺構として、前述した他の遺跡よりも掘立柱建物が増加している点が挙げられる。一方の住居跡では、一辺の長さが5mを越すAタイプが主となる点が特徴的である。C_1とC_2タイプも若干存在するが、Aタイプの住居が重複しているのに対し、分散した分布状況であり、時期も若干新しく八世紀後半頃に比定されている。

長島遺跡C地区(註7)朝倉郡朝倉町大字須川

朝倉山塊から派生する中位段丘の先端部に位置して、標高が51m前後を測り、平坦面上に立地する。

七世紀前半から八世紀中頃に亘り、竪穴住居跡が51軒、掘立柱建物跡が10棟、道路状遺構等で構成される集落跡で、墓地も確認されている。注目すべき点が多々ある遺跡である。重複する竪穴住居群で、竪穴部の規模が半減

するA・Bタイプの住居が古くなる。かつ、C_1タイプに類似する住居跡も含まれ、七世紀後半頃に比定されている。他の遺跡では竪穴部の縮少化が一般的な傾向であり、逆に、拡大化しているのである。竪穴部の規模が小振りなAタイプが主体となるが、B、C_2タイプも混在している。この他に、26号住居跡も特筆される。竪穴部が2.9m×3.6mの長方形で、主柱穴を長辺の壁際に配置しているが、主柱穴間エリアと短辺の壁までが長方形の空間をつくり、弥生時代のベッド状遺構と同じ平面形と映る。

鎌塚遺跡（註８）（第28図）　朝倉郡朝倉町大字菱野

朝倉山塊から派生した中位段丘の裾部に位置して、標高が55m前後を測り、平坦面上に立地する。弥生時代の竪穴住居跡や貯蔵穴も確認されているが、主体となるのは奈良時代の集落である。竪穴住居跡が81軒、掘立柱建物跡や溝で構成され、一部に七世紀後半期の住居も含まれているが、約百年間存続している。

４時期に大別されているが、当遺跡でも新しくなるに従って竪穴部が縮小する傾向をとり、各時期を通してAタイプの住居が主体となる。Bタイプはなく、C_1とC_2タイプは少ないものの、８世紀中頃には出現している。この段階に「L」字状の溝が掘られているのも注目すべき点であり、南東側に集落の広がりが想定される遺跡である。

外之隈遺跡（註９）　朝倉郡朝倉町大字山田

朝倉山塊の麻底良山から延びた丘陵斜面に位置して、間近かに筑後川が流れる。遺跡は急斜面に立地し、標高43m～73m間に広がっている。

六世紀中頃～末までの短期間に営まれた集落跡で、竪穴住居跡が70軒、掘立柱建物跡が４棟で構成されている。大半以上がAタイプの住居形態と考えられるが、極めて珍しい形態の住居跡が多く含まれている。後章と大きく関係する事例もあり、少し詳しく紹介しておく。

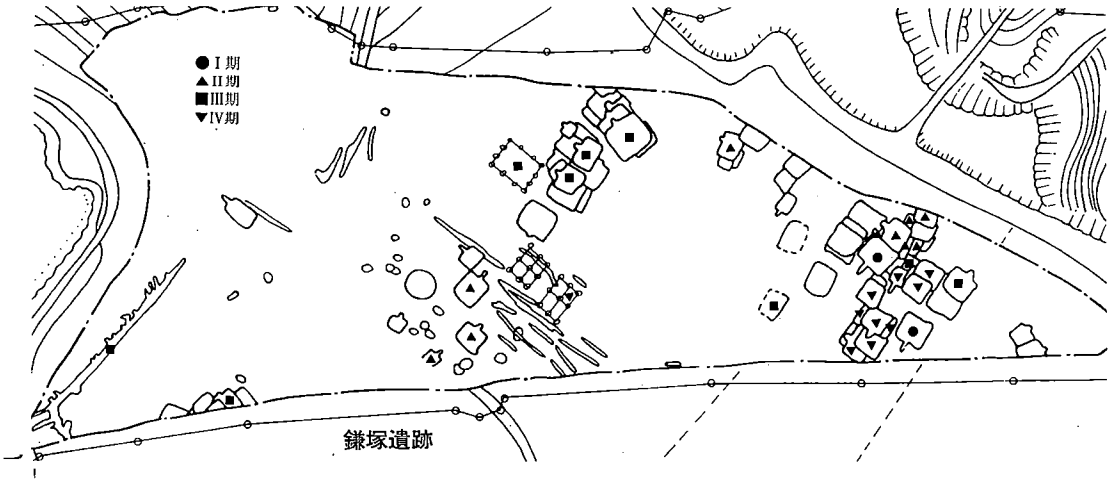

第28図　鎌塚遺跡住居群変遷図

まず、III区９号住居跡を挙げる。竪穴部は胴張り気味の長方形を呈して、2.25m×3.2mの規模となり、5.4m²の床面積である。隅部にカマドを付設して、柱穴は床面に１本のみ検出されているが、もう１本は撹乱された可能性を持つ。

VII区の２号住居跡は、竪穴部が2.6mと2.45mの規模で、方形に近い平面形を呈す。最も高い隅部にカマドを付設して、67cmの煙道が付く。床面上には該当する主柱穴が確認されていない。

次に、VII区17号住居跡であるが、竪穴部は3.1m×3.2mの規模となる。床面上に２本の主柱穴があり、C_1タイプの変形とも考えられる。高所に当たる北壁中央部にカマドを付設し、石蓋の煙道が1.1mの長さで付く。

同じVII区24号住居跡は、竪穴部が2.4m×2.1mの規模で方形プランとなる。主柱穴は竪穴部に存せず、C_2タイプの典型となる。カマドは高所の壁面に付設している。

VII区19号住居跡も特異な形態をとり、第29図に図示している。竪穴部の規模は3.4m×3.26mで、少し不整な方形プランを呈している。興味深いのは主柱穴の配置で、一般的な平面形を呈しているのだが、高所となる壁面に沿っている点である。壁面に沿った柱穴間に壁体面（壁体構造）が存したとは考えられない。雨が少し降った場合でも、竪穴部内に雨水が流れ込むのは明らかであり、雨水の流入を防ぐ施設が竪穴部外に設けていたことが容易に想像できる。この事項は後章のテーマの一つであり、その折に、他の事項とも重複しつつ論及する。

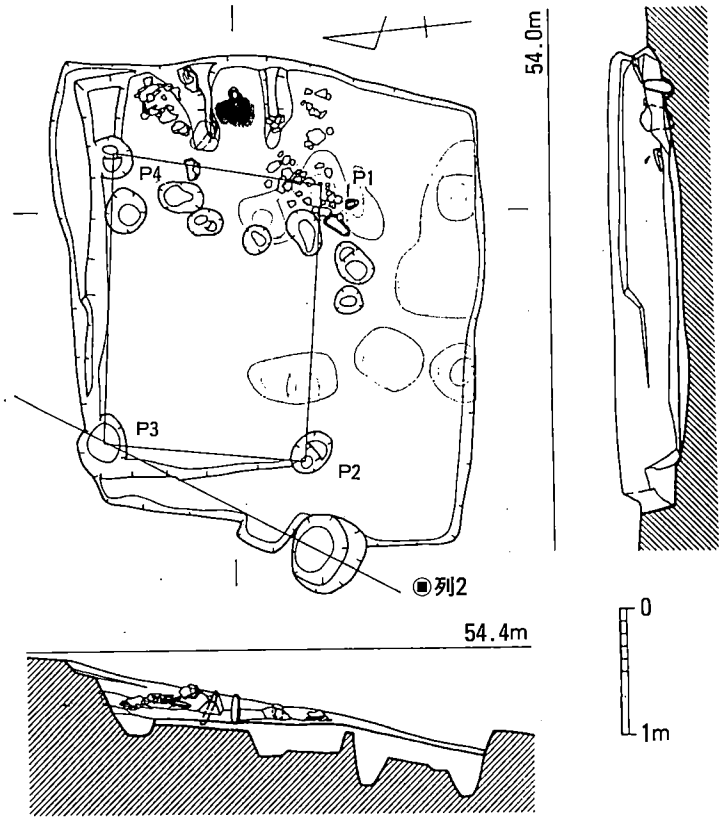

第29図　外之隈遺跡VII区19号住居跡(1/120)

急斜面上に立地する集落跡では、変則な住居形態をとる例が多く、地形や地質等に影響を受けて造ったのであろうが、竪穴住居跡の形態を考える

上でも稀少価値を持つことになる。

以上で、9遺跡の概要説明を終える。この他にも、西法寺遺跡、金場遺跡や前伏遺跡等の集落跡もあるが、説明した遺跡と共通項が多いので割愛した。

本題に戻り、各遺跡から住居形態の変化が窺われ、時期別にとりまとめてみる。各時期を通じてAタイプは存続するが、七世紀後半頃を境として規模の縮小化現象が目立ち始め、八世紀に入るとこの現象に拍車がかかる。各遺跡に共通する事項に、七世紀後半以後の集落構成が縮小化したAタイプ単独の場合はなく、BタイプはやC_1・C_2タイプと混在する。各タイプの構成比が個々の遺跡で異なり、また、C_1もしくはC_2タイプが極端な場所に分布する例もみられる。

Bタイプの初現は、六世紀後半に求められて、典型とした第23図のクリナラ遺跡（註10）2号住居を説明しておく。平野部と50mの比高差となる谷部斜面上に立地して、花崗岩風化土の土壌に営まれている。竪穴部は2.7m×3mの規模で、長方形の平面形を呈し、谷筋を直交した北壁側にカマドを付けている。斜面に住居を構築する場合、雨水の流入防止が“竪穴住居”で生活する最低条件の一つであり、防止を目的とした竪穴部外施設と関連した結果、この住居形態をとったのかもしれない。クリナラ遺跡と近接した鞍掛遺跡（註11）でもBタイプの住居が確認されており、この遺跡は平野部に位置し、クリナラ遺跡が在る山塊の裾部に当たり、僅かに後出する頃の時期が比定されている。平坦面に近い地形であるが、土壌が砂質性に富み、雨季には湧水も多いことを付加しておく。

その他の遺跡では、長島遺跡C地区が七世紀後半から八世紀代に現われて、上の原遺跡でも七世紀後半頃に出現する。この住居形態が長く存続した形跡はなく、七世紀代を中心とした一時期に集中するのかもしれない。

Cタイプの初現も、斜面に立地した外之隈遺跡Ⅶ区24号住居跡で、C_2タイプで時期が六世紀中頃に比定されている。前述した様に、この他にもC_1・C_2タイプや類似した住居跡も多く分布して、六世紀末まで存続する。極めて古い段階に出現することになるが、偶発的に生じた結果であっても、後にも存続する点から住居形態の一つと規定すべきで、他の施設も含めた構造を追求し、結果として性格が判断されるべきであろう。

他の遺跡では、薬師堂東遺跡では七世紀後半期に、長島遺跡C地区でも同時期に類似するCタイプも現われる。その他の遺跡では八世紀代に出現する。住居総数ではまだまだ数少ないが、十余年前に比べるとかなり増加し、Cタイプの竪穴住居が数量で主体となる集落跡の存否を問える段階に達したと言える。Cタイプの住居が調査区内の縁辺部に分布している例は多く、この点をもってCタイプの性格を決定することは出来ない。なぜならば、紹介した各遺跡は集落全体でなく、あくまでも集落の一部にすぎず、時期により集落形態が少なからず移動しており、集落の実態でない場合も想定すべきと考えている。以上から、Cタイプの初現は古いが、八世紀前後から増加し始めて、盛期が八世紀中頃～八世紀後半となる。

竪穴部の規模や形状と主柱穴配置との関連を三型式に分けて述べてきたが、竪穴部内だけが住居であるのか否かが最も問題であり、今報告の本題でもある。これを解明する一方法として、次章の“竪穴部外の施設について”を設けているので、本章は事実説明だけに止めておく。

（ii）竪穴部内のその他の施設について

竪穴部内の施設には、カマド、カマド対面粘土、カマド対面土坑、壁小溝と主柱穴が設けられている。主柱穴については、前章でも少し触れているが、再録している“住居空間の使用法”でも記しているので参照されたい（第14図、27頁）。

カマドについては、“カマドのあり方について”を再録しているので、一部修正を行うかもしれないが、報告例も増加しており不備な点を補足して行く。

まず、カマドの形態について再考すると、基本的には造り付け型と突出型の二型式に分類される。問題となるのは、両者の中間形態をとるカマドを型式として扱える内容を保持しているか否かである。形状の違いで終始する問題ではなく、当時の人々の創意した意図が、結果としての成果に結びついたのか否かである。

カマドの変遷を簡略に辿ってみる。造り付け型カマドは導入期より普遍的にみられるが、詳細な点で若干の変化をしている。例えば、初現期のカマドは長大に構築されており、事例として塚堂遺跡（註12）が挙げられる。カマド壁体は１m前後に達し、壁から支脚までが40cm～50cmの間隔となる例もある。このカマドの先端部は主柱穴間を結ぶラインよりも内側に伸びている。導入期のカマドに比べて、六世紀代のカマドは支脚から壁までが30cm前後の位置で、壁体の長

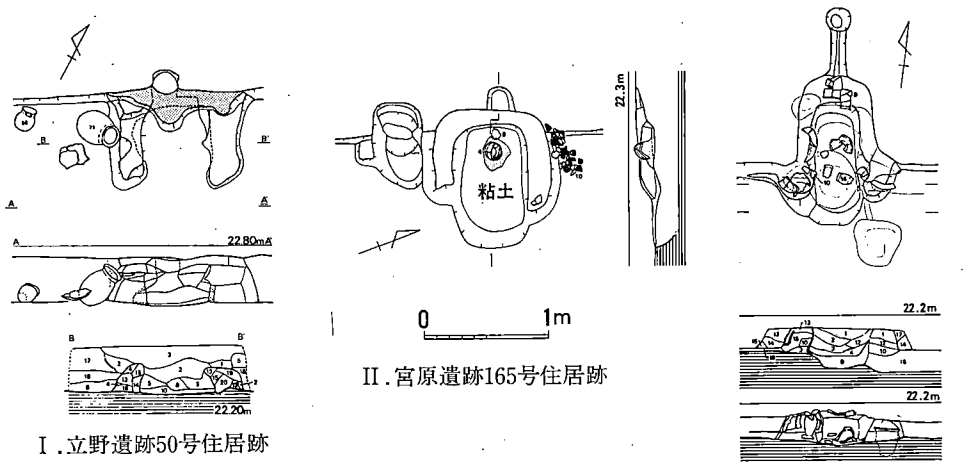

Ⅰ.立野遺跡50号住居跡

Ⅱ.宮原遺跡165号住居跡

Ⅲ.宮原遺跡209号住居跡

第30図　カマド跡の諸形態

さも80cm前後となるのが一般的である。これは、カマド自体の縮小を示しているのではなく、竪穴部外に進行した結果であり、竪穴部内を広くすることになる。

カマドの壁体が竪穴部の壁面より突出し始める時期は、竪穴部の形態に変化が現われ出す六世紀後半頃である。竪穴部の縮小化現像とカマドの竪穴部外に進行する現象が、薬師堂東遺跡では同時進行している。この事例をもって、一見相反する事象が同時に進んだと判断され、画期的な事象と言える。この中間形態は長くは続かず、突出型が盛んとなる七世紀後半～八世紀代に消失する。以上より、中間形態を新しい型式と認めるもので、従来の型式を第30図の様なⅠ型式からⅢ型式に改める。

新Ⅱ型式の段階で、カマド脇に掘られた小土坑を検討する。第31図の宮原遺跡258号住居跡である。カマドの左側壁体に隣接している土坑で、竪穴部外に深く潜り込む形状で掘られており、柱穴の掘り方とは言い難い。坑内に炭化物と灰が残り、壁面が焼土と化している点、カマド脇に位置することから、カマドに付随する施設と考えるべきである。断定は出来ないが、上記の理由から火種置場とするのが妥当であろう。

再度カマドの問題に戻ろう。カマドの構造法も多様で、資材も粘土、石、瓦や土器も用いている。カマドに強い重力や火熱を受けるので、壁体は壊われ易いのであろう。強い力が作用する箇所に石や瓦と土器を入れて補強材としている。資材は地域により異なるが、入手し易すい資材を用いるのは当然である。この他にも、宮原遺跡220号住居のカマドを紹介しておく。遺存

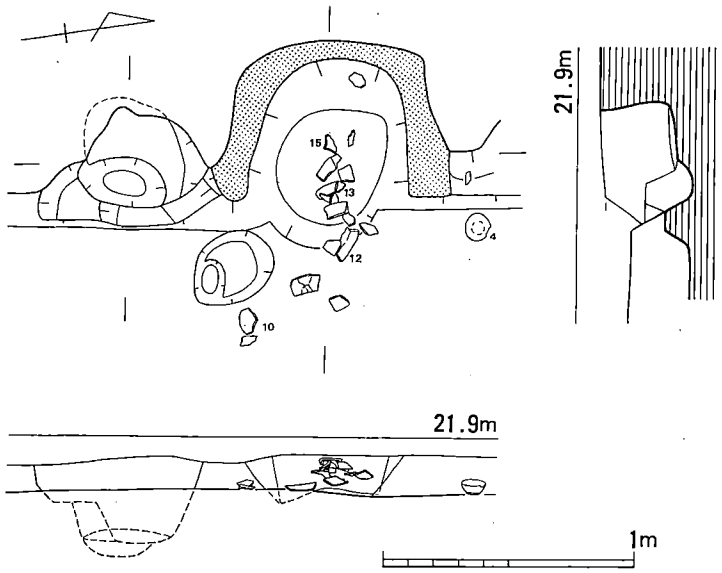

第31図　宮原遺跡258号住居カマド横の小土坑(1/30)

状態は極めて不良で、カマドの位置が判明する程度しか残っていない。しかし、検出時に小穴が多く発見され、小穴の場所もカマド壁体内の位置にほぼ納まり、逆「U」字状の配置をとっている。各小穴の勾配を調べてみると、カマド内側に向かって僅かに内斜する例が多く見受けられた。この状況から、小穴はカマド壁体内のドーム状に組まれた芯の痕跡と推測したい。ドーム状の芯に粘土を貼り付けると、崩れることも少なく簡略に積み上げられる。これは、他の崩れたカマド壁体を観察した折に、棒状痕らしき孔を知見したことから想起した。このカマドは、他にも補強材として土師器甕も使用していた。

カマド祭祀については、再録されているので今回省略するが、資料は着実に増加している。

カマド対面粘土に関しても再録されているが、一部修正する必要性を感じたので再修正する竪穴部外の施設に周堤が存在した場合、本来の出入口には必然的に竪穴部外にある。この前提を基に推測を拡げてみると、カマド対面の粘土を出入口施設としていたが、竪穴部と床面を昇り降りする施設、すなわち、昇降口の施設と改める。本来の出入口がどの場所に付くかは不詳となるものの、地形や集落形成に適合した場所に設けられたのであろう。

壁小溝にも触れてみる。溝ではないが、宮原214号住居に見られる壁面の粘土は何を語るのであろうか。214号住居周辺では4軒が重複して、中でも3軒が僅かにずれただけの平行移動した状況となり、かかる状態から近接した時期に営まれた住居群と考えられる。古い住居が埋まったか、または、埋められたのかは別問題として、古い住居の埋土自体が充分に固まった状態でないのは推測される。この様な土の状態が壁面として剝き出しのままに放置した場合、壁面は簡単に崩れることになろう。よって、壁面の崩れを防止するために粘土を貼付したと考えられる。

壁小溝についても同様に考えており、再録しているので参照されたい。

（iii）床面下層遺構について

日常生活の場である床面上には多くの遺構があり、問題点も多く含まれている。その下面にも難解な問題がある。深い掘り込みをした後に貼床をなすことであり、貼床や掘り込みには性格を解明する糸口すら残されていない。単なる、弥生時代から連綿と受け継いだ所産なのであろうか、まったく不明である。

中央土坑の性格を窺える資料に、前にも述べたクリナラ遺跡2号住居がある。土坑内に2個のピットがあり、カマド中心から伸びた主軸線上に当たる。報文には、床面下層の遺構であり、上屋架構の際に、屋根の中心を支えた仮の支柱であった可能性が示されている。小ピットが仮の支柱であるならば、上屋完成後に支柱は抜かれ、その後、中央土坑と共に埋め戻されたことになる。または、支柱が立った段階か抜かれた後に中央土坑が掘られ、住居完成前に埋め戻されたかの二つが考えられる。支柱が立つ前か、抜かれた後に土坑が掘られたことになる。どの

段階に開口し、いつの時期に埋め戻されたかにより、中央土坑の性格を知る一つの手懸りとなる。

中央土坑の埋土で、興味深い事例を一つ挙げておく。宮原遺跡199号住居で、上層から下層まで略万遍なく焼土が充塡している。堆積状況は焼土が埋め土であったことを示し、火を使用した場所ではない。宮原遺跡において、中央土坑に焼土が混入した例は多々見られるが、190号住居の様に多量含まれた例は珍しい。焼土量を重視するならば、カマド一個体分にも匹敵する量になる。カマド改修に伴って、古いカマド壁体を埋めたことになり、黄色粘土が混入しているのも参考資料となる。この場合、住居築造時には伴わず、使用時に掘られた埋め戻されたことになる。更に飛躍すると、土坑はカマド改修に用いる粘土を採取した場所とも考えられ、カマド改修が頻繁に行われたことを示す。

以上の二つの事例から、クリナラ遺跡２号住居では築造時に、宮原遺跡199号住居では使用時に掘られたと考えられる。前者は上屋架構時前後の所産であり、地鎮祭も含めた祭祀に伴う遺構と推測することも可能だが、後者と同様の性格とする考え方も棄てきれない。

壁隅土坑の性格も決め手に欠き、従来の屋内土坑の名残りを止めた遺構になるのか等を想起したが、納得出来る根拠を見い出せなかった。

以上で、竪穴部の形態と諸施設について述べた。その中でも、竪穴部の形態は後章と関連する事象であり、竪穴住居自体に深く係わる問題でもある。

２．竪穴部外の施設について

前章では、竪穴部の形態について述べたが、本項はその続篇である。竪穴住居跡で竪穴部のみが“家”なのか、雨水や土砂の流入を防ぎ、より良い棲家を造り出したか等の問題を検討する。

（ｉ）竪穴部の掘削に伴って排出される土量について

竪穴部はどれほどの深さまで掘られていたのであろうか。開墾等で上面を削平されているのは明白であり、残された部分が我々の言う竪穴部の深さとなる。残りの良い竪穴部で50cm前後の深さを測り、上記を勘案すれば案外と深い。

この深さを60cmに、辺長を４mに例えて論を進めてみよう。竪穴部の掘削で出る土量は9.6m³となる。この多量の土は棄てられるのであろうか、棄てられた場合はどの場所になるのか。立野・宮原遺跡で400軒程の竪穴住居跡や多くの土坑や溝等が遺在していた。これらの遺構の堆積状況で、短期間にかつ人為的に埋め戻された状態が窺われた遺構はなく、自然に流入して埋没した例が大半以上である。遺跡の状況から、竪穴部を掘削して生じた排土は、他の遺構内に棄てられた可能性は少ない。生じた排土を利用したと考えるのが素直である。立野・宮原遺跡では、竪穴部の壁面における地山の堆積は、上から茶色粘質土、黄色粘質土であり、遺構の埋土

が黒色土ないしは黒褐色土が主体となっていることを付記しておく。

排土を利用する施設としては周堤が思い浮かぶ。県内では、周堤が検出した例は未だ知見していないので、幅や高さだけでなく形状についても推測の域を出ないが、周堤が存在した可能性を持つ遺構や遠隔の東北地方における例を参考にして、周堤の概要に迫ってみる。

前述の土量9.6㎡では、どれほどの幅や高さと長さになるのであろうか。幅が２ｍとした場合、高さが20㎝だと長さは24mになる。幅を１ｍとした場合、高さが20㎝だと長さは48mとなり、高さが30㎝だと36mの長さになる。

竪穴部の規模が小さいＣタイプでは、例えば、辺長２ｍで同じ深さの竪穴部にすると、排土量は2.4㎥となる。４ｍの住居に比べると1/4の排土量になる。必然的に、長さ・高さ・幅のどれか一つが1/4になるのか、その内の２つが1/2になる。しかし、排上の一部をカマドの構築に使用した場合は、各数値が若干減少することになる。

上記の数値を列記したのは、周堤をイメージする目安となり、周堤の形状や形態にも関係することになる。

（ⅱ）周堤の存在を予測させる遺構について

竪穴住居跡が斜面に築造されていると、日々生活する上で何に支障をきたすのであろうか。周堤を持たない住居では、少しの降雨でも雨水や土砂が流れ込むことになる。流入した雨水は周溝を経て竪穴部外に流すのであろうか。周溝が竪穴部外に伸展した事例は散見される地域も

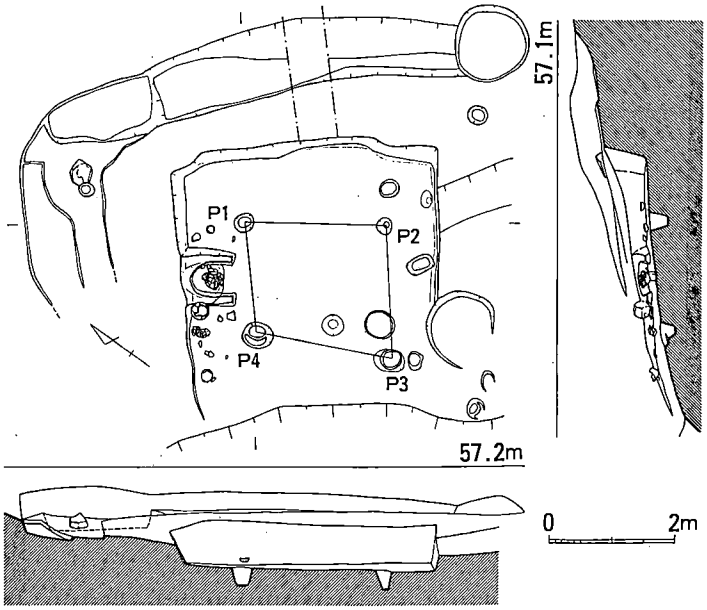

第32図　外之隈遺跡Ｖ区8号住居跡(1/120)

あるが、小雨の場合は対応出来たとしても、はたして豪雨の場合は如何がであろうか。当遺跡では、周溝を壁小溝と呼称して、壁体構造と考えており、もし、竪穴部外に伸展する事例が出た場合でも、壁体に滲み込んできた雨水を流す施設と考えている。

やはり周堤が必要と考えられる。まず、竪穴部外に溝が巡る例を紹介しておこう。前述した外之隈遺跡にも見られる。第32図のⅤ区８号住居跡である。竪穴部外の高所側に外周溝が巡り、竪穴部と外周溝間は0.7m～1.1mを測る。高所の場所のみ遺存していたが、東側では更に伸展していたと推測され、竪穴部と類似した形状になるであろうか。外周溝は５cm～10cm程の深さであり、この深さだと豪雨時は対処しきれるのであろうか。竪穴部と外周溝間に堤を築けば、相当な高まりを持つことになり、豪雨の場合でも十分に対処出来る施設となろう。

外周溝の形状が判明した事例を紹介する。第33図の団後遺跡（註13）１号住居跡で、弥生時代終末頃の時期に築造されている。竪穴部は長方形の平面形態で、ベッド状遺構を有し、主柱穴

第33図　団後遺跡１号住居跡(1/120)

が４本である。竪穴部外に幅40cm前後の外周溝が巡り、計測可能な箇所で８m程の規模に、「U」字状の平面形になるとされているが、全周するかもしれない。竪穴部と外周溝間では1.2m～２m前後を測る。

僅かに後出する時期の住居跡に、原田遺跡（註14）Ⅳ－１、２号住居がある。長方形の竪穴部に「コ」字状のベッド状遺構を持ち、炉を挟んで２本の主柱穴を配置する。外周溝は竪穴部から2.4m～2.9mの間隔を有し、竪穴部周辺では略相似形の形状をなし、西南部からは南に伸展する。外周溝の溝底は北側が高く、北から南に向かって流れる。

興味深いのは外周溝の形状で、竪穴部の周辺では略相形に巡り、西南部から低所に向かって伸びている。団後遺跡では逆の形態になる可能性を有し、低所側でも途切れず巡っている。このことから、外周溝が全周する可能性を持っている。外周溝の他にも両住居は、標高の低くなる長辺の壁際に屋内土坑があり、この点は共通している。屋内土坑の性格を考える上でも興味ある事象だが、本項では主旨から逸脱するので、紹介するだけで止めておく。

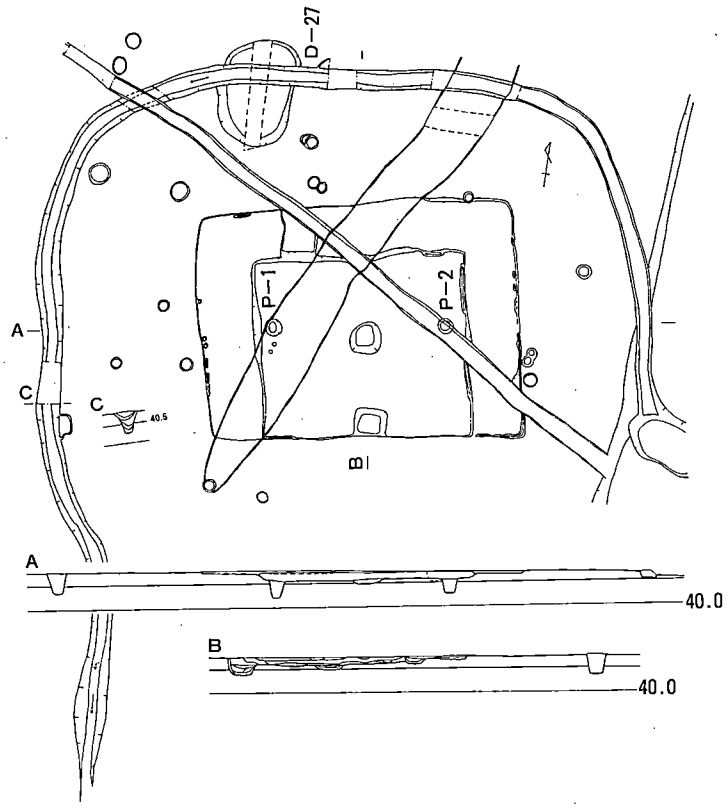

第34図　原田遺跡Ⅳ－1、2号住居跡(1/120)

両住居は平坦面上に造られているので、斜面上の外之隈遺跡Ⅴ区８号住居に比べて狭い幅の外周溝であるが、雨水の流入を十分防げたのであろう。外周溝で雨水対策が万全であるならば周堤を必要としない。それならば、外周溝の位置は竪穴部により近い方が望ましく、その間隔を２m程も広げることはない。竪穴部と外周溝間の空間が広い現象は、両者間に周堤が存在していたことを逆に示唆しているのではなかろうか。

そこで、周堤を持つ竪穴住居跡を見ることにしよう。第35図は遠い青森県の事例で、沖附(1)（註15）遺跡21号住居跡である。竪穴部の辺長は6.8m～8.4mを測り、床面積が51.63m²の大型住居である。竪穴部上端から周堤は造られ、上端の幅が60cm～170cm、下端の幅が280cm～460cm、高さが30cm～40cmを測り、盛土である。カマドの付く南壁以外を囲っている。時期は平安時代後半期とされている。周堤と竪穴部間に若干の空間がある様に見えなくもない。

遠く離れた遺跡を事例として挙げるのも面映ゆいが、良好な資料を知らないので御容赦願いたい。話しを元に戻すと、外周溝を持つ３例に、竪穴部と外周溝の間に上記の周堤を重ね合わ

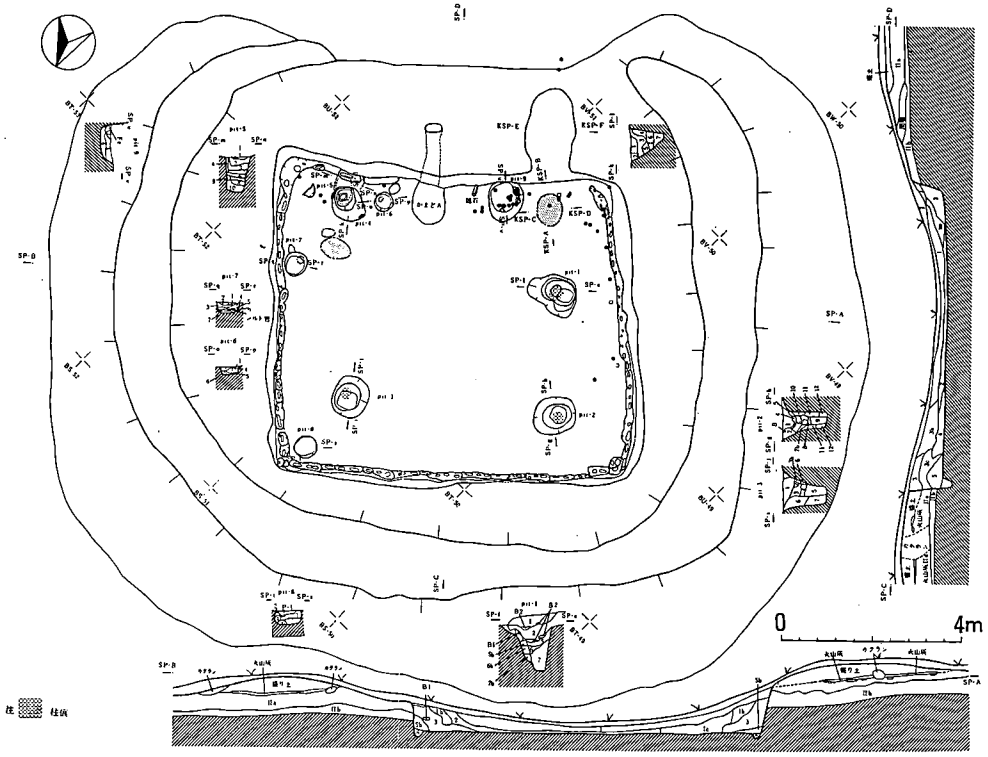

第35図　沖附(1) 遺跡21号住居跡

すと、雨水対策だけでなく、竪穴部と外周溝間の空間の問題も了解される。

（iii）周堤と住居形態Ｂ・Ｃタイプの関連について

了解されると簡単に結論を出したので、この項で補足する。

初めに、竪穴部と外周溝との問題について述べると、平地の２例では２m前後の間隔となり、斜面の外之隈遺跡例では間隔が１m前後になっている。前者と後者では、間隔と時期も異なるが、最も異なるのが地形である。間隔については、後者が斜面に立地しているため、溝は雨水に自然と抉り取られて広がることになり、間隔が次第に狭くなる。地形の違いはどの様なところまで影響しているのであろうか。雨水に対する恐怖は平野部に暮らす人より山間部に暮らす人の方が強く、自然の力の大きさをより多く、深く知っており、その対応や対策を講じることになる。

この様に自然の力の大きさを知る人々が、竪穴部を掘った土（排土）を簡単に棄てるのであろうか。棄てるのならば（棄てるにも相当な労力が必要である）、竪穴部外に盛ればいいと考えるのが自然である。また、立野・宮原遺跡では排土を投棄した場所が見当たらないと述べたが、土を棄てる場所を確保するために新たな場所を掘ることもしないので、排土はどこかに盛り上げることになるのは自明の理である。

些細な事項と思われるが、竪穴部と外周溝の空間がなぜ存在するのか、竪穴部を掘削に伴って出る排土をどの様に処理するのか、より良い棲家とするためには十分な雨水流入を防止策を講じる必要がある等を述べてきた。これらは、人々が少しでも“良いものを”と改良したり、努力したことであり、少しでも楽をしようとしたことである。その結果が新たな物や方法となったのではなかろうか。省力化しつつより良き棲家とするために産出されたのが“周堤”と考えている。周堤が存在することは、排土の問題、竪穴部と外周溝との空間の問題も解決して、雨水の流入を防ぐ役割りを十分果すことになる。

周堤が存在することで、数々の特異な住居形態も首肯ける。例えば、第29図の外之隈遺跡Ⅶ区19号住居で、壁面際に主柱穴を配置した事例である。壁面際に主柱穴を配した辺側が高所となるので、周堤を築くべき方向となる。竪穴部から大きく外方に周堤が位置すると、壁面際の主柱間に壁体を造ることもなく、上屋構造との関係も納得されよう。

最後に、周堤と住居形態Ｂ・Ｃタイプとの関連について述べる。

立野・宮原遺跡は平坦面に立地している。この地形・地理的条件下において、当初は住居形態Ａタイプのみで構成されていたので、竪穴部が竪穴住居と考えていた。調査が進むに従い、カマドの形態が異なったり、Ｂタイプに類似する宮原遺跡207号住居の出現で、竪穴住居とはどの様なものなのかとの素朴な疑問を抱く様になった。以後、数々の遺跡や様々な住居を見てその疑問は増すばかりであった。最も驚いたのがＣタイプに出会った時で、これでも“家”なのかと感じたのである。この様に、Ｂ・Ｃタイプの住居が竪穴住居について考える機会を与えて

くれ、長きに亘って考え続けさせた動機でもある。

前置きはこれまでとして、本題に戻ろう。住居形態の項でも述べたが、B・Cタイプの初出期は六世紀後半頃を考えている。出現する場所については断定し難いが、平野部ではなく丘陵部の斜面際かもしれない。斜面に立地する場合、平野部に比べて掘削する労力が少なくても同じ面積を確保される。しかし、外周溝や周堤は不可欠な施設であり、創意や工夫がされて辿り

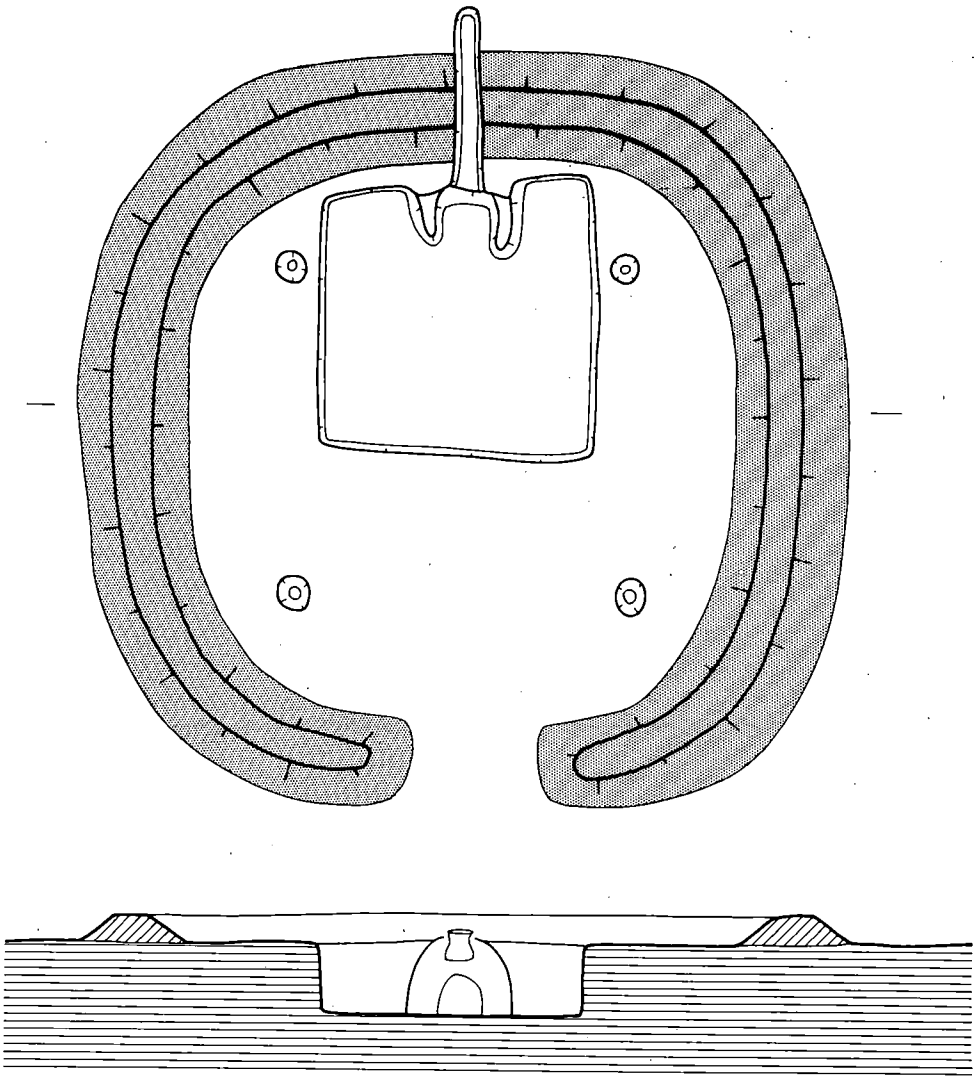

第36図　小型竪穴住居推定復原図(1/60)

ついたのがB・Cタイプの住居形態ではなかろうか。その結果として、六世紀後半頃に外之隈遺跡やクリナラ遺跡でB・Cタイプの竪穴住居が出現している。

出現期から若干間断して、丘陵上平坦部の長島遺跡と平野部の薬師堂東遺跡に広がり、八世紀代に至っては広範囲に分布する。この様な傾向から、B・Cタイプは地理、地形的条件に影響され、上屋構造や竪内部内外の諸施設と相関しながら創り出された住居形態ではなかろうか。これらを勘案して、Cタイプの住居を想像したのが第36図である。排土量から割り出された周堤の幅、高さや長さも考察して、周堤の上端40cm、下端が80cm、高さが20cm、長さが約20mとなり、一辺が4m強の居住空間をつくることも可能である。

この模式図では入口をカマド対面にしているが、地形等制約を受けた場所では方向を変えることも十分可能である。前述した様に、カマド対面粘土は昇降口となる。

以上で竪穴部外の施設の説明を終えるが、住居形態B・Cタイプには周堤が必要であると強調したもので、周堤は極めて古い段階から存在していたと考えている。

おわりに

小型住居が一般的規模の竪穴住居と同程度の居住空間を持ち得るとしたものの、推測を多く織り混ぜる結果となったのは、筆者の不勉強から生じたと痛感している。竪穴住居に関して長年考えていたことを記したが、異なる視点から見ればこの他にも多くの問題点があると思われ、違った視点が持てるよう努力したい。また、集落についても考えて行きたい。　　（武田）

註1　福岡県教育委員会『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告—13—』　1988

註2　福岡県教育委員会『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告—31—』　1994

註3　福岡県教育委員会『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告—9—』　1987

註4　福岡県教育委員会『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告—33—』　1995

註5　福岡県教育委員会『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告—28—』　1994

註6　福岡県教育委員会『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告—39—』　1996

註7　福岡県教育委員会『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告—34—』　1995

註8　福岡県教育委員会『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告—22—』　1992

註9　福岡県教育委員会『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告—40—』　1996

註10　福岡県教育委員会『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告—43—』　1997

註11　福岡県教育委員会『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告—25—』　1993

註12　福岡県教育委員会『塚堂遺跡』Ⅰ～Ⅳ　1983～1985

註13　福岡県教育委員会『椎田道路関係埋蔵文化財調査報告　第3集』　1994

註14　若宮町教育委員会『中遺跡群Ⅳ』　若宮町文化財調査報告書第13集　1997

註15　青森県教育委員会『沖附(1)遺跡』　青森県埋蔵文化財調査報告書　第100集　1982

方形竪穴遺構について

以前もこの問題に触れたが、若干修正を必要とする箇所もあるので再考する。また、宮原遺跡の隣接地を甘木市教育委員会が発掘調査を実施しているので、この資料も紹介しておく。

甘木市教育委員会の調査区域は、宮原遺跡D地区の南側に当たり、下浦宮原遺跡（註1）と命名している。この遺跡も宮原遺跡と同様に、竪穴住居跡、掘立柱建物跡、溝などで構成されている。方形竪穴遺構も3基存在するが、第37図でも分かる様に点在している。両遺跡（本来は同一集落である）を通観しても、方形竪穴遺構は偏った分析となっている。

下浦宮原遺跡の3基は、規模は1.3m²～3.3m²で、深さが28cm～58cmである。1基は八世紀前半代に比定されている。宮原遺跡の2号方形竪穴が七世紀末～八世紀初頭頃と考えられるので、略同時期と考えても差し支えなかろう。

遺構の性格を考えて行く前に、形態の特徴を一つ付け加わえておく。竪穴住居に比べて柔軟な床面であると前にも述べたが、カマド等の施設がない点も挙げておく。常用の棲家だとすると、どの様な食生活をしていたのであろうか。この遺構内に人が“棲む”か“居る”と考えた場合、上記の点から生活を営むのではなく、日々を送る生活形態と言えるかもしれない。

次に、遺構の性格について再考するが、以前の報文での骨子を要約してみる。

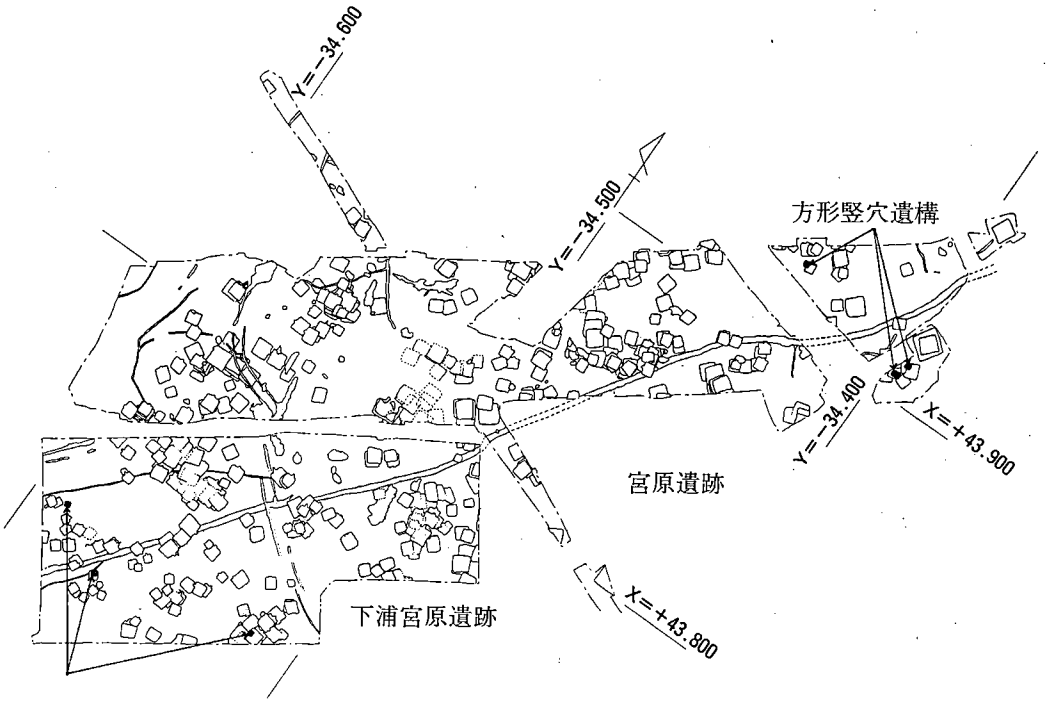

第37図　方形竪穴遺構の分布

① 形態上から常用の生活遺構とは言えず、特殊な性格を持つ遺構ではなかろうか。

② 遺構の存在する場所が集落の縁辺部と考えられて、隔絶することを意図したのであろうか。

以上の点と当遺構がカマド等を持たない点を併せて考え、性格を類推してみる。まず、吉田晶氏の説（註２）を挙げると、家父長的世帯共同体はその貧富を問わず、農繁期に田夫とよばれる雇傭労働力を使用していたが、労働力に対する報酬は食事であった。この食事の内容は貧富によって差があり、そのことが労働力を集めるうえで大きな意味をもった、とされている。また、労働力は農繁期の時期が異なる他地域（郡）からも恒常的に供給される、と論じている。この説から、農繁期に多数の労働者が集落内に入ることになり、しかも、食事を供給されていたのである。また、棲家と言うよりも寝処となる場所も提供しなければならず、当遺構がこれに該当するのかもしれない。しかし、集落の構成が明確となった後に判断される事象である。

上記の他にも、奴婢の存在も無視できない。貧富の差こそあれ家父長的世帯共同体は奴婢を保有していたとされ、筑前国嶋郡の肥君猪手は37名もの奴婢を持っていたとされる。また、奴婢が自発的に貧主から勢家に主人を変えた時代もあると、そして、奴婢自身が家族的結合をもち、自己の生存のための最低限度の労働を認められる家人的形態であると、吉田晶氏は論じている（註２）。これらは奴婢の存在を示すものであるが、彼らの生活形態は不詳であり、どの様な棲家で暮らしていたのかは不明で断定し難い。

逆の有力者層の居住地や住居について考えると、当遺跡の略中央部に整然と並ぶ掘立柱建物群が該当しよう。この建物群は複数期存続したと考えられるが、建物の規模等からその勢力は強大であったと推測され、上述した雇傭労働者や奴婢が存在しても不思議ではない。けれども、当遺構がどちらに伴うかを判断するには決め手を欠いている。

以上の他では、床面の状況と形態上から恒常的に使用しない施設の可能性を持つ。中央部に居住する有力者層がより強大な力を持っていたとすれば、近隣の村々から人々を強制的に使役したとも推測され、その折に利用された宿泊施設と仮定できる。大板井遺跡（註３）Ⅳの１号竪穴にみられる、床にワラを敷きつめた仮小屋的施設であろうか。

この様に視点を変えて方形竪穴遺構の性格を考えてみたが、判断を下すまでには至らなかった。逆に、集落に内包する問題点が増す結果となり、より一層混乱を招くことになった。この様な結果となったのは私の不勉強が因であり、集落や社会構造についての勉学をより一層励むもので、これでご容赦願いたい。

（武田）

註１　株式会社鶴田工業　『下浦宮原遺跡』1977

註２　吉田晶　『日本古代村落史序説』1980　塙書房

註３　小郡市教育委員会　『大板井遺跡Ⅳ』小郡市文化財調査報告書第22集　1984

宮原遺跡の一側面

（1）はじめに（付図1）

宮原遺跡では、竪穴住居跡260軒（建て替え2件を含む）、掘立柱建物跡135棟が検出され、南接する下浦宮原遺跡（註1）では、甘木市教育委員会の調査により、竪穴住居跡158軒、掘立柱建物跡54棟以上が確認されている。両者を合計すれば、竪穴住居跡418軒、掘立柱建物跡189棟以上にのぼる。また、土坑、溝も多数検出されている。

古墳時代前期に属する遺構は、4軒の竪穴住居跡（1～3・161号）と1条の溝（1号溝；M1）だけである。その他の住居は、個別に所属時期を特定することは非常に困難であるが、混入、廃棄された土器から見て、6世紀後半の新しい時期から8世紀末を前後する時期幅に収まる。

出土遺物も多岐にわたり、帯金具、円面硯、墨書土器、刻印土器、権、香炉や灯明皿の破片等の特殊な遺物があり、識字層の存在はもとより、一定の社会的・政治的身分を有する人物の存在を示唆している。以下、掘立柱建物跡（特にAグループの建物群）や特殊遺物を中心に、本村落跡について、若干検討する。

（2）掘立柱建物跡（付図2）

調査区の全域にわたって検出した。上述の下浦宮原遺跡の掘立柱建物跡を含めて検討する。さて、建物は、その主軸方位により以下に大別される。

Aグループ：主軸方位がほぼ南北または東西方向の建物。

Bグループ：Aグループの建物よりも、主軸の振れが大きい建物。

Cグループ：主軸方位が北からほぼ45°振れる建物。

（※上記のグループに含まれないものもある。）

Aグループの建物　主軸が、真南北から東西に振れる範囲が3°以内に収まる建物、または、主軸がこれに直交する建物が含まれる。遺跡全体の西半部に分布し、東限は下浦宮原遺跡Ⅰ—17号建物、南・西限は下浦宮原遺跡Ⅱ—2号建物、北限は宮原遺跡74号建物である。すなわち、東西約120m、南北約170mの範囲に52棟の建物があり、内19棟が倉庫あるいは納屋的なものである。非常に規則的な配置状態を示している。主軸の振れ方により2小時期ありそうである。

Bグループの建物　主軸の振れがAグループよりも大きい建物群である。主軸が西に振れる建物群と、東に振れる建物群がある。両者ともBグループとしたが、二者に分ける必要があろうし、各々で存続時期も異なるだろう。この建物は、調査区の全域にわたって存在する。分布の範囲が広く、Aグループのように、一定の範囲内に納まる分布状態ではない。

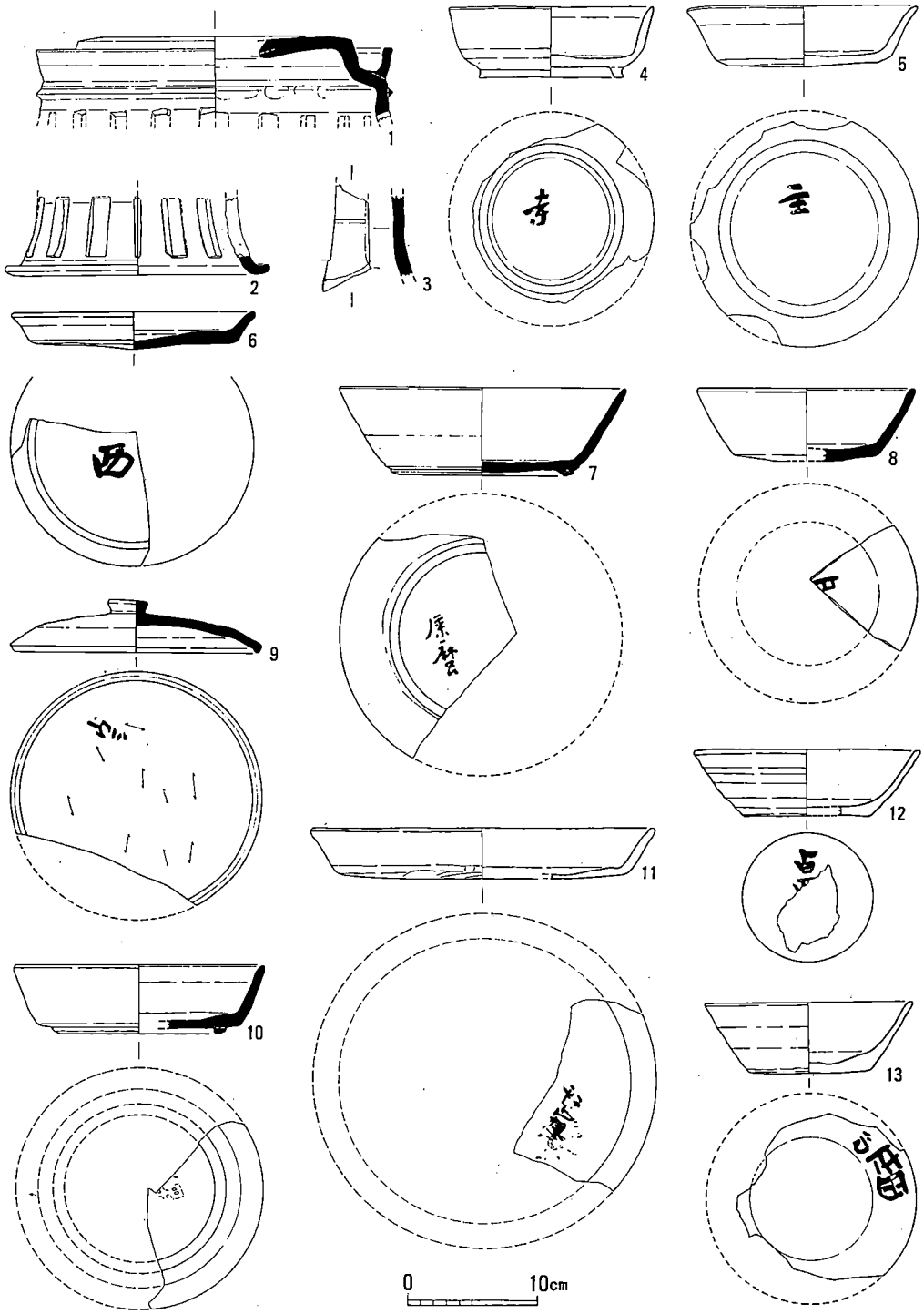

第38図　宮原遺跡の円面硯と墨書土器(1/4)

Cグループの建物　主軸方位が北から45°程振れる建物群である。この建物群も分布の範囲が広い。すなわち、Aグループのように、一定の範囲内に納まる分布状態ではない。

以上のことから、B・Cグループ及びこれらグループに含まれない建物群は、建てる場所の“規制”が、Aグループの建物群のようには強くはないことを示している。AグループとB・Cグループ等の建物群の間には、分布面において異質な要素が存在する。これから、問題とし、検討するのはこのAグループの建物群の性格である。

（3）Aグループ建物群の性格を示す特殊遺物（第38～41図）

さて、Aグループの建物群を考える上で、考慮すべき問題は、先述した特殊遺物や土坑、さらには、柵や通路と推定される遺構の存在である。これらのモノの多くは、遺構の配列や出土地点等から判断して、Aグループの建物群との関係を強く示唆する。

円面硯　付図2に示すように、この建物群の近くの遺構から出土している。また、転用硯も多数出土しており、後述する墨書土器や刻印土器の存在から、この村落には識字階層（級）、つまり、「文字を書くことを必要とする人物」の存在を示している。第38図1～3が円面硯であり、特に1の円面硯は特別史跡大宰府政庁跡で出土してもおかしくない程の秀逸な品である。

墨書土器　墨書土器10点の出土遺構の範囲も、硯の出土範囲と大きな差はなく、この建物群が配置された範囲内に収まる。解読不能な資料もあるが、「寺」・「主」・「西」・「屎麻呂」は読める。読める文字はいずれも行書体で、達筆である。また、第39図の下浦宮原遺跡Ⅰ（註2）の墨書土器は2点は、「中家」・「能」 の行書体の達筆な文字が明確に読み取れる。計12点の墨書土器はいずれも外面に墨書され、書体も行書体で統一されている。文字の意味は、不学の筆者には分からないが、「寺」は、本来の寺院を意味するのか、あるいは村落内の寺院相当施設（私寺院）であろう。この、「寺」の墨書土器は小郡市薬師堂遺跡の谷から出土した甕の頸部にも見られた（註3）。これらの墨書土器は、円面硯や転用硯の存在と併せ考えると、文字を書く人物が本村落に存在していたことを示している。

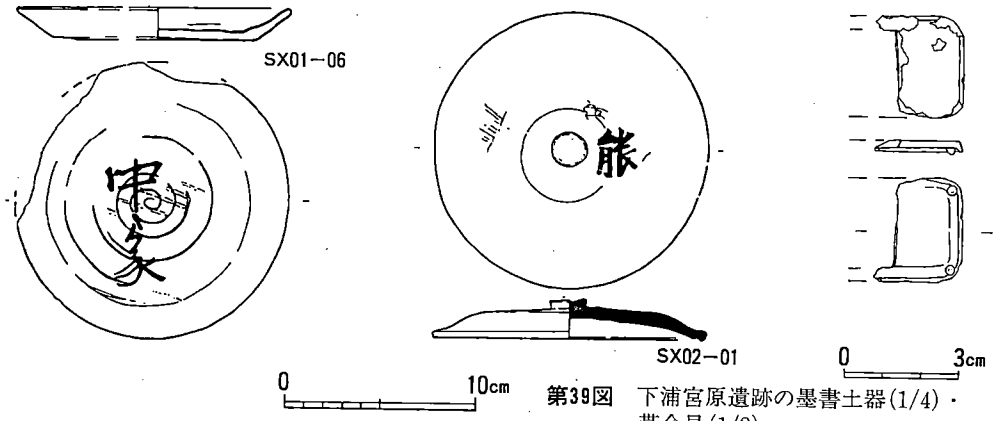

第39図　下浦宮原遺跡の墨書土器(1/4)・帯金具(1/2)

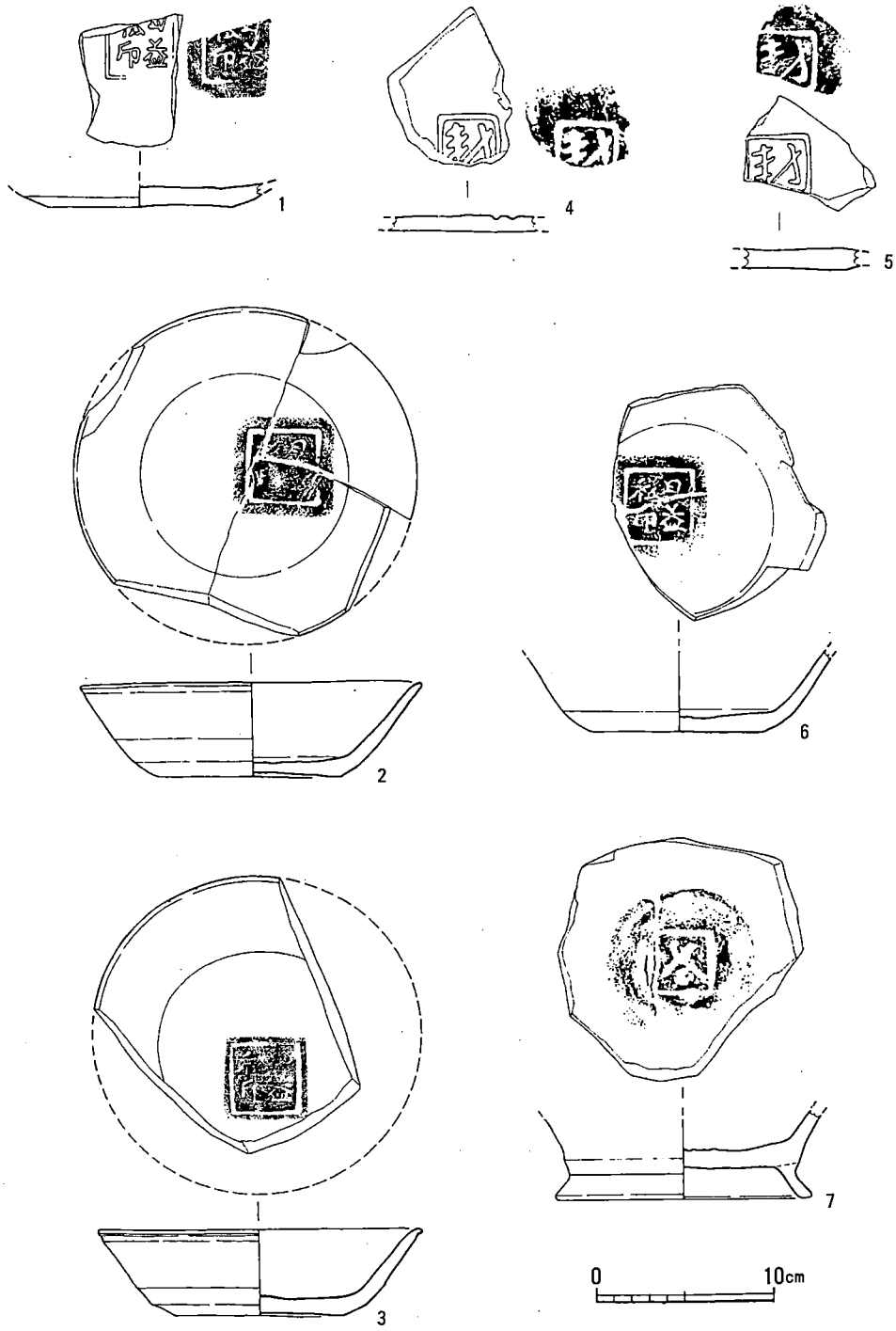

第40図　宮原遺跡の刻印土器(1/4)

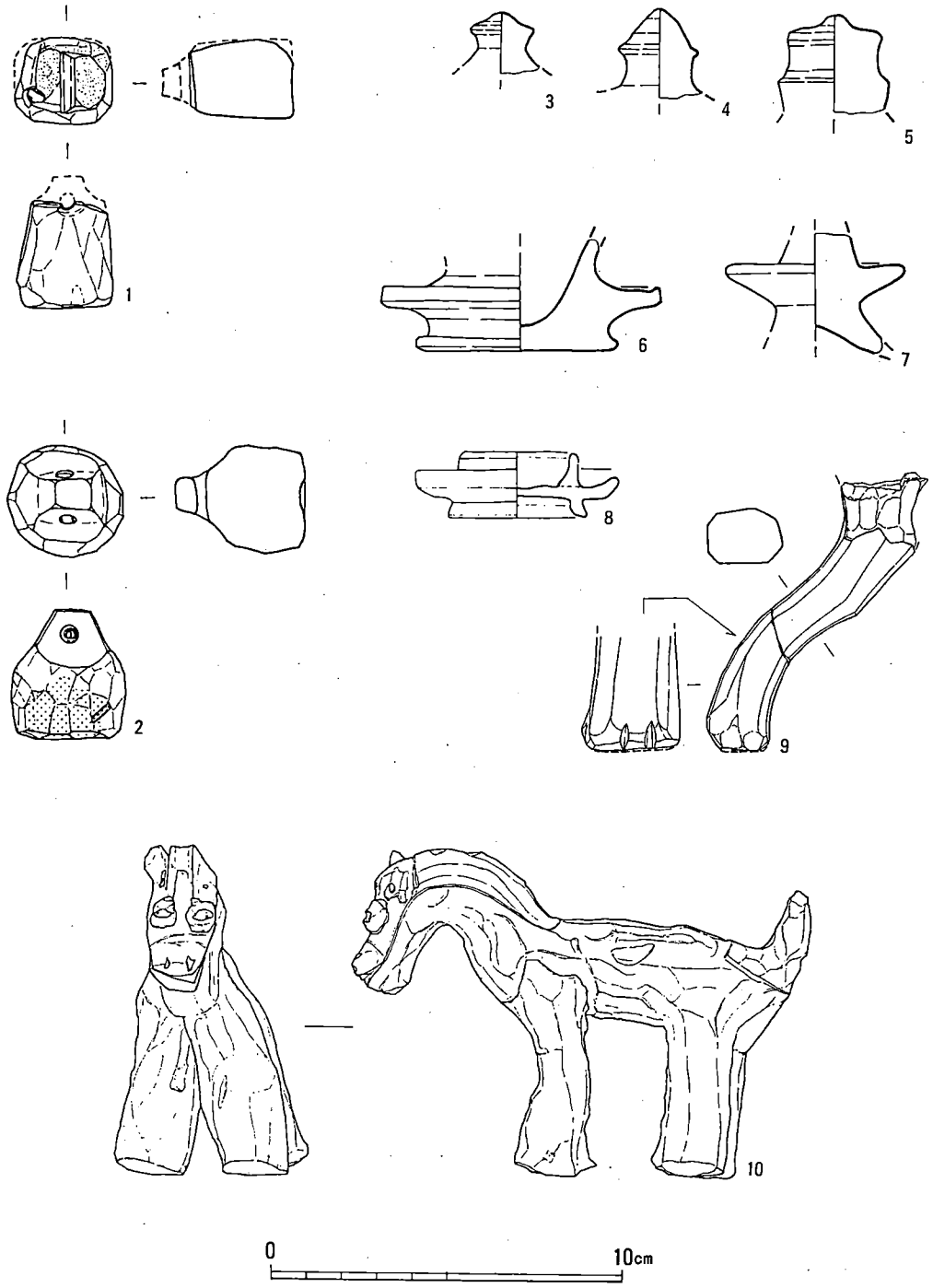

第41図　宮原遺跡の土製品(1/2、9･10は1/3)

刻印土器　第40図に刻印土器の一部を掲載したが、伊崎俊秋氏が整理され、本書に詳しく述べられているように、「日益私印」9点、「封」3点、「谷」？1点の13点が出土している。「日益私印」は「日益」という人の私印、「封」は役所で使用された印であろうと考えられており、「谷」も人名であろうか、とされている。さらに、本遺跡の近くに、小郡官衙遺跡（小郡市；国史跡）や下高橋官衙遺跡（三井郡大刀洗町；国史跡）が存在し、宮原遺跡では、郡衙と推定される上記の両官衙遺跡程ではないが、規模の大きい建物が整然と配置されていることから、郷長あるいは里長クラスの人物が住んでいた可能性を考慮され、私印を使用するほどの人物であった「日益」氏をそのような立場の人物であろうとされている（本書46頁）。

土製品　第41図1・2はＡＩ区で出土あるいは表採した権、同10もＡＩ区で出土した須恵質の土馬である。権の存在は、度量衡のうち衡（重量）を差配する人物の存在を窺わせる。土馬についても一般集落における出土例は稀である。3～5は香炉の撮み、6～8は灯明皿で、筑後国府跡（久留米市）に出土例がある（註4）。9は鉢か盤状のものにつく獣足形の脚部で、極めて丁寧な作りの逸品である。これらの出土品は、権と土馬を除き、上記のＡグループの建物群の範囲の遺構から出土している。

上述した特殊遺物は、遺構検出面で地山上から出土した土馬を除き、奈良時代のものが主体を占めるが、一部は9世紀に下るものも含んでいる。

（4）Ａグループ建物群と関連する遺構（付図2）

井戸、土坑、区画（通路状）遺構がある。

井　戸　107号建物南東隅の柱穴（P6）を切って造られ、Ａグループ建物群のほぼ中心部に位置する。第40図-7の刻印土器が出土している。高台付椀であり、9世紀の初めころの所産と考えられるものである。すなわち、平安時代初期ころには廃絶されていたと推定される。宮原遺跡で検出された井戸は、これ1基だけである。

土　坑　ここで取り上げるのは、廃棄土坑である。Ａグループ建物群の範囲には、宮原遺跡は27～68号土坑の43基（30号はＡ・Ｂの2基からなる）、下浦宮原遺跡Ｉでは23基で総計65基ある。このうち、奈良時代以降の廃棄土坑で、かつ多量の土器が出土したのは、

宮原遺跡：30A・30B・**35**・36・**37**・39・**40**・48・49・**50**・**53**・54・56・63・**65**・66号土坑の16基

下浦宮原遺跡Ｉ：02・03・06・12・21号土坑の5基

の21基である。ゴチック表示した6基の土坑からは特に多量の土器が出土している。この6基の土坑は、Ａグループ建物群の北半部の西側に集中し、長軸方位は、35・53がやや西に振れる他はほぼ南北か東西方向で、建物の主軸と一致する。いずれも、出土土器は8世紀後半を主体に同末ころのものを含んでいる。

区画（通路状）遺構　下浦宮原遺跡Ｉ・IIにおいて、真北から45°ほど振れた方形区画の部が検

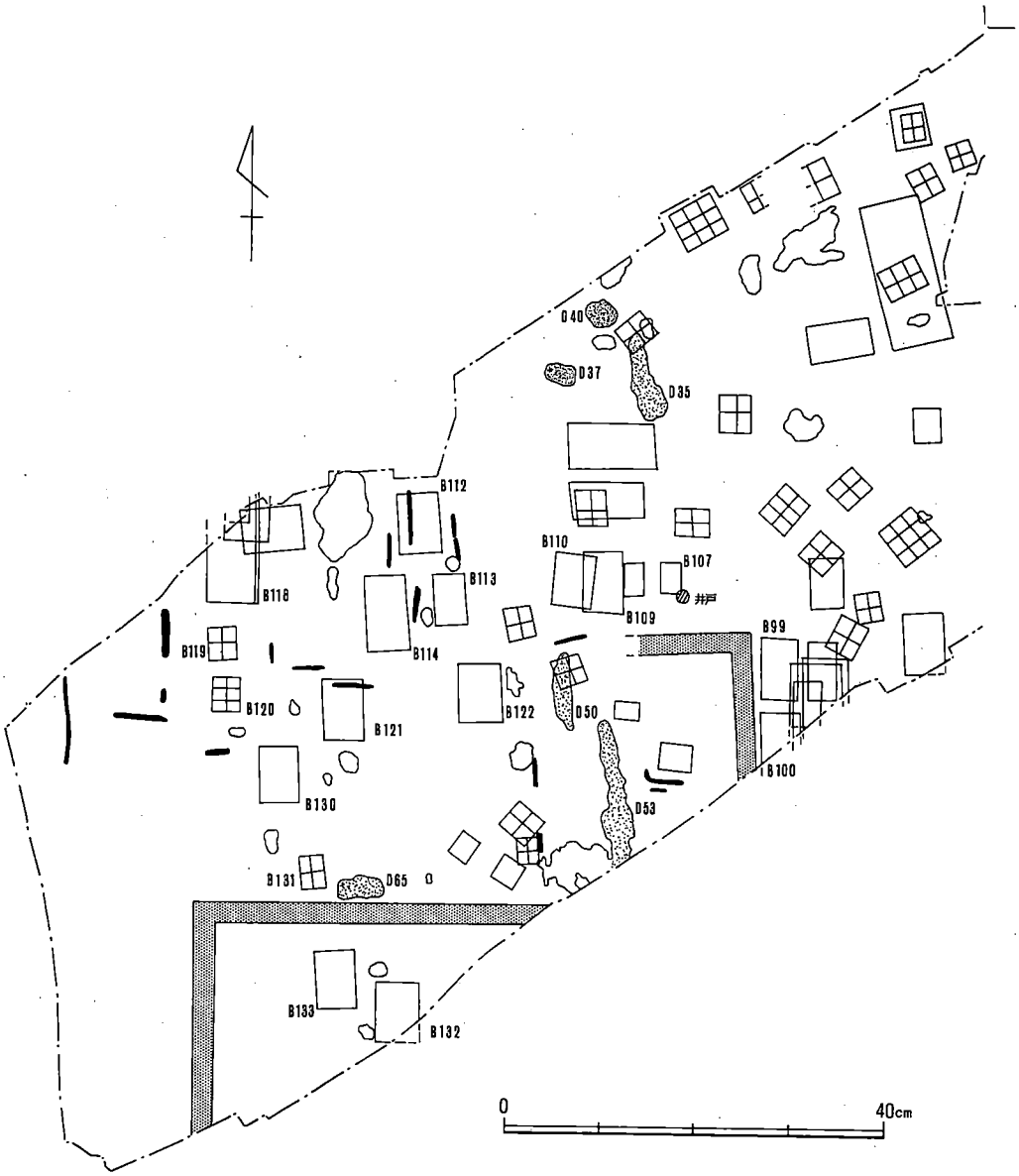

第42図　井戸・主要土坑・区画遺構等配置図(1/800)

出されている。Cグループの建物群と主軸を同じくする。これは2mほどの間隔を保ち平行する2条の溝からなり、間が通路状になっている。外側の溝の北東辺と南西辺の距離は、ほぼ108m（1町）である。この区画内に34棟の建物があるが、区画の各辺にほぼ平行するものは、下浦宮原遺跡Ⅰでは、3・21・37・39・42号建物の5棟、下浦宮原遺跡Ⅱでは3号建物1棟の計6棟であり、顕著な建物は存在しない。区画の外側の宮原遺跡には、ほぼ全体にわたり、この区画に平行する建物が存在している。この区画は一部が検出されたに過ぎず、検出範囲内における顕著な建物が少ないことから、その性格はいま一つはっきりとしない。

下浦宮原遺跡ほどには明確ではないが、宮原遺跡D地区の西半部において、ほぼ南北及び東西に走る小溝を検出している（註5）。この溝は、通路や区画する意味合いの遺構であろうと

考えられ、先述した特に多量に土器を出土する土坑の分布と同じように、Aグループ建物群の北半部の西側に集中する（第42図）。註5報告書で説明したように、118・119・120号建物を中心に配されているように見受けられる。118号建物は梁行2間、桁行6間分を確認した本遺跡最大の建物であり、柱の掘り方も径70cm～1m以上、深さ70cmとしっかりとしたものである。119・120号建物（倉庫棟か）の掘り方も同様に、大型でしっかりとしたものである。Aグループ建物群の中で、このようなしっかりとした掘り方の建物は、他に、121・122・131号建物3棟であり、118号建物の南東に接近して建てられている。この6棟の建物は、配置状況と掘り方が他の建物と比べて格段にしっかりとした大型であることから、他の建物と性格の異なるものと思われる。さらに想像をたくましくすれば、118・（119）・120・121・122号建物はL字状に配置され、首長集団の居宅ではなかろうかと推測される。その中心的建物が118号建物である。

これらの建物の南に、註5報告書で柵状遺構だと推測したピット群がある。柵として明確にまとまるピット群ではないが、この部分に小ピットが密集している。ただし、下浦宮原遺跡Ⅰにおいては、このようなピット群は検出されておらず、この柵状遺構については不明である。

（5）Aグループ建物群の時期

この建物群の時期を考える上で、特に重要なのは、柱掘方から出土する土器の出土状態である。出土土器の多くは、前代の遺構を切った場合の混入品であるが、柱を引き抜いた後、柱掘方内に丁寧に埋置される場合がある（112号建物P3；第2図・本書7頁）。右の図は、99・112号建物の柱掘方に埋置された状態で検出された坏である。柱を引き抜いた後に埋置されており、建物の廃絶時期を示している。1～3は112号建物、4は99号建物から出土し、遺構確認時（地山面と同じ標高）にはすでに視認している。これらの坏が、本来は柱掘方のどの部位に埋置されていたかを考える手助けとして179号住居がある。7世紀初頭を前後する時期の179号住居について現表土を含めた土層図を作成した。それによると現水田の床土の下まで遺構（竪穴部）の切り込み線が確認されてい

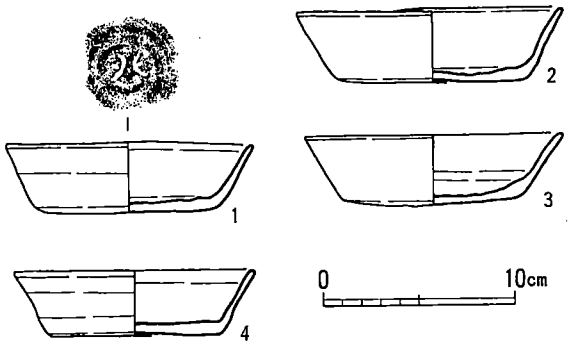

第43図　宮原遺跡99・112号掘立柱建物跡出土土器(1/4)

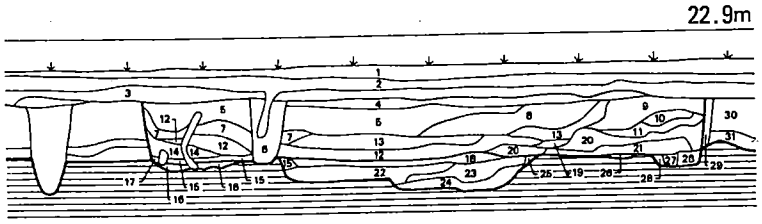

第44図　宮原遺跡179号竪穴住居跡土層図(1/60)

る。現水田造成により、永年の旧地形が変化していることを考えれば、遺構の切り込み面はさらに上層からと推測される。したがって、土器の埋置部位は、柱掘方の掘り込み面と同底面の間のほぼ中位であったであろうと推測される。土器埋置に際しては、埋置部位を均して丁寧に土器を置き、マツリ行為を行った後、埋め戻したものであろう。このような行為を得た上で、今、我々の目に触れる先述の土器は、８世紀後半の新しい時期に含まれると考えている。

説明は前後するが、上記２棟の建物は、Ａグループ建物群に含まれ、主軸は、99号建物は真南北、112号建物は西に3°振れる。両建物から出土した１～３の土器は、112号建物の北東隅の柱掘方（Ｐ3）、4は99号建物東柱列の南から２番目の柱掘方（Ｐ9）から出土している。

（６）Ａグループ建物群の性格＝宮原村落の性格

これまでに検討した、一定の社会的身分を持つ人物の存在を示唆する特殊遺物の存在や、118号建物を中心とした建物配置から、Ａグループ建物群の営続期においては、一般集落とは異質な村落であったことが窺える。既述のように、特殊遺物の所属時期は奈良時代の後半期を中心とする時期のものであり、99・112号建物柱掘り方の供献土器と時期的に重なるものが多い。

Ａグループ建物群は、主軸をほぼ真南北またはほぼ真東西に置く建物群と、3°程西側に主軸を振る建物群とがある。主軸の若干の相違は、両者の建築時期及び営続期間、すなわち、群構成を考える上で大きな問題を含み、両者の間に二つの時期を設定することができそうである。また、74・75号、96～100号、105・106号、108・109号、6～100、115～118号建物が重複している。主軸を同じくする建物の重複は、理論的には、二つの時期をさらに細分できる可能性を示唆しているが、柱掘方の新旧関係は出土遺物からは判断できないし、切り合い関係による新旧関係も確認できないので如何ともしがたい。

さて、これまでＡグループ建物群として大まかに把握してきた、この主軸の若干の相違による二つの時期の建物群を検討するために、便宜的にＡＩ・ＡIIに分類する。

ＡＩ：主軸をほぼ真南北、真東西に置く建物からなる。

ＡII：主軸が、西に3°程度振れる建物からなる。

ただし、ＡＩ・ＡIIに分類された建物群の総体としての新旧関係は、出土遺物及び遺構の切り合い等からの判断材料が不足するため、資料的側面からの判断は難しい。第48図の土器は、ＡＩ(4)・ＡII（1～3）に属する建物の柱掘方から出土したものであるが、宮原遺跡の土師器の編年が極めて困難である（註6）ことから、筆者には両者の新旧関係を判断できない。このような限界を踏まえた上で、ＡＩ・ＡIIに分類した建物群の配置を示した（第45図）。

ＡＩに含まれる建物群の配置は、意図的なものを感じさせる。118号建物から他の建物配置を見ると、南に120号建物（倉庫棟）を付属させ、倉庫棟の東に121・122を並列させ、やや南に130

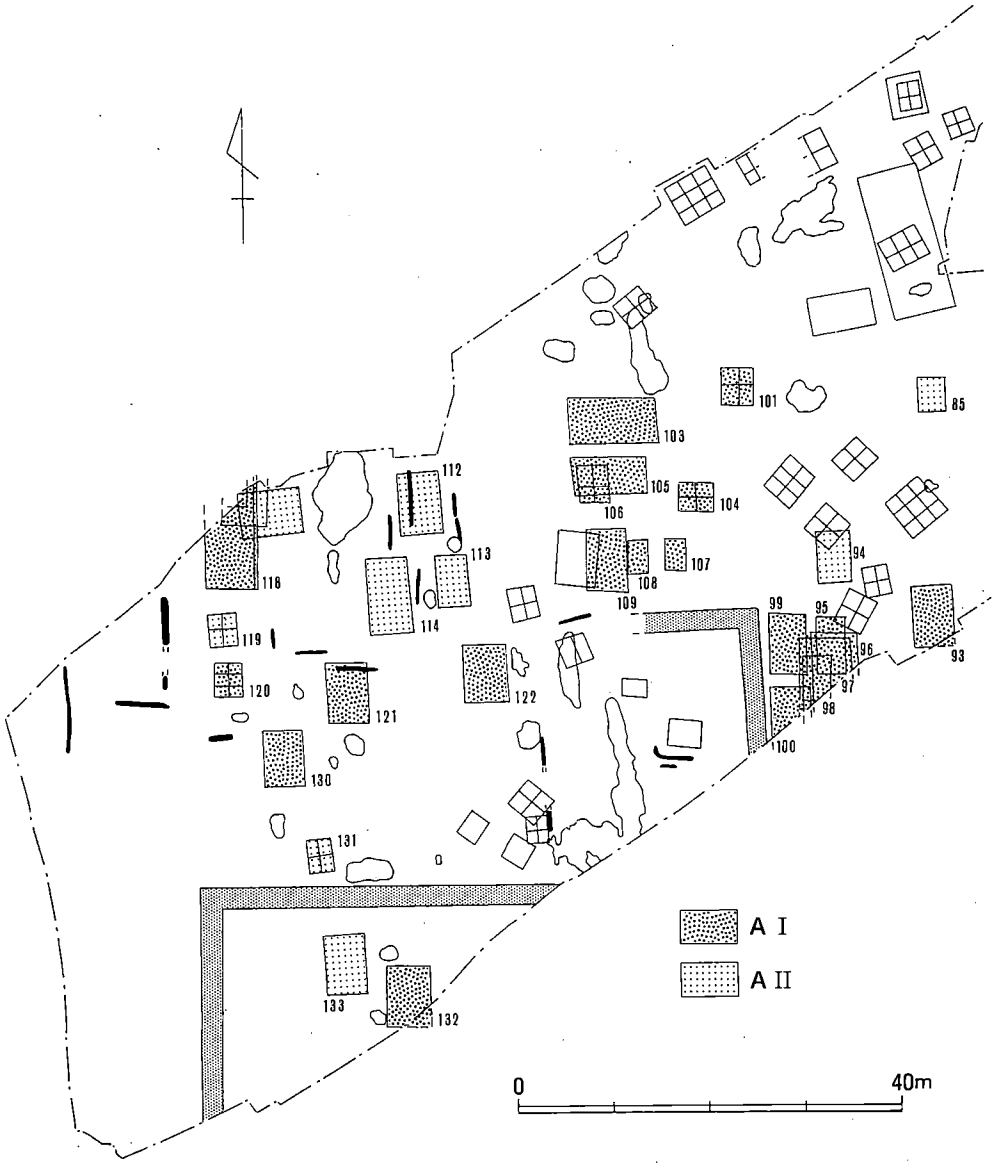

第45図　Aグループ建物群主要建物配置図(1/800)

号建物を置く。また、東正面には間に空き地をはさみ、103・105・109号建物が並び、その背後には、倉庫棟や納屋的な建物が配されている。121号建物とは重複するが、118・119号建物を意識して区画溝が配される。これら8棟の建物から離れてＡＩに属する建物が散在する。このように、これらの建物群では、8棟の建物が整然と並び、中核的な性格を有している。

ＡIIに含まれる建物は、ＡＩの空き地中央に、112・113・114号建物があり、西正面には118号と重複して115号建物、その南に倉庫棟である119号建物を配し、その他の建物は散在する。ＡＩ程には大規模・整然とはしていないが、ＡIIもＡＩとほぼ同じ位置に中核的な性格を有する建物を配している。

ＡＩ・ＡIIともに、中核的な建物を建てる場所として、同じ位置が選ばれ、両者の親近性が

窺える。すなわち、どちらかが先行して存在し、中核的施設の規模の変化に伴い建て替えたと思われるのである。規模を拡大したのか、縮小したのか。確たる根拠はないが、宮原遺跡の成長過程を考えると、まず、6世紀末ころの竪穴住居を主体とする集落から、次第に力をつけ、他集団（集落）を配下に置きつつ、拠点的な集落（村落）へと成長し、最後の姿がＡＩに見る拠点的な村落構造であろうと想像している。さらに想像をたくましくすれば、村首が「日益」氏自身であろうと推測され、「日益」村は編戸されていただろうと思われる。

さて、宮原遺跡は、筑前国夜須郡馬田郷であろうと推定される地域内に所在している。倉住靖彦氏によると、「（和名抄）刊本によると、夜須郡は中屋・馬田・賀美・雲提・刈島・栗田の六郷からなり、……。これらはいずれも平安時代の史料にもとづいているが、奈良時代においても大差なかったと考えてよいだろう。」とされ、馬田郷について「現在もその名が見られるように、（甘木）市内馬田地区を中心とする地区に比定でき、これに異論はないだろう。」と述べられている（註7、上記引用文の括弧書は筆者による）。地図上で現在の馬田地区を見ると、宮原遺跡の北東1.5km程の至近距離にある。当時の馬田郷の範囲は不明であるが、倉住氏の記述と、この地区の周辺で宮原遺跡と比肩するかこれを凌駕する村落遺構は未発見であることから、奈良時代、特に8世紀後半を中心とした時期においては、宮原遺跡は馬田郷の中核的な村落であったのではなかろうかと推測する。この推測を裏づけるモノは、これまで検討してきた特殊遺物の存在や、Ａグループ建物群ＡＩ・ＡIIに分類した村落構造でる。確かに、郡衙跡と推定される小郡官衙遺跡（小郡市；国史跡）や下高橋官衙遺跡（大刀洗町；国史跡）の外郭遺構や建物配置ほどには立派に整然とはしていない。しかし、Ａグループ建物群ＡＩ段階の建物配置は先述したように、それなりに、意図的に整然と配置されている。ＡII段階はＡＩ段階の前の建物群であろうと想像しているが、これも、ＡＩ段階ほどではないにせよ、建物配置に意図が窺える。

Ａグループ建物群ＡＩ・ＡII段階においては、この村首は、筑前国夜須郡馬田郷の郷長を勤めた人物であろうと推測する。その人物は、先述のように「日益」氏であった可能性が極めて高いと考える。郷衙跡であろう。今は高速道路の下である。惜しいことをした。

（7）おわりに

極めて大胆な想像を含めて、掘立柱建物跡のごく一部について検討した。Ｂ・Ｃグループの建物群については検討することができなかった。筆者の力量不足のため、このような結果になった。このような、非常に重大な問題を含む村落遺構の調査に携わりながら、宮原遺跡全体を検討できなかったことは非常に残念である。（児玉）

註 1　下浦宮原遺跡については、甘木市教育委員会が調査を実施した。この調査は、調査原因の相違から、近接するものの別々に調査されており、先に調査した部分は、すでに報告書が刊行され、次に調査された部分は本年度に報告書が刊行される。本年度の報告書刊行にあたり、既報告分の遺構を再検討された、甘木市教育委員会隈部敏明氏から図面の提供を受け、報告書を刊行された松尾宏氏には御多忙中にもかかわらず、種々の有益な助言をいただいた。

・株式会社鶴田工業『下浦宮原遺跡』　1997

・甘木市教育委員会『下浦宮原遺跡　II』　1998

註 2　甘木市教育委員会『下浦宮原遺跡』　1997

註 3　福岡県教育委員会『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告 —10—』　1987

註 4　久留米市教育委員会『東部土地区画整理事業関係埋蔵文化財調査報告書』第 6 集（久留米市文化財調査報告書　第50集）1987

久留米市教育委員会『安武地区遺跡群VI』（久留米市文化財調査報告書　第72集）1992

註 5　福岡県教育委員会『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告 —51—』　1998

註 6　集落、村落遺跡の調査をされる多くの方々は、出土遺物が遺構（特に竪穴住居跡）に伴うか否かを判断する調査手法について苦慮されていることと思われる。立野遺跡でも体験したが、宮原遺跡では立野遺跡にも増して遺構の切り合い関係が複雑であった。竪穴住居跡を中心に、遺構に伴う出土遺物の判断が極めて難しい状況であった。遺構の、建設時期・活用時期・廃絶時期を考える上で、極めて重要な判断を迫られる問題ではある。武田光正氏が、当時考えられる最大限の手法を駆使し調査したが、必要とする遺構の情報を得ることは極めて困難であった。土坑は別として、遺構（特に竪穴住居跡）に伴うと判断できる土器はごくわずか（というよりも、ほとんど無い）である。出土土器は多いが、土器の編年を組むことはおろか、土坑を除く遺構の時期を確定する出土資料は極めて希である。

註 7　倉住靖彦　『甘木市史』上巻　「第 3 編　古代」　382・383頁

立野・宮原遺跡の竪穴部

立野・宮原遺跡の遺構の主体を占める竪穴住居跡の竪穴部については、第46図により説明する。この模式図は、これまでの九州横断自動車道関係の報告では、第11地点（立野遺跡・宮原遺跡）の１冊目の報告書（註1）に掲載した図をもとに、その後、各編集者が必要に応じて名称を変え、加筆したものである。模式図に示した遺構をすべて備える住居はなく、両遺跡において検出した竪穴部の周囲、床面上、床面下の遺構を一枚の図面に模式的に集約したものである。ただし、本遺跡で遺構として確認できなかったものは図示していない。

立野遺跡・宮原遺跡の竪穴部の床はすべて貼床である。黒線は貼床面上の遺構、すなわち、生活時あるいは住居廃棄時に目に触れることができる遺構や、後世に掘り込まれた遺構を示している。赤線は、貼床下層に検出される遺構、すなわち、住居に伴うが生活時には目に触れる

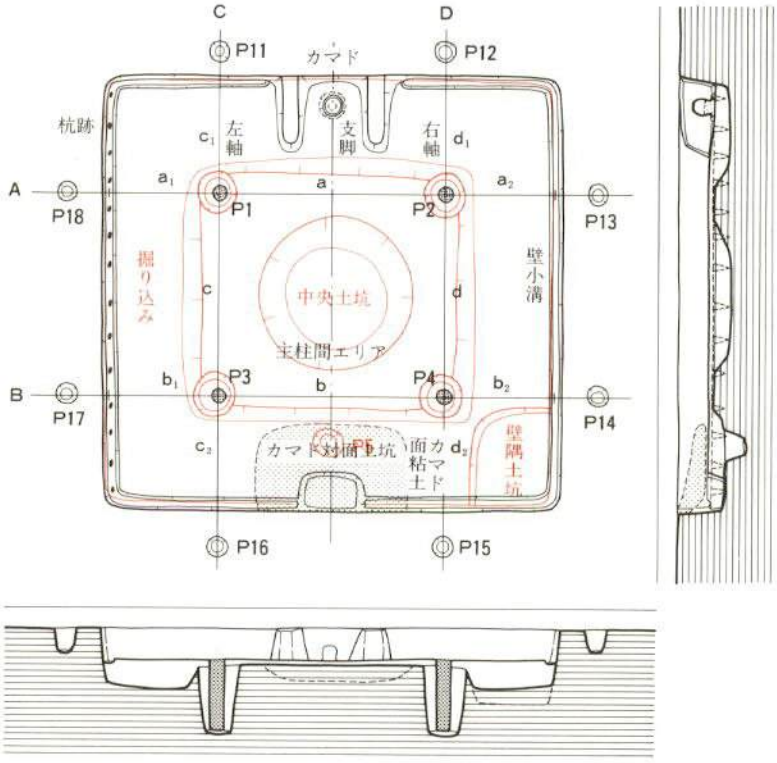

第46図　竪穴住居跡の竪穴部模式図と各部の名称

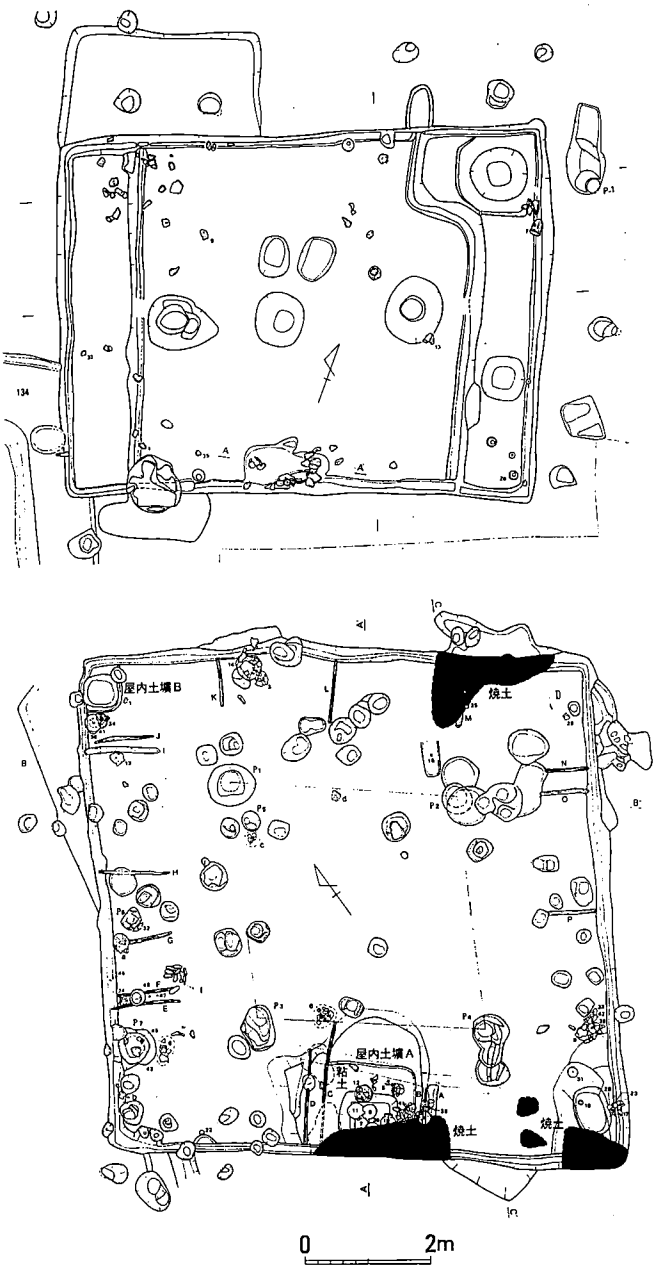

第47図　立野遺跡135号竪穴住居跡（上）・宮原遺跡３号竪穴住居跡（下）

ことができない遺構、及び、図示した当該住居より古い遺構を示している。ただし、主柱が抜き取られた場合の主柱穴Ｐ1～Ｐ4は貼床面が荒らされ、床面に検出できるので、黒線で図示している。また、竪穴部の削平が著しく貼床が遺存しない場合の下層遺構についても黒線で図示している。

竪穴部（黒）：竪穴住居の範囲は、通常、竪穴住居跡として図示し報告される部分の外まで広がると考えるので、それを竪穴住居跡の一部と認識し、竪穴部と呼ぶ。

主柱間エリア（黒）：貼床面上の４本の主柱痕（主柱穴）に囲まれた方形の空間を示し、面積で示している（この報告書では、各竪穴住居跡の計測表は掲載していない）。

壁小溝（黒）：竪穴部壁際の貼床面に検出される周溝状のもので、板材等を土壁際に埋め込んだ痕跡であろうと考える遺構である。

カマド対面土坑（黒）：カマド対辺の土壁のほぼ中央にある小さな土坑である。弥生時代後期～古墳時代初期の竪穴部に一般的に見られる屋内土坑に、系譜的に連なるものであろうと考えている。これまでは、屋内土坑Ａとして報告している（第47図）。

中央土坑（赤）：竪穴部のほぼ中央の貼床下層に検出され、地山を掘り込んだ不整形の浅い土坑である。埋土に焼土等を含む例があることから、弥生時代の炉が遺制として貼床下に残ったものであろうと考えている。

壁隅土坑（赤）：竪穴部の隅角部の貼床下層に検出される。場所は一定しない。弥生時代後期～古墳時代初期の竪穴部貼床面において、隅角部に屋内土坑を検出する場合があり、これまでは、屋内土坑Bとして報告している（第47図）。系譜的には屋内土坑Bに連なるものであろうと考えている。

掘り込み（赤）：竪穴部の貼床下層では、主柱間エリアと土壁との間の地山面が一段深く掘り込まれており、この部分を掘り込みと呼ぶ。弥生時代終末期～古墳時代初期の竪穴部においては、屋内土坑Aの部分は途切れるが造設されたベッド状遺構が壁際を巡り、その下層の地山面は、他の部分の地山面よりも一段深く掘り込まれている。このような竪穴部の造りかたが遺制として残ったものであろうと考えている。

P_1～P_4（赤）：主柱穴を示す。カマドに対してP_1～P_4の順に番号を付す。a～dは各主柱（穴）の中心間の距離を示す。また、a_1～d_2は各主柱（穴）の中心から、土壁下端までの距離を示す。

P_{11}～P_{16}（赤）：支柱穴的なものである。必ずしも主柱（穴）を結んだ一直線上に乗るとは限らない。上部構造を考える時、各支柱穴の存在を認めるならば、住居空間は竪穴部外まで広がるであろうことの傍証証拠の一助となるであろうと考えている。

以上のように、立野遺跡及び宮原遺跡の竪穴部貼床下層の遺構には、弥生時代以来の各遺構が遺制として取り込まれているように推測される。しかし、残念なことに、両遺跡においては弥生時代終末期～6世紀中葉の間の竪穴住居跡の資料が貧困である。よって、単一遺跡において、竪穴部貼床面及び同下層の遺構を系譜的に追求するに際し、時間を追って連続的に把握することはできない限界をはらんでいる。このことは、集落及び村落立地の選択の問題が、時代によっては、複雑な政治的・社会的な諸条件や、自然的な要因にも左右されたであろうし、間断なく数世紀に及ぶ集落・村落の継続的展開自体が不可能であったことにも起因していると推測される。したがって、今後は、集落・村落の構成集団の移動を追う調査手法や出土遺物の分析技術の開発が、より細かな集落・村落の内容を解明する手段のひとつとなろうと思われる。

（児玉）

註1　福岡県教育委員会　『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告』　－2－　1983

あとがき

九州横断自動車道第11地点（宮原遺跡・立野遺跡）の発掘調査は1981（昭和56）年5月18日から開始し、1984（昭和59）年4月30日に終了した。調査終了後、14年目にして、やっと最終報告を刊行することができた。立野遺跡西端から宮原遺跡東端まで約900mと調査対象地が広く、検出遺構は800を超え、夥しい量の出土品のため、報告書は、立野遺跡3冊、宮原遺跡5冊の計8冊となった。この間、人事異動等のため、報告書作成を本務として取り組みにくい状態が続き、現在にいたっている。やむを得ないことではあるが、筆者を除く他の執筆者の方々には多大の負担をかけることになり、非常に申し訳なく思っている。

さて、宮原遺跡・立野遺跡は、集落・村落遺跡として豊富な情報を提供してくれたが、その質・量が膨大すぎるため、消化しきれなかった。遺跡が発信する情報電波も、受け取る側の受信能力・容量により、認識不足が多々あった。事実報告のみはどうにか終えることができたが、遺跡の分析が不十分に終わったことは、ひとえに、筆者の力不足による。

なお、今回、この報告書を無事刊行できたのは、伊崎俊秋・武田光正両氏の地道な努力の積み重ねの結果であり、紙面を借りて御礼を申し上げます。

最後に、でき上がれば一枚の図面にすぎないが、一枚の図面に成るまで、ご協力いただいた方々に心から感謝いたします。

（児玉）

新旧遺構番号対照表

第１表　宮原遺跡新旧遺構番号対照表

竪穴住居跡

番号	旧番号
1	B21
2	C２下層
3	C２
4	C５
5	C８
6	C７
7	C４
8	C６
9	C３
10	B１
11	B８
12	B３
13	B２
14	B４
15	B７
16	B６
17	B11
18	B９
19	B10
20	B12
21	B22
22	B23
23	B14
24	B13
25	B25
26	B16
27	B17
28	B18
29	B24
30	B25
31	AI91
32	AI92
33	AI94

番号	旧番号
34	AI93
35	AI81
36	AI83
37	AI82
38	AI86
39	AI85
40	AI87
41	AI84
42	AI88
43	AI89
44	AI90
45	AI104
46	AI103
47	AI102
48	AI105
49	AI100
50	AI101
51	AI106
52	AI109
53	AI^{107}_{108}
54	AI52
55	AI55
56	AI54
57	AI５
58	AI56
59	AI^{40}_{41}
60	AI51
61	AI50
62	AI３
63	AI１
64	AI２
65	AI４
66	AI49

番号	旧番号
67	AI39
68	AI42
69	AI38
70	AI37
71	AI36
72	AI44
73	AI35
74	AI34
75	AI33
76	AI32
77	AI31-B
78	AI31-A
79	AI29
80	AI30
81	AI８
82	AI110
83	AI111
84	AI17
85	AI16
86	$AI^{9}_{113\ 121}$
87	AI114
88	AI122
89	AI^{10}_{115}
90	AI116
91	AI117
92	AI11
93	AI12
94	AI６
95	AI112
96	AI^{13}_{118}
97	AI^{15}_{119}
98	AI^{46}_{120}
99	AI７

番号	旧番号
100	AI123
101	AI^{14}_{124}
102	AI125
103	AI18
104	AI19
105	AI20
106	AI22
107	AI21
108	AI24
109	AI24
110	AI27
111	AI^{28}_{26}
112	AI43
113	D45 D60
114	D61
115	D59
116	D63
117	D57
118	D62
119	D58
120	D55
121	D54
122	D53
123	AⅡ77
124	AⅡ75
125	AⅡ79
126	AⅡ78
127	AⅡ76
128	AⅡ73
129	AⅡ74
130	AⅡ72
131	AⅡ71
132	AⅡ70

※旧番号番の欄の番号の前に付したアルファベットは地区名を示す。

番号	旧番号
133	D52
134	D56
135	D51
136	D50
137	D32
138	D37
139	D39
140	D38
141	D40
142	D区
143	D41
144	AII61
145	AII60
146	AII62
147	AII57
148	AII59
149	AII58
150	D36
151	D34
152	D35
153	D区
154	D33
155	D42
156	D43
157	D区
158	D44
159	D11
160	D区
161	市道D9
162	市道D8
163	市道D6
164	市道D7
165	市道D3・4

番号	旧番号
166	市道D 5
167	市道D 2
168	市道D 1
169	D区
170	D区
171	D区
172	D区
173	D区
174	D区
175	D区
176	D116
177	D区
178	AII80
179	市AII 1
180	市AII 2
181	市AII 3
182	市AII 5
183	市AII 4
184	市AII 6
185	AII47
186	AII区
187	AII64
188	D107
189	D7・D108
190	D110・D109
191	AII63・D115
192	AII66
193	AII67
194	AII68
195	AII69・D126
196	D区
197	D104・D105
198	AII18・D106

番号	旧番号
199	D111
200	D131
201	D130
202	D117
203	D19
204	D20・D128
205	D区
206	D112
207	D 9
208	D 3
209	D 7
210	D 8
211	D 2
212	D 4
213	D 1
214	D11・12
215	D13
216	D14
217	D15・16
218	D 6
219	D 5
220	D30
221	D114
222	D113
223	D129
224	D101・109
225	D102
226	D118
227	D119
228	D132・150 135の東側
229	D141・142 133・134の一部
230	D134の 北側一部
231	D143

番号	旧番号
232	
233	
234	
235A	
235B	
236	
237	
238	
239	
240	
241	
242	
243	
244	
245	
246	
247	
248	
249	
250	
251	
252	
253	
254	
255	
256	
257	
258	

掘立柱建物跡

1	
2	
3	

番号	旧番号
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	
31	A I 102
32	A I 101
33	A I 103
34	
35	
36	

番号	旧番号
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	
51	
52	
53	
54	
55	
56	
57	
58	
59	
60	
61	
62	
63	A II 6
64	A II 7
65	A II 8
66	
67	
68	A II 9
69	

番号	旧番号
70	
71	
72	
73	
74	
75	
76	
77	
78	
79	
80	
81	
82	
83	
84	
85	
86	
87	
88	
89	
90	
91	
92	
93	
94	
95	
96	
97	
98	
99	
100	
101	
102	A II 10

番号	旧番号
103	
104	
105	
106	
107	
108	
109	
110	
111	
112	
113	
114	
115	
116	
117	
118	D 1
119	D 2
120	D 3
121	D 4
122	
123	
124	D10
125	D11
126	
127	
128	
129	
130	
131	D 5
132	
133	
134	
135	

土　坑

番号	旧番号
1	C 2
2	C 5
3	B 3
4	B 4
5	B 1
6	A I 24
7	AI25
8	AI10
9	AI11
10	AI103
11	AI104
12	—
13	A I 101・101B
14	A I 102・SX10
15	方形土壙
16	—
17	—
18	—
19	—
20	—
21	A I 106
22	—
23	D区22
24	D区20
25	D区21
26	D区23
27	D区 5
28	D区 6
29	D5037
30	D区11・13
31	A区12
32	A区13
33	A区14

番号	旧番号
34	A区21
35	A区18
36	A区15
37	A区19
38	A区24
39	A区16
40	A区17
41	A区22
42	A区23
43	市A II 4
44	市A II 2
45	市A II 1
46	市A II 3
47	D区 1
48	D区 4
49	D区 2
50	D区31
51	—
52	—
53	D区32
54	D区36
55	D区37
56	D区34
57	D区35
58	—
59	D区 3
60	D区 7
61	D区47
62	D区39
63	D区 8
64	D区43
65	D区 9
66	D区42

番号	旧番号
67	D区38
68	D区33

土壙墓

1	市A II
2	
3	
4	
5	134・135号 掘立柱
6	建物に
7	
8	
9	
10	D11
11	D区D5777
12	D 1
13	D区41号土坑
14	D区46号土坑
15	D区40号土坑

井　戸

1	D 1

おとし穴

1	
2	
3	
4	

溝

1	B・A I 1
2	
3	

番号	旧番号
4	
5	
6	A II 3
7	A II 1
8	A II 2
9	
10	D2・9
11	D9支線
12	D4・8
13	—
14	D11
15	—
16	D 3
17	—
18	—
19	D 1
20	

方形竪穴

1	C土坑 1
2	C住 1
3	B土坑 2

立野遺跡

住居

番号	旧番号
1	E 1
2	E 2
3	D 1
4	D 2
5	D 4
6	D 3
7	D 5
8	B 1
9	B 2
10	B 3
11	B 4
12	B12
13	B 5
14	B 6
15	B 8
16	B 7
17	B 9
18	B10
19	B11
20	B12
21	C 2
22	C105
23	C101
24	C102
25	C103
26	C104
27	C107
28	C106
29	C111
30	C152
31	C110
32	C108
33	C109

番号	旧番号
34	C162
35	C135
36	C136
37	C114
38	C153
39	C113
40	C112
41	C118
42	C116
43	C119
44	C117
45	C124
46	C120
47	C121
48	C122A
49	C122B
50	C123
51	C 3
52	C50
53	C 4
54	C51
55	C 5
56	C 6
57	C 7
58	C 8
59	C 9
60	C125
61	C126
62	C10
63	C36
64	C35
65	C33
66	C37

番号	旧番号
67	C28
68	C29
69	C30
70	C48
71	C31
72	C34
73	C39
74	C49
75	C11
76	C38
77	C56
78	C12
79	C32
80	C55
81	C54
82	C59
83	C53
84	C127
85	C129
86	C128
87	C132
88	C131
89	C130
90	C133
91	C134
92	C154
93	C137
94	C138
95	C149
96	C151
97	C147B
98	C147A
99	C148

番号	旧番号
100	C146
101	C150
102	C145
103	C143
104	C141
105	C142
106	C144
107	C139
108	C13
109	C21
110	C14
111	C40
112	C41
113	C15
114	C17
115	C16
116	C18
117	C19
118	C22
119	C23
120	C24
121	C25
122	C45
123	C27
124	C43
125	C157(26)
126	C155(57)
127	C156
128A	C159(44)
128B	C159(44)
129	C161
130	C158
131	C160

番号	旧番号
132	C58

建　物

1	—
2	—
3	—
4	—
5	—
6	—
7	—
8	—
9	—
10	—
11	—
12	—
13	—
14	B 4
15	B 3
16	B 6
17	B 1
18A	B 5
18B	B 5
19	B 2
20	—
21	C125
22	C124
23	C104
24	C106
25A	C103A
25B	C103B
26	C102
27A	C101A
27B	C101B

番号	旧番号
28	C105
29	C126
30	C110
31	C109
32	C107
33	C108
34	C17
35	C123
36	C111
37	C16
38	C 1
39	C25
40	C 2
41	C24
42	C20
43	C15
44	C112
45A	C113A
45B	C113B
46	C122
47	C135
48	C114
49	C127
50	C115
51	C134
52	C133
53	C120
54	C121
55	C136
56	C 9
57	C22
58	C 6
59	C26

番号	旧番号
60	C14
61	C117
62	C129
63	C119
64	C130
65	C128
66	C131
67	C19
68	C10
69	C 3
70	C18
71	C 4
72	C11
73	C21
74	C23
75	C 5
76	C 7
77	C 8
78	C13
79	C12

土壙墓
(A地区)

1	2
2	19
3	22
4	3(4A)
5	1
6	4(4B)
7	41
8	40
9	39
10	38

番号	旧番号
11	37
12	36
13	23
14	24
15	25
16	26
17	28
18	27
19	446
20	33
21	34
22	35
23	32
24	31
25	30
26	29
27	43
28	44a
29	46
30	45
31	18
32	16
33	21
34	17
35	13
36	9
37	12
38	15
39	14
40	20
41	
42	10
43	11

番号	旧番号
44	5
45	
46	
47	42
48	6
49	8

（D地区）

1	4
2	3
3	2
4	1
5	9
6	8
7	7
8	6
9	10
10	D 5
11	D 6
12	D 7
13	5

方形周溝墓(A)

1	3
2	2 号石棺
3	4
4	2
5	7
6	6
7	5
8	8
9	11
10	12

番号	旧番号
11	13
12	K- 1
13	14
14	15
15	16

A古墳

1	10号 方形周溝墓
2	1 号 方形周溝墓
3	9 号 方形周溝墓

D古墳

1	5
2	6
3	1
4	2
5	3
6	4

おとし穴
A地区

1	3
2	1
3	2
4	14
5	13
6	9
7	10
8	11
9	15
10	4
11	7
12	8

番号	旧番号
13	6
14	5

D地区落し穴

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	

土　壙

番号	旧番号

図　　版

第11地点（立野遺跡・宮原遺跡）全景

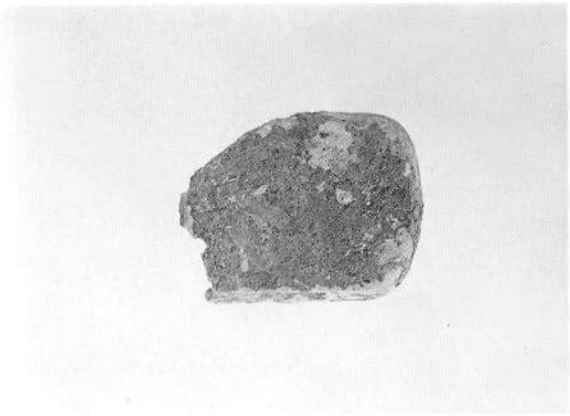

帯金具・墨書土器

134・135号 建 物

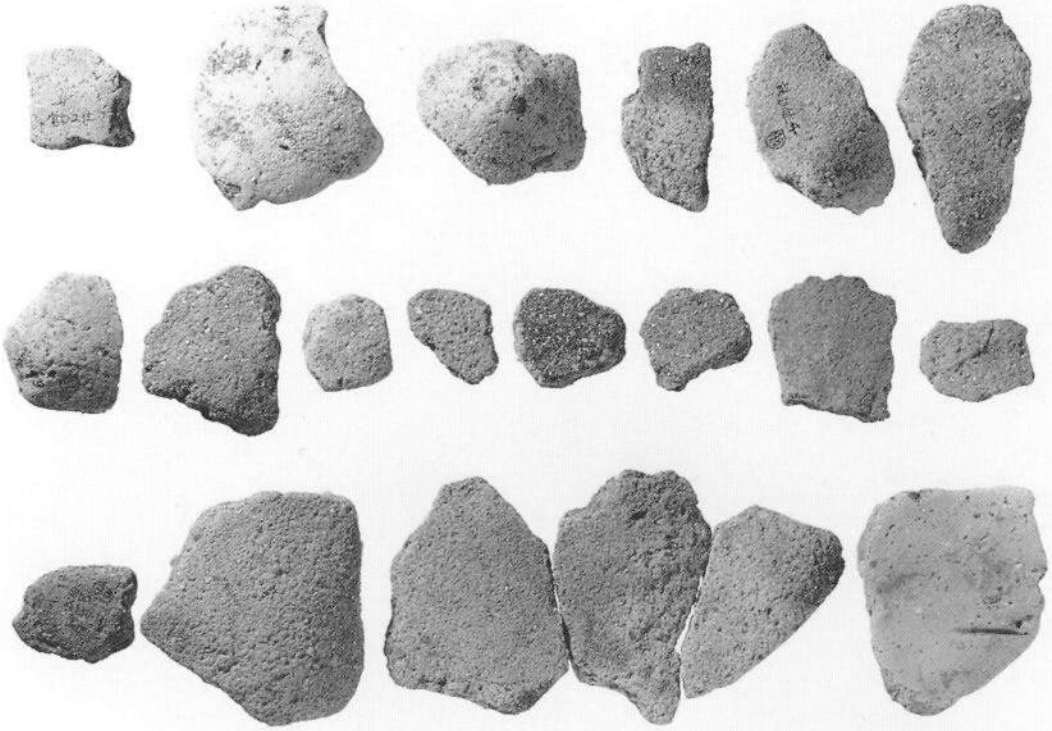

焼塩土器外面

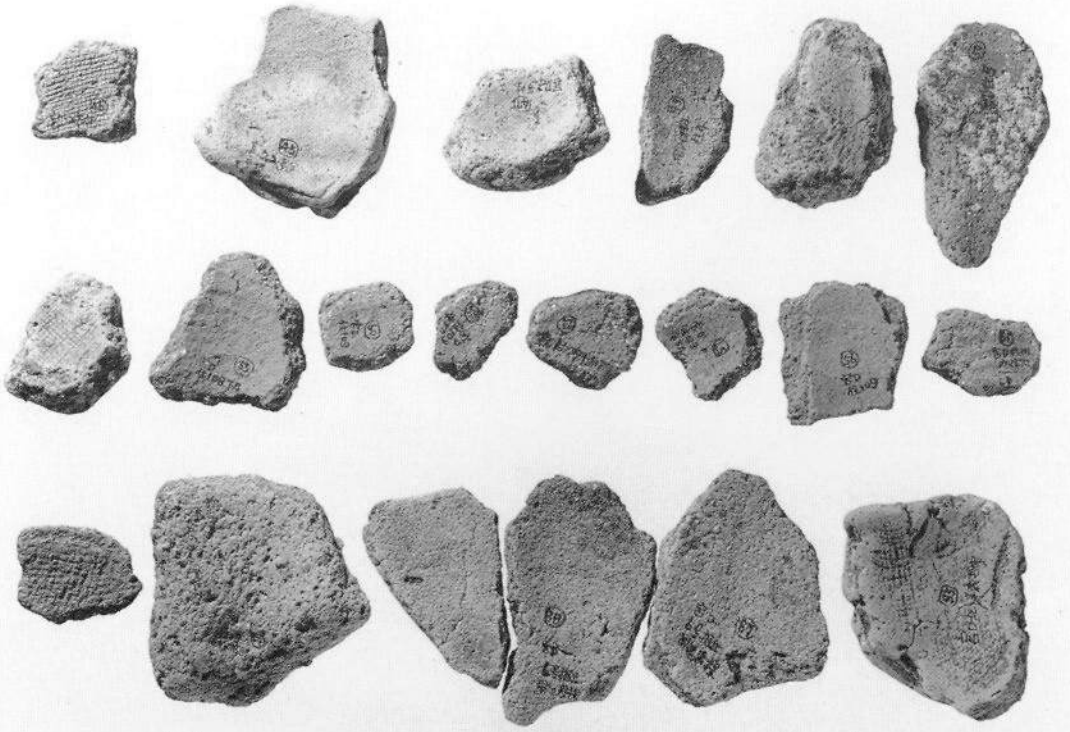

焼塩土器内面

報告書抄録

ふりがな	きゅうしゅうおうだんじどうしゃどうかんけいまいぞぶんかざいちょうさほうこく
書名	九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告
副書名	甘木市所在宮原遺跡Ⅴ
巻次	—52—
シリーズ名	九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告
シリーズ番号	—52—
編著者名	武田光正・伊崎俊秋・児玉真一
編集機関	福岡県教育委員会
所在地	〒812　福岡市博多区東公園7番7号
発行年月日	西暦　1998年　3月　31日

ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積 m²	調査原因
		市町村	遺跡番号					
宮原遺跡 立野遺跡	福岡県甘木市 大字下浦字 宮原・立野	402095	100370	33° 23° 41°	130° 37° 45°	S56～59	約20,000m²	高速道路建設のため

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
宮原遺跡 立野遺跡	集落	7～8世紀	竪穴住居跡 掘立柱建物跡 井戸 おとし穴 土坑 土壙墓 溝	土師器・須恵器・瓦・鉄製品・石製品 ※墨書土器・刻印土器・焼塩土器・転用硯・土錘	

福岡県行政資料	
分類番号 JH	所属コード 2133051
登録年度 H9	登録番号 9

九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告—52—

平成10年3月31日

発行　福岡県教育委員会
福岡市博多区東公園7番7号

印刷　今井印刷株式会社
福岡市中央区赤坂1丁目2番18号

九州横断自動車道関係
埋蔵文化財調査報告

— 52 —

甘木市所在宮原遺跡Ⅴ

1998

福岡県教育委員会

付　　図

付図1　立野遺跡・宮原遺跡、下浦宮原遺跡全体図(1/800)
付図2　宮原遺跡堀立柱建物跡の分類図

立 野 遺 跡

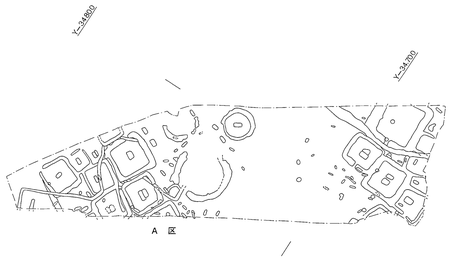

宮 原 遺 跡

付図 1　立野遺跡・宮原遺跡、下浦宮原遺跡全体図(1/800)

付図 2　宮原遺跡堀立柱建物グループ別分布図(上、1/800)・特殊遺物出土位置図(下、1/800)